

平成 30 年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

平成 31 (2019) 年 3 月  
京都学園大学

1



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学生	10
基準 3 教育課程	33
基準 4 教員・職員	59
基準 5 経営・管理と財務	68
基準 6 内部質保証	78
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A 地域社会との連携	82

## **I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等**

### **1. 建学の精神**

学校法人京都学園が京都学園大学の設立を計画した目的は、次のとおりである。「本学園は創立者辻本光楠先生が日本人らしい日本人、国際的視野に立つ日本人教育をモットーに商業学校を開校してから 43 年、その精神は脈々として今日まで承けつがれて来たが、教育水準の向上により大学を設置することによって、学園設立の趣意を生々発展させ、国家社会の期待に応えんとするものである」（京都学園大学設立計画の概要）。このような趣旨に基づいて、本学は昭和 44(1969)年に経済学部の単科大学として設立された。また、その趣旨に沿って本学の教育目的は、開学時の学則第 1 条で次のように定められた。「本大学は教育基本法および学校教育法に基づき広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、特にわが国伝統の精神に支えられた国際的視野に立つ高い教養と豊かな情操を養い産業教育文化の発展に貢献する人材を育成することを目的とする」。

その後の時代状況が大きく変化中、建学の精神がさまざまに解釈される状況を憂慮し、本学園理事会は平成 3(1991)年 11 月に建学の精神についての共通理解を図るために建学の精神検討特別委員会を設置した。特別委員会は時代状況の変化を踏まえ、「『日本人らしい日本人』すなわち、世界的視野で主体的に考え行動する人材の育成」を建学の精神とする答申案を理事会に提出し、同答申案に基づいて本学園の建学の精神が平成 4(1992)年 1 月開催の理事会において正式に決定された。

上記決定にさいして理事会は、創立者が ①国際感覚豊かな人間、②日本の伝統文化を深く理解する人間、③向上心を失わず自立心を有する人間、④豊かな創造力をもって地域に貢献できる人間、⑤日本人としての自覚を失わず、平等・互惠の精神－思いやりの心－をもつ人間を養成すべき人物像としていたことを確認した。

### **2. 本学の基本理念、使命・目的**

本学もこれを受け、平成 5(1993)年に学則第 1 条を次のとおり改正した。「本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法および学校教育法に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、特に建学の精神である『日本人らしい日本人』すなわち世界的視野で主体的に考え行動する人材を育成することを目的とする」。

本学が高等教育機関としての社会的使命を貫徹するためには、建学の精神を踏まえてその時々々の時代状況の中で取り組むべき課題を明確にし、絶えず自己変革を遂げていかなければならない。大学を取りまく社会的・経済的環境は近年著しく変容し、特に国際化の進展と大学のユニバーサル化は、本学の教育研究活動の目的を学生や教職員、更には受験生を含む社会一般の人びとにより明確かつ平易な表現で伝えることの必要性を生み出した。そこで、平成 20(2008)年の認証評価に際して指摘された各項目についての対応策の検討と総合的な調整を図る目的で、学長の下に設置された大学評価基本会議での検討を踏まえ、平成 23(2011)年 4 月に学則第 1 条における本学の教育目的を次のように改正した。「本学は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法および学校教育法に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、世界的視野で主体的に考え行動する人材を育成することを目的とする」。

### **3. 本学の個性・特色等**

本学は「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成 17(2005)年）の中で示された大学

## 京都学園大学

の機能別分化に沿って「幅広い職業人養成」に重点的に取り組む大学として教育改革に取り組んできた。

本学は開学以来、「実学重視」の伝統を受け継いでおり、「社会が求める人材」の育成を目指している。今日のグローバル化する社会の要請として「国際社会で活躍できる人材」だけでなく、国内にあっても「社会の変化に柔軟に対応できる人材」が求められており、本学は、これに対応して、本学の考える実学の方向性として、(1)「専門分野の知識や技術を確実に身に付けていること」(2)「他者と共に働き、社会に貢献すること」(3)「社会の変化に対応できるよう、卒業後も学び続けること」の3つの要素の浸透をめざしている。そしてこの3つの要素の浸透を実現するために、「コミュニケーション力、協働力、適応力、行動力、課題発見力、論理的思考力」の6つを合わせた「人間力」の養成に力を入れている。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

昭和 44 (1969)年 4月	京都学園大学創立、経済学部（経済学科・経営学科）開設
平成元 (1989)年 4月	法学部（法学科）開設
平成 3 (1991)年 4月	経済学部（経営学科）を改組し、経営学部（経営学科）開設
平成 4 (1992)年 4月	ビジネスサイエンス研究所開設
平成 6 (1994)年 4月	大学院 法学研究科（修士課程 ビジネス法学専攻）開設
平成 7 (1995)年 4月	経済学研究科（修士課程 地域政策専攻）開設
	経営学研究科（修士課程 経営学専攻）開設
平成 11 (1999)年 4月 7月	京都文化短期大学を改組転換し、人間文化学部（人間関係学科・文化コミュニケーション学科）開設
	ビジネスサイエンス研究所を総合研究所に名称変更
平成 13 (2001)年 6月	心理教育相談室（桂センター）開設
平成 14 (2002)年 4月	人間文化研究科（修士課程 人間文化専攻）開設
	経営学部（事業構想学科）開設
平成 16 (2004)年 4月	人間文化学部（文化コミュニケーション学科）を人間文化学部（メディア文化学科）に名称変更
平成 18 (2006)年 4月 7月	バイオ環境学部（バイオサイエンス学科・バイオ環境デザイン学科）開設
	リエゾンセンター開設
平成 20 (2008)年 4月	人間文化学部（人間関係学科、メディア文化学科）を改組し、人間文化学部（心理学科、メディア社会学科、歴史民俗・日本語日本文化学科）開設
平成 21 (2009)年 4月	人間文化学部（国際ヒューマン・コミュニケーション学科）開設
平成 22 (2010)年 4月	バイオ環境研究科（博士課程前期・博士課程後期 バイオ環境専攻）開設
	経済学研究科（地域政策専攻）を経済学研究科（経済学専攻）に名称変更

平成 27(2015)年 4月	経済学部、経営学部、法学部を改組し、経済経営学部を開設 人間文化学部を改組し、人文学部を開設 バイオ環境学部 に食農学科を新設 健康医療学部を開設 京都太秦キャンパスを開設
-----------------	--

## 2. 本学の現況

- ・ 大学名 京都学園大学
- ・ 所在地 京都府京都市右京区山ノ内五反田町 18 番地
- ・ 学部、研究科構成

経済経営学部	経済学科 経営学科
人文学部	心理学科 歴史文化学科
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科 バイオ環境デザイン学科 食農学科
健康医療学部	看護学科 言語聴覚学科 健康スポーツ学科

経済学研究科	修士課程 経済学専攻
経営学研究科	修士課程 経営学専攻

法学研究科	修士課程 ビジネス法学専攻
-------	---------------

人間文化研究科	修士課程 人間文化専攻
バイオ環境研究科	博士課程前期 バイオ環境専攻 博士課程後期 バイオ環境専攻

平成 30 年度学生募集停止

京都学園大学

・学生数、教員数、職員数（平成30(2018)年5月1日現在）

学部および研究科の学生数

学部	学科	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/人)	社会人入学 学生数 (内数/人)
経済学部	経済学科	8	—	—
経済学部合計		8	0	0
経営学部	経営学科	13	3	—
	事業構想学科	8	—	—
経営学部合計		21	3	0
法学部	法学科	8	—	—
法学部合計		8	0	0
人間文化学部	心理学科	8	—	—
	メディア社会学科	4	—	—
	歴史民俗・日本語日本文化学科	9	2	—
	国際ヒューマンコミュニケーション学科	3	—	—
	人間関係学科	—	—	—
	メディア文化学科	—	—	—
人間文化学部合計		24	2	0
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科学科	259	2	—
	バイオ環境デザイン学科	218	—	—
	食農学科	245	—	—
バイオ環境学部合計		722	2	0
経済経営学部	経済学科	668	8	—
	経営学科	692	17	—
経済経営学部合計		1360	25	0
人文学部	心理学科	247	19	—
	歴史文化学科	349	14	—
人文学部合計		596	33	0
健康医療学部	看護学科	345	—	—
	言語聴覚学科	98	—	—
	健康スポーツ学科	383	—	—
健康医療学部合計		826	0	0
合計		3565	65	0

京都学園大学

修士課程

研究科	専攻	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/人)	社会人入学 学生数 (内数/人)
経済学研究科	経済学専攻	7	0	3
経済学研究科計		7	0	3
経営学研究科	経営学専攻	3	1	1
経営学研究科計		3	1	1
法学研究科	ビジネス法学専攻	4	0	0
法学研究科計		4	0	0
人間文化研究科	人間文化専攻	16	2	0
人間文化研究科計		16	2	0
バイオ環境研究科	バイオ環境専攻 (博士課程前期)	5	0	0
バイオ環境研究科		5	0	0
合 計		35	3	4

博士課程

研究科	専攻	在籍者数 (人)	留学生数 (内数/人)	社会人入学 学生数 (内数/人)
バイオ環境研究科	バイオ環境専攻 (博士課程後期)	1	0	0
バイオ環境研究科計		1	0	0



京都学園大学

教員数

学部・学科等の名称		専任教員数				
		教授	准教授	講師	助教	計
経済経営学部	経済学科	18	9	2	0	29
	経営学科	14	5	2	0	21
経済経営学部 計		32	14	4	0	50
人文学部	心理学科	9	4	1	0	14
	歴史文化学科	8	3	0	0	11
人文学部 計		17	7	1	0	25
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	5	4	1	0	10
	バイオ環境デザイン学科	4	4	3	0	11
	食農学科	7	1	2	0	10
バイオ環境学部 計		16	9	6	0	31
健康医療学部	看護学科	8	6	10	7	31
	言語聴覚学科	4	2	2	1	9
	健康スポーツ学科	8	2	4	0	14
健康医療学部 計		20	10	16	8	54
その他の組織	教育開発センター	3	1	3	0	7
	国際交流センター	0	1	0	0	1
	心理教育相談室	0	1	0	0	1
	研究連携支援センター	1	0	0	0	1
計		89	43	30	8	170

職員数

	正職員	嘱託	パート(アルバイトも含む)	派遣	合計
人数	64	38	9	22	133

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

#### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

#### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・ 本学は学則第 1 条で「学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法および学校教育法に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、世界的視野で主体的に考え行動する人材を育成すること」を大学の教育目的として掲げ、学則第 1 条の 2 において各学部・各学科の教育目的を具体的に定めている。
- ・ 本学は大学院学則第 1 条で「学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法および学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与すること」を大学院の教育目的として掲げ、大学院学則第 1 条の 2 において各研究科の教育目的を具体的に定めている。

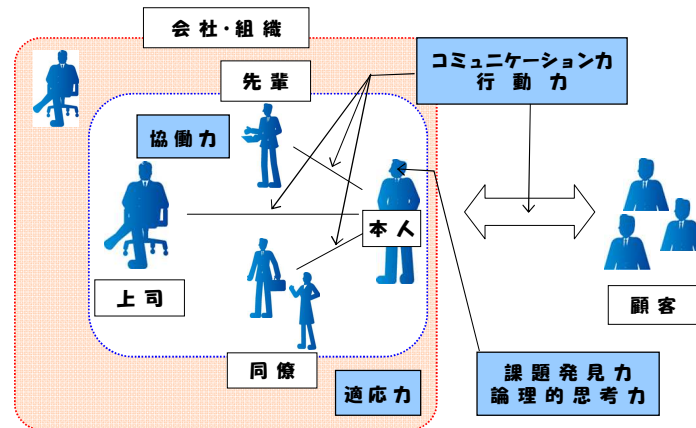
##### 1-1-② 簡潔な文章化

- ・ 本学の使命・目的および教育目的は、学部学科、大学院研究科ごとに簡潔かつ明確に学則として文章化され、ホームページ上において公開している。

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

- ・ 本学は、文部科学省の「平成 22 年度 大学生の就業力育成支援事業」への応募を機に、大学の機能別分化の要請に沿って「幅広い職業人養成」に重点的に取り組む大学として本学自身を自己規定し、上述した教育目的を今日的な時代状況の中で実現するため、「人間力の育成」を教育目標と定めた。
- ・ 本学独自の「人材ニーズ調査」結果に基づき、「人間力」を「社会が必要とする 6 つの基礎力」（コミュニケーション力、協働力、適応力、行動力、課題発見力、論理的思考力）と定義し、本学の特色として具体的に提示した。
- ・ 図 1-2-1 は学生の卒業後のビジネスシーンを念頭において、「総合力としての人間力」をトータルに描いたイメージ図である。

図 1-2-1 総合力としての人間力



#### 1-1-④ 変化への対応

- ・各部門の自己点検・評価活動の成果は「自己点検評価書」としてまとめられ、ホームページ上でも公表され、大学評議会や各種全学委員会などが本学の使命・目的を社会変化に応じて検討する際の基礎資料となっている。
- ・FD(Faculty Development)活動の成果は「京都学園大学 FD・SD 推進活動報告書」としてまとめられ、大学評議会や各種全学委員会などで本学の使命・目的を社会の変化に対応して検討する際の基礎資料となっている。

#### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・これまでの検討や見直しを継続し、意味内容を具体的かつ明確にするため、簡潔な文章化に努めながら、大学を取り巻く環境の変化に対応しつつ、大学の使命・目的の見直しを随時実施する。
- ・引き続き、法令適合性および個性・特色の明示といった条件を確保しつつ、社会情勢等も踏まえ、必要に応じて随時、使命・目的および教育目的の見直し等を実施する。

### 1-2 使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-2-② 学内外への周知

#### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

#### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- ・ 本学の使命・目的は大学学則、大学院学則に明示されている。現行の大学の目的は教授会および大学評議会の議を経て決定されたものである。各学部・各学科の教育目的についても教授会および大学評議会の議を経て決定されている。本学大学院の目的、各研究科の目的についても、各研究科委員会および大学院委員会の議を経て決定されたものであり、教員の理解と支持を得ている。また、大学評議会および大学院委員会には大学事務局長と大学事務局次長が構成員となっており、この2人の構成員を通して事務職員の理解と支持を得ている。
- ・ 学校法人京都学園に属する本学の学則の制定・改廃は大学の手続きを経て、理事会が行うこととなっており、理事会役員の理解と支持を得ている。

### 1-2-② 学内外への周知

- ・ 大学の使命・目的については、入学式、卒業式などの公式行事の式辞や挨拶などで役職者が必ず言及しているほか、大学のホームページ、大学紹介資料「大学案内」において説明し周知徹底している。
- ・ 本学父母の会機関紙「大学だより」、父母の会「教育・就職懇談会資料」、学生便覧「G-book : Campus Guide」等によって、大学の現況紹介を含め本学の使命・目的を説明している。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

- ・ 平成 26(2014)年 7 月にまとめられた『新・京都学園大学』中期ビジョンにおいて、本学の教育目的「世界的視野で主体的に考え行動する人材の育成」に基づき、今日的な時代状況のなかで教育目標を「人間力の育成」と定めた。
- ・ 平成 27(2015)年には文部科学省地（知）の拠点参加大学に採択され、本学の人間力育成の取り組みが、地域の産業振興や地元就職率の向上という今日的課題の解決に結びつくことが認められた。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- ・ 平成 27(2015)年 4 月に行われた学部学科の再編の際に各学部各学科の 3 つのポリシーが策定された。その際には本学の使命・目的、教育目的を踏まえて 3 つのポリシーが取りまとめられた。
- ・ 平成 28(2016)年度に「3 つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に従って、3 つのポリシーの精緻化を行い、本学の教育上の目的を踏まえて、各学部学科の現行の 3 つのポリシーが制定され、現在に至っている。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- ・ 本学は高等教育機関としての社会的使命を貫徹し、建学の精神を踏まえ、その使命・目的および教育目的を実現するために、4 学部 10 学科、5 研究科を置いている。いずれの組織も建学の精神、教育目標、3 つのポリシーの実現のために設置しており、その構成は使命・目的と整合している。

**(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）**

- ・ 本学の使命・目的については、学内外への周知に努め、中長期の計画で具体化の方策を追求し、それを実現する教育研究組織を構成するように取り組んでいく。特に本学が真に「社会が求める大学に進化」するために、社会の変化を的確に把握し、ディプロマ・ポリシーを不断に検証し、その内容をカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーにも反映させる。

**[基準 1 の自己評価]**

- ・ 本学は建学の精神に基づき教育基本法および学校教育法を踏まえながら、教育目的、各学部学科ならびに大学院各研究科の教育目的を、学則において具体的かつ明確に表現している。
- ・ 本学の使命・目的を大学および大学院の 3 つのポリシー並びに中長期の計画にも反映させている。
- ・ 本学は今日的な時代状況の中で教育目的を実現すべく、本学独自の「人材ニーズ調査」に基づいて「人間力の育成」を教育目標に定め、その具体的な内容を明確に定義している。
- ・ 本学は平成 26(2014)年 7 月に策定された『新・京都学園大学』中期ビジョンの実現に向けて取り組んでいる。
- ・ 以上により、基準 1 を満たしていると自己評価する。

**基準 2. 学生**

**2-1 学生の受入れ**

**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

**2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

**(1) 2-1 の自己判定**

「基準項目 2-1 を満たしている。」

**(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**

**【学部】**

・ 本学のアドミッション・ポリシーについては、平成 28（2016）年度に全面的な改定を行った。文科省の進める「高大接続システム改革」に基づき、学力の 3 要素、つまり「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を入試において評価できるようにした。しかも本学の教育目的である「世界的視野で主体的に考え行動する人材」の育成のために、各学部学科の教育内容に沿いつつ、どのような人を受け入れるかを明確化した。そして、「入学者選考方法における重点評価

項目」として、学力の3要素とともに本学が独自に重視する「理解力」「コミュニケーション力」等を加え、各入試において重点的に評価する能力を一覧表にした。本学のアドミッション・ポリシーについては、平成29(2017)年度に各学科のアドミッション・ポリシーを中心にさらに修正を行った。これは学力の3要素をポリシーに十分反映させるとともに、各学科の求める学生を高校生にも分かり易い言葉で示すためである。平成30(2018)年度には、同様の理由により、大学及び学部のアドミッション・ポリシーのさらなる修正を予定している。

・本学のアドミッション・ポリシーについては、「大学案内」「入学試験要項」「AO入試要項」に明記されており、また本学のホームページにも公開され、受験生や保護者への周知を行っている。「入学者選考方法における重点評価項目」の一覧表は、「入学試験要項」と「AO入試要項」に載せられている。「大学案内」「入学試験要項」「AO入試要項」については、資料請求者へ発送し、オープンキャンパス参加者に配布するだけでなく、本学独自入試説明会や高校訪問、進学説明会、高校での模擬講義等でも配布して、高校生や保護者及び高校教員に対して、本学の教育内容等とともにアドミッション・ポリシーの周知を行っている。

・以上のように、アドミッション・ポリシーは各学部学科で明確に定められており、志願者等への周知についても適切に行われていると判断している。

#### 【資料 2-1-1】

##### 【大学院】

・大学院については、経済学研究科、経営学研究科、人間文化研究科、バイオ環境研究科の4研究科があり、大学院全体としてのアドミッション・ポリシーは、「各研究分野の高度な学識と先端的な知識や技能の修得を通じて社会に貢献しようとする意欲の高い人を求める」としている。そして各研究科には、それぞれの教育内容に合わせたアドミッション・ポリシーが定められていて、「大学院案内 (GUIDE BOOK)」と「大学院入学試験要項」に明記されている。また本学ホームページにも公開されていて、社会人を含めた志願者に告知している。【資料 2-1-2】

・なお法学研究科は、学部再編により法学部が終了したことから、平成30年度から募集を停止した。

・大学院の教育内容やアドミッション・ポリシー及び入試制度については、在學生を対象にした大学院入試説明会で詳しい説明を行っている。説明会の日程等については、本学の情報システム「京学なび」を通じて在學生に周知している。また、他大学の学生と社会人に対しても大学院入試説明会を実施して、面談形式で本学大学院の教育内容や入試制度、アドミッション・ポリシーについての説明を行っている。その日程等については、本学ホームページで告知している。

・大学院についても、各研究科でアドミッション・ポリシーが明確に定められており、志願者への周知も適切に行われていると判断している。

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

### 【学部】

・本学では、入試区分として、AO入試、推薦入試（グローバル人材育成入試、21世紀

スポーツリーダー入試、文化・芸術リーダー入試、指定校推薦入試、公募推薦入試)、一般入試、センター利用入試、外国人留学生入試からなる入学試験を実施している。前述のように、アドミッション・ポリシーに基づいて、それぞれの入試区分における重点評価項目を定め、学力の3要素と本学が独自に重視する「理解力」「コミュニケーション力」等の能力を評価している。【資料 2-1-1 再掲】

・AO入試は、オープンキャンパス参加型と小論文型の2種類の審査を実施している。オープンキャンパス参加型は、オープンキャンパスでの体験ゼミナールの受講と各学部学科の相談コーナー担当教員との面談を義務付けている。小論文型は、各学科の提示するテーマを選択して小論文を作成・提出することを審査要件としている。選考内容は、エントリーシート、小論文(小論文型のみ)、模擬授業(レポート作成を含む)、面接であり、それぞれの配点が定められている。AO入試では、本学の教育内容とアドミッション・ポリシーを理解し、主体的に学ぶ意欲を持つ学生を受け入れる方針から、面接での「主体性・多様性・協働性」の評価に重点が置かれている。また、健康スポーツ学科では、これらに加えて、ディベートと基礎運動能力テストが行われ、コミュニケーション力と運動能力が評価されている。【資料 2-1-1 再掲】

・AO入試の選考内容と学力の3要素等の評価については、以下のような配点を行っている。オープンキャンパス参加型では、エントリーシートにおいて、「知識・技能」の評価が8点満点、「思考力・判断力・表現力」の評価が8点満点、合計16点満点である。模擬授業では、「知識・技能」が8点満点、「思考力・判断力・表現力」が12点満点、理解力が12点満点、合計32点満点。面接においては、「思考力・判断力・表現力」が12点満点、「主体性・多様性・協働性」が28点満点、「コミュニケーション力」が12点満点で、合計52点満点であり、以上を合計して100点満点で評価を行っている。さらに、これらの評価を行う際には、例えばエントリーシートの「知識・技能」の評価において、Aが8点、Bが6点、Cが2点、Dを0点として、それぞれ4段階の評価を実施している。そして、それぞれの評価基準は、一覧表にして明確に定められている。例えば、エントリーシートにおける「知識・技能」のA評価は、「丁寧な字で枠が埋められており、誤字脱字がない。各項目についての記述が明解かつ具体的で、自分の言葉で書かれている」というような基準である。小論文型では、エントリーシートにおいて、「知識・技能」が5点満点、「思考力・判断力・表現力」が5点満点で、合計10点満点。小論文において、「思考力・判断力・表現力」が8点満点。模擬授業において、「知識・技能」が8点満点、「思考力・判断力・表現力」が14点満点、「理解力」が14点満点で、合計36点満点。面接において、「思考力・判断力・表現力」が14点満点、「主体性・多様性・協働性」が18点満点、「コミュニケーション力」が14点満点の合計46点満点であり、以上を合計して100点満点で評価を行っている。オープンキャンパス参加型と同様に、これらの評価を行う際には、A、B、C、Dの4段階での評価を実施し、それぞれの評価基準が一覧表にして明確に定められている。

・以上のように、AO入試においては、学力の3要素等が詳細に評価されており、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れが適切に実施されていると判断している。

・推薦入試のグローバル人材育成入試は、在学中に海外留学を行い、将来はグローバルな舞台で活躍できる人材を育成する目的で実施されている。選考内容は、志望理由書、

英語課題文、面接である。評価方法は、志望理由書が A~D の 4 段階評価、英語課題文が 100 点満点、英語面接が A~D の 4 段階評価、学部面接が A~D の 4 段階評価であり、それらを総合して合否が判定される。英語課題文と英語面接では、英語の「知識・技能」を中心に「思考力・判断力・表現力」及び「理解力」を評価し、学部面接ではそれらに加えて「主体性・多様性・協働性」の評価を重視し、「コミュニケーション力」も評価している。【資料 2-1-1 再掲】

・21 世紀スポーツリーダー入試は、本学の強化指定クラブであるサッカー（男子）、硬式野球（男子）、バスケットボール（女子）、パワーリフティング（男子・女子）の各クラブで活躍でき、また「大学で何を学ぶか」という明確な目的意識を持つ学生を受け入れる目的で実施され、それぞれ高校時に各種目で優秀な成績を収めた生徒を対象としている。選考内容は、小論文、面接、実技であり、小論文が 100 点満点、面接及び実技は A~D までの 4 段階評価を行い、それらを総合して合否を判定する。小論文では、「思考力・判断力・表現力」と「理解力」を主に評価し、面接では「主体性・多様性・協働性」を重点的に評価、実技では「運動能力」を評価している。【資料 2-1-1 再掲】

尚、文化・芸術リーダー入試は志願者が無く、2020 年度入試において廃止予定である。

・指定校推薦入試は、高校からの推薦に基づく入試であり、各学科において出願要件としての評定平均値が定められている。選考内容は、出願時の作文と面接であり、面接は A~D までの 4 段階評価を行い、「主体性・多様性・協働性」の評価を重視しつつ、「思考力・判断力・表現力」及び「コミュニケーション力」を主に評価している。【資料 2-1-1 再掲】

・公募推薦入試は、評定平均値を A 日程では 20 倍、B 日程では 10 倍して点数化し、2 教科あるいは 3 教科の学科試験との合計で合否を判定する入試である。合計の満点は日程と学科によって異なるが、250 点満点から 350 点満点である。学科試験では「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を評価している。【資料 2-1-1 再掲】

・以上のように、推薦入試においても学力の 3 要素等が評価され、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れが適切に実施されていると判断している。

・一般入試は、A 日程、B 日程、C 日程、DS 日程からなる。A 日程から C 日程までは、3 教科 3 科目、あるいは 2 教科 2 科目の学科試験を行い、「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を評価している。またバイオ環境学部では、A 日程の 4 日目に、センター試験の 3 科目と小論文及び面接を含めた総合評価の入試を行い、面接では「主体性・多様性・協働性」の評価を重視している。健康スポーツ学科でも、A 日程の 4 日目に、学科試験とともに基礎運動能力テストを実施して、「運動能力」を評価している。一般入試の DS 日程は、課題文と面接による総合評価を行う入試であり、課題文は 100 点満点、面接は A~D までの 4 段階評価である。課題文では、「思考力・判断力・表現力」及び「理解力」を評価し、面接では「主体性・多様性・協働性」を重視して評価している。【資料 2-1-1 再掲】

・以上のように、一般入試においても学力の 3 要素等が評価され、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れが適切に実施されていると判断している。

・センター利用入試は、A 日程、B 日程、C 日程、DS 日程からなる。A 日程から C 日程までは、個別試験は行わず、大学入試センター試験の高得点 3 科目、あるいは指定さ



れた科目を含む3科目の合計点で合否を判定する入試である。これらによって「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」を評価している。センター利用入試DS日程は、センター試験の3科目と面接による総合評価を行う入試であり、「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」だけではなく、「主体性・多様性・協働性」及び「コミュニケーション力」も評価している。【資料2-1-1再掲】

- ・以上のように、センター利用入試においても学力の3要素等が評価され、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れが適切に実施されていると判断している。
- ・外国人留学生入試では、100点満点の小論文とA~Dまでの4段階評価の面接によって総合的に合否が判定されている。それらの選考内容によって、日本語能力だけではなく、学力の3要素が評価されている。【資料2-1-1再掲】
- ・以上のように、本学学部の入試では、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れが適切に実施されていると判断している。
- ・大学の入試問題はすべて本学の教員が作成している。また、各科目の出題方針も公表し、高校訪問、本学独自入試説明会、オープンキャンパス等において配布している。

#### 【大学院】

- ・大学院の入試は、A日程とB日程の2回行われている。各研究科の専門科目と外国語（英語）の筆記試験と面接及び出願書類による総合評価によって、それぞれのアドミッション・ポリシーに適合する志願者を選抜している。出願書類には「研究計画書」が含まれていて、研究テーマや研究目的、研究方法、研究計画等を記載することになっており、これによってもアドミッション・ポリシーに沿った志願者であるかが判断される。

#### 【資料2-1-2再掲】

- ・バイオ環境研究科の博士課程後期では、上記の筆記試験で専門知識を評価すると同時に、面接試験において修士論文あるいはそれに相当する研究発表についての質疑応答を行い、研究目的がアドミッション・ポリシー及び本学の教育・研究環境に適合したものであるか、研究を遂行していく意欲を有するか等を評価している。【資料2-1-2再掲】
- ・社会人や外国人留学生等の志願者に対しても、小論文や面接を課すなど、それぞれに対応した入学試験を行っている。【資料2-1-2再掲】
- ・以上のように、大学院入試においても、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れが適切に実施されていると判断している。
- ・大学院の入試問題はすべて本学の教員が作成している。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### 学部

- ・京都太秦キャンパスが開設され、学部学科の再編及び健康医療学部が新設された平成27（2015）年度入試より、大学全体としての入学定員である900人を上回る入学者数を維持している。大学全体としての入学者数は、平成27（2015）年度が912人（定員充足率101.3%）、平成28（2016）年度が935人（同103.8%）、平成29（2017）年度が912人（同101.3%）、平成30（2018）年度が903人（同100.3%）である。
- ・平成30（2018）年度入試において定員を充足した学科は、経済経営学部・経済学科（105.3%）、経営学科（105.3%）、健康医療学部・看護学科（100.0%）、言語聴覚学科

(113.3%)、健康スポーツ学科 (116.7%)、人文学部・歴史文化学科 (124.4%) の 6 学科であり、定員未充足の学科は、人文学部・心理学科 (97.5%)、バイオ環境学部・食農学科 (74.3%)、バイオ環境デザイン学科 (65.5%)、バイオサイエンス学科 (73.8%) の 4 学科であった。大学全体としては定員数を確保しているが、特にバイオ環境学部で厳しい結果となった。

・バイオ環境学部では、平成 31 (2019) 年度入試に向けて、志願者増のための特別のプロジェクトを組織し、新しいリーフレットの作成や高校訪問等を積極的に行っている。その成果として、平成 30 (2018) 年度 6 月までのオープンキャンパスでは、前年を大幅に上回る参加者を得ており、入学者増が期待される。

・以上のように、定員未充足の学科はあるものの、大学全体としては入学定員に沿った適切な学生受入れ数が維持されていると判断している。

## 大学院

・平成 30 (2018) 年度入試における大学院全体の入学定員は 43 人であり、入学者数は以下の通りである。経済学研究科 (定員 5 人) が 5 人、経営学研究科 (定員 5 人) が 1 人、人間文化研究科 (定員 10 人) が 3 人、バイオ環境研究科博士課程前期 (定員 20 人) が 1 人、バイオ環境研究科博士課程後期 (定員 3 人) が 0 人であり、合計 10 人であった。

・大学院においては、経済学研究科を除く他の 3 つの研究科で入学定員を確保できていないが、研究活動や教育面において、質を確保する上では問題が無いものと判断している。

### (3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

・学部の入学定員の充足は当然のことながら必要であるが、大学としてのレベルアップのためには、学力を重視した一般入試の志願者比率の向上が必要である。そのため、平成 30 年度には一般入試の定員枠を増やし、AO 入試と公募推薦入試を中心とした年内入試よりも、一般入試とセンター利用入試を中心とした年明け入試に重点を置いた入試判定を行っている。

・大学院については、今後各研究科において、入学者増に向けての一層の取り組みが必要である。そのためには、各研究科の魅力をいかに打ち出すかが課題となる。

## 2-2 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

## 学部

### 【教職員による学修支援および授業支援】

- ・教育修学支援センター事務室では、学部ごとに、教務関係と学生関係の両方の事務を行う事務職員を置き、職員は窓口に来る学生に対応し、ゼミ担当教員とも連絡を取りつつ、修学支援を行っている。
- ・同事務室は、ワンストップサービスと位置づけられ、学生の修学のみならず、生活上の悩みも含んだ相談窓口となっている。
- ・「京学なび」に、教員、職員、保健室などが有する学生情報を集約し、集団で、問題を抱える学生に対応する体制をとっている。

### 【オフィスアワー制度】

- ・学生への修学支援は、基本的にゼミの担当教員が講義時間やオフィスアワーにおいて対応している。それ以外にも、学部独自の修学支援の取組みが行われている。オフィスアワー制度は、全学的に実施されており、各教員は週 2 回、学生に対応することになっている。各教員のオフィスアワーの時間帯は、学生情報共有システム「京学なび」で確認することができる。

### 【障がいのある学生への学修支援】

- ・障がいのある学生に対しては、「合理的配慮」の理念に基づく対応の要領を全教職員が理解し、障がいに応じて個別に配慮できるように徹底している。

## 研究科

- ・大学院に関しては、いずれの研究科も演習担当者が学位論文の指導教員となり、責任を持って修学支援を行っている。また、指導教員のほかに副指導教員が付くようになっている。

## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 【SA等の活用】

- ・大学院および大学におけるアシスタント制度内規に基づき、大学院にティーチング・アシスタント (TA)、大学にスチューデント・アシスタント (SA) が置かれている。学術情報センターが募集する SA は、1・2 年生の学生から選ばれ、「情報リテラシー」等の科目で受講生の学修を支援している。全学での SA 登録者数は、平成 29 (2017) 年度の春学期 42 人、秋学期 56 人であり、平成 30 (2018) 年度の春学期は 54 人、秋学期は 63 人である。また、平成 30 (2018) 年 9 月に、「アシスタント制度内規」の運用に関する学術情報センター運営委員会申し合わせが採択され、学術情報センターが関わる SA および TA の円滑な運用が図られることになった
- ・パソコンは京都亀岡キャンパスには 529 台、京都太秦キャンパスには 322 台配備され、学生は自由に使用できる。また、各研究室に端末が設置され、パソコンを通じて自由に情報を入手できる。パソコン実習室ではパソコン操作が得意な学生が SA として不得意な学生にアドバイスをしている。
- ・近年は聴覚障害がある学生への支援としてノートテイクが活用されている。
- ・外国人留学生に対するチューター制度として、国際交流委員会が在学学生をチューター

として採用し、入学した留学生への修学支援の役割を担わせている。平成 29 (2017) 年度は、春学期で正規留学生に対して 2 人が、交換留学生に対して 4 人がチューターとして対応し、秋学期で正規留学生に対して 1 人が、交換留学生に対して 5 人がチューターとなった。また、平成 30 (2018) 年度は、春学期で正規留学生に対して 3 人が、交換留学生に対して 4 人がチューターとして対応し、秋学期で正規留学生に対して 1 人が、交換留学生に対し 8 人、短期留学生に対し 1 人がチューターとなった。

### (3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

#### 学部

- ・学修支援としては、欠席したから学生を呼び出すのではなく、欠席をさせないこと、大学生活に希望を持たせることが必要である。そこで、なるべく多くの入学予定者が事前に大学の学修環境に触れる機会を持てるよう、合格者懇談会を毎年行っている。平成 30 (2018) 年度入学予定者に対する入学前教育の一環として、同年 2 月全学部合同で合格者とその父母を招き、合格者懇談会を開催した。また、健康医療学部健康スポーツ学科とバイオ環境学部では、平成 29 (2017 年) 12 月にも各々独自で合格者懇談会を実施した。大学および各学部の教育方針を説明するとともに、各学部独自の入学前教育を行い、入学予定者並びに同伴の父母から評価を得ている。この企画を更に発展させていく予定である。
- ・平成 26 (2014) 年度より、パイロットプロジェクトとして、教職員のいっそうの協働教育をめざして経済学部、経営学部、法学部の 1 年次のゼミにおいて専任職員を各ゼミに副担任として充て、多様な学生たちの支援にあたった。平成 27 (2015) 年度からは、これを経済経営学部 1 年生に対して引き続き実施している。
- ・平成 31 (2019) 年度から京学なびをバージョンアップし、いっそう効果的な学修支援態勢を整備していく予定である。

#### 研究科

- ・大学院では、学位論文の完成に最大の比重が置かれる。早い時点で論文の進展度をチェックすることで、不振の場合の指導のあり方を工夫する。そこで、科目担当教員も学位論文の完成に役立つテーマを講義し、論文指導体制は複数の指導教員で組織する。

## 2-3 キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【教育課程内での取組み】

(1) 全学共通キャリア教育プログラムの展開

①カリキュラムのマトリックス化

- ・兼任講師も含めた全教員に、担当する科目の履修を通して学生にどのような基礎力が身につくかをアンケートし、その結果をシラバス上に反映させた。

②キャリアポートフォリオの活用

- ・平成 23 (2011) 年度入学生より、「人間力測定 (6 つの基礎力に関するセルフチェック)」を年 3 回実施し、学生の成長の度合をプロット図で表し、「京学なび」上の学生ポートフォリオ (「マイステップ」) に記録した。このプロット図は、担当の教員並びに指導上必要な部署の職員も随時閲覧することができる。
- ・平成 27 (2015) 年度から、「人間力測定」は新入生が年 3 回、それ以外の学生は年 2 回実施とした。従来より各 1 回ずつ減らして、手間と効果のバランスを図った。

(2) 各種インターンシップの展開

①インターンシップの実施

- ・キャリアサポートセンター主催のインターンシッププログラムでは、事前研修、就業体験、そして実習後には、レポート提出と体験発表会等の事後研修を行っている。
- ・平成 29 (2017) 年度は 58 人が応募し、25 社へ 40 人が実習参加した。また、平成 30 (2018) 年度は、61 人が応募し、26 社へ 41 人が実習に参加した。
- ・「大学コンソーシアム京都」が実施しているインターンシッププログラムについても積極的に参加を促している。平成 29 (2017) 年度は 18 人が出願し、15 人参加した。また、平成 30 (2018) 年度は、11 人が出願し、9 人参加した。
- ・上記の 2 つのインターンシッププログラムの受講修了者には単位認定を行っている。

②長期インターンシップ (アドバンスト・インターンシップ・プログラム : AIP)

- ・平成 25 (2013) 年度には、教育プログラムとして長期インターンシップ (AIP) を開設した。6 人の学生が参加し、4 月に事前学修 (2 科目 4 単位)、5、6、7 月に京都の企業 6 社で 3 ヶ月の就業実習 (インターンシップ実習 : 12 単位) を行い、8、9 月に成果発表も含めた事後学修 (2 単位) を実施した。長期にわたり企業内で就業実習を積むことにより、実践の経験や体験から得られた知見と大学での学術的な学びとを融合させるねらいがある。
- ・平成 26 (2014) 年度から経済学部・経営学部・法学部で、平成 29 (2017) 年度から経済経営学部で実施されており、同年度は 8 人が、平成 30 (2018) 年度は 5 人が AIP を修了した。

③グローバル・インターンシップ・プログラム (GIP)

- 平成 25 (2013) 年度に、グローバル人材の育成を目的として、グローバル・インターンシップ・プログラム (GIP) をテストプラントとして中国の上海で実施した。
- ・平成 26 (2014) 年度から経済学部・経営学部・法学部で、平成 29 (2017) 年度から経済経営学部で実施されており、現代アジア事情 ABC (10 単位) および海外企業実務 ABD (10 単位) として、単位認定を行っている。平成 29 (2017) 年度は 3 人が、平成 30 (2018) 年度は 3 人が GIP を修了した。

④海外インターンシップ (上海で 1 か月の実習)

- ・GIP とは別の海外インターンシップとして、全学部を対象として、平成 26 (2014)

年度から、1 か月（8 月）の海外インターンシップを中国の上海で実施し、単位を認定している。中国の上海に拠点を置く日系企業等で、平成 29（2017）年度は 3 人の学生が、平成 30（2018）年度は 1 人の学生が実習を行なった。7 月に事前研修（語学学修を含む）を、8 月にインターンシップを、10 月に成果報告会を行った。

⑤その他のインターンシップ

前述のインターンシップの他、バイオ環境学部が実施しているインターンシップがあり、平成 29（2017）年度には 81 人、平成 30（2018）年度には 55 人が参加した。

【教育課程外での取組み】

(1) キャリアサポートセンター体制の充実

①4 本柱の就職支援

- ・進路支援、能力開発支援、キャリア形成支援、就職支援の 4 つの柱を中心に、入学時の 1 回生から 4 回生の卒業までの 4 年間をトータルサポートし、4 年間を有意義に過ごせる充実した支援体制で、社会に有益な人材の育成と輩出に取り組んでいる。
- ・個別面談についても 5 人のキャリアアドバイザー（国家資格 2 級キャリア・コンサルティング技能士等）による専門的な視点からの指導の充実を図っている。
- ・7 月、11 月の学内合同企業説明会前や卒業目前の 2、3 月には、4 年次未内定者に対しキャリアカウンセラーからの誘導、求人企業とのマッチング等を行うことで内定獲得に結びつけた。
- ・地元中小企業への誘導や、留学生支援、障がい学生支援の強化や、個別対応の充実等により、ハローワークによる学内出張相談を各キャンパスにて、週 1 回実施している。

②正課科目と連携した就職支援

- ・平成 29(2017)年度より、正課科目「キャリアサポート実践講座」が開講され、当該科目と連携し、キャリアサポートセンターで実施している課外講座への参加を促進し、早期から就職活動への意識の醸成を行い、積極的に取り組む姿勢や意欲の向上を図った。

③企業開拓・企業訪問の充実

- ・近年採用実績のある企業だけではなく、過去に採用実績のある企業を掘り起し、関係強化を図るとともに、企業の事業内容や求人情報を正確にとらえて学生に情報提供し、就職内定獲得に結びつけた。

(2) 学内・大学間・外部関係機関と連携した事業の展開

①留学生の就職支援体制の整備

- ・国際交流センター並びに外部関係機関との連携により、留学生に対しての就職支援体制の整備と充実を図った。また、日本での就職を希望する全年次の留学生に対し、早期から意識付けをするために、心構えや風習や価値観の違い、必要な手続き等を盛り込み、春学期に就職ガイダンスを実施している。合わせて、求人情報を提供し、早期に進路の意識付けをはかった。

②障がいを持つ学生への就職支援体制の整備

- ・「障がい学生支援に関する連絡委員会」を中心に、保健室、学生相談室、指導担当教員との連携により、就職支援体制の整備を図っている。

- ・外部機関との連携、協力も強化し、就労支援へと繋げている。

③公共職業紹介機関との関係強化

- ・公共職業紹介機関等の連携・協力により、就職未内定の4年生並びに未就職状況にある卒業生の支援の充実を図り、積極的に学内でのガイダンスや相談会を実施し、登録等を推進することで就職の機会拡大を図った。前述のとおり学内での出張相談を開催している。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

【教育課程内での取組み】

- ・初年次の全学的キャリア教育プログラムにおける「キャリアデザイン A・B」の毎週授業終了後に担当者が集まり、プログラム内容の点検と確認を行って、授業改善を図っている。次回授業および次年度に向けての改善点をアンケート調査等で収集し、次のステップに備えている。
- ・2019年度入学生から、科目名称を「キャリアデザイン」に変更することで段階的な学修を確保し、またスタートアップゼミなどとも連動を図りながら、授業を行っていく予定である。
- ・教育課程に組み込んだ長期インターンシッププログラム（AIP）および海外インターンシッププログラム（GIP）を、組織的、継続的かつ安定的に実施することで、プログラムとしての精度を高めていくとともに、教育効果の検証を行う。
- ・2019年度入学生から、大学共通コア科目でのインターンシップ実習科目を拡充する予定である。

【教育課程外での取組み】

- ・キャリアサポートセンター、大学コンソーシアム京都が実施しているインターンシップへの参加が減少傾向にある反面、企業が主体となって実施している1dayインターンシップへのエントリーが増加している傾向がある。どちらも、インターンシップと称しているものの、内容や目的に齟齬があり、教育を目的としているものとの区別について、学生への周知徹底をさらに強化していく。
- ・教職員の協力連携の下に学生支援を行うため、引き続き、キャリアサポートセンター職員と、指導担当教員、教育修学支援センター（教務担当）職員とが情報を共有しながら学生のサポートを強化していく。
- ・本学学生が就職先として着目している企業との接触を試み、訪問を充実させ、開拓を推進していく。
- ・教育課程内と教育課程外を体系的に編成し、正課科目との連携をさらに強化していく。
- ・留学生や障がいを持つ学生の増加に伴い、学内の就職支援体制の連携を強化し、かつ外部関係機関との連携も充実させる。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-4-① 学生生活の安定のための支援**

**【生活支援全般】**

- ・ 学生生活に関する協議機関として、教育修学支援センター長（学生担当）が主宰する大学学生委員会が設置されている。同委員会は、各学部の学生主事及び大学学生委員（4 学部で計 8 人の教員）、教育修学支援センター室長（学生主担当）並びに職員 1 人で構成され、毎月会議を開催し、厚生補導、奨学金等の経済的支援、課外活動への支援などについて検討を行っている。
- ・ 各学部では、学生主事及び大学学生委員のほかに数人の学部学生委員で構成された学部学生委員会が設置され、学部での学生サービス及び厚生補導等の協議・執行機関として機能している。
- ・ 事務組織として教育修学支援センター事務室があり、学生生活（奨学金、課外活動、日常生活等）及び修学に関する支援並びにそれらの管理など、学生生活全般にわたる手続き、管理及び個別相談を行っている。留学生支援に関しては国際交流センター事務室が担当している。
- ・ 心身の健康に関する支援組織として、保健室と学生相談室を設置し、非常勤の校医（内科、整形外科、精神・神経科各 1 人）と連携して、心身両面での相談とケアにあたる体制を整えている。【表 2-9】

**【奨学金などの経済的支援】**

- ・ 奨学金は、日本学生支援機構（平成 30（2018）年度実績奨学生 1,216 人）等による育英事業のほか、本学独自のものとして学業やクラブ活動の成績優秀者への給付奨学金、経済的困窮に対する貸与奨学金、外国人留学生に対する授業料減免の制度がある。【表 2-7】
- ・ 成績優秀者への給付奨学金としては、京都学園大学特別奨学金（143 人）、強化指定クラブ特別奨学金（58 人）、スポーツ・文化特別奨学金（6 人）、京都学園大学グローバル人材育成特別奨学金および特別修学支援奨学金（5 人）、京都学園大学給付奨学金（45 人）、キャリアサポートセンターからの資格取得に対する学修奨励奨学金などが成績の審査等により給付されている。【表 2-7】
- ・ 経済的困窮に対する貸与型奨学金として京都学園大学創立 30 周年記念貸与奨学金があり（3 人）、短期的な生活資金援助として父母の会学生生活資金貸付制度がある。
- ・ 家計支弁者が災害に遭った際には授業料の被災者減免措置が実施されており、経済的な事情で学費の納入が困難な場合には納入の期限延長や分納の取扱いをしている。
- ・ 外国人留学生の授業料減免は 95 人（在籍留学生の 81.9%）である。大学院には京都学園大学大学院給付奨学金（13 人、在籍大学院生の 31%）がある。【表 2-7】

**【課外活動支援】**

- ・ 学生自治組織（学友会）は、中央委員会、執行委員会、体育連合協議会、文化連合協議会及び学園祭（龍頭祭・龍尾祭）実行委員会の機関で組織される。学友会は、学生



相互の民主的活動により、学生生活全般の発展向上を図ることを目的としている。【資料 2-4-1 P21】

- ・ 体育連合協議会には 29 の体育系クラブ・同好会が、文化連合協議会には 15 の文化系クラブ・同好会が所属している。これらの中で、体育系の硬式野球部、サッカー部、女子バスケットボール部及びパワーリフティング部の 4 クラブは強化指定クラブに指定されて活発な活動を展開し、対外的にも優れた実績をあげている。【資料 2-4-2 P84～P89】
- ・ クラブ・同好会では専任の教職員が顧問や監督として活動の指導及び支援を行っているほか、非常勤の指導者を採用しているクラブもある。
- ・ これらの課外活動のクラブ活動助成金、バス助成等に平成 29（2017）年度は約 1,054 万円を支出した。【表 2-8】

#### 【生活相談】

- ・ 学生の生活相談には、学生にもっとも身近なゼミ担当教員や学部での学生サービス、厚生補導の責任者である学生主事が応じている。全学生をいずれかのゼミあるいは研究室に所属させ、その指導教員が担当する各学生の修学状況及び生活状況を常に把握し、学生一人ひとりの実情に合わせて、修学面、生活面、そして進路指導と多面的な指導を行える体制になっている。
- ・ ハラスメント防止規程を定め、学内にハラスメント防止委員会を設置し、相談窓口として相談員を配置し、問題の起きた場合に適切に対応できる体制をとっている。
- ・ 平成 27（2015）年 12 月に学生の懲戒に関する規則が施行され、学生による不祥事が発生した場合に懲戒処分を科す手続きを整備している。

#### 【その他の学生サービス】

- ・ 授業時間に合わせて JR 亀岡駅、JR 桂川駅及び阪急桂駅から通学バスを運行し、その料金は通常運賃の半額以下に設定されている。キャンパス間移動については、シャトルバスを運行し、運賃は 2018 年 4 月より無料化となった。また、京都亀岡キャンパスの学生食堂は 900 席を擁し、混雑する昼休み時間帯には弁当の販売も行っている。京都太秦キャンパスのレストランは約 500 席以上を擁し、昼休みは一般の利用を遠慮してもらい、学生の利用を優先させ、弁当の販売も行っている。その他、書籍、文具等を販売する売店を両キャンパスに設置している。

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

#### 【生活支援】

- ・ 学生生活に関する協議機関として大学学生委員会を開催しており、厚生補導、奨学金の検討は継続していくことになるが、学部での学生サービス向上を検討しさらに促していくことになる。
- ・ 障害者差別解消法が平成 28（2016）年 4 月から施行され、本学は「障がい学生支援に関する指針」及び関連部署の実施要領を同 28（2016）年 3 月に策定し、支援体制を整備する為の準備委員会を発足。同 28 年 4 月には同法に定める「合理的配慮」に基づき、障がい学生の社会的障壁の除去に向けて必要な調整・修正を行い、修学困難学生への支援を学生の細かな要望に基づいて行い、さらに強化していく。障がい学生

支援センター（仮称）の設置に向けて準備を整えていく。

- ・緊急対応を要する学生の一覧表は各学部向けに保健室が作成及び厳重保管し、必要に応じて学生主事に随時閲覧できる様に配慮されているが、各部署での情報共有の程度はまちまちである。当該学生のゼミ担当は情報を共有することが必要不可欠であり、実習・講義担当者も可能な限り情報を共有することが望ましい。情報共有については、障がい学生に対する支援体制の下で教育修学支援センターが学生本人、関連部署及び関連教員と連携しながら、適切な共有のあり方を今後も効率的に検討していく。
- ・困難性や緊急性について外見からは判断が難しい場合や本人の自覚症状すらない場合については、教職員による発見と支援が重要である。そのようなセンサー機能とノウハウに関する更なる学内研修会を充実させ、一人でも多くの教職員が参加することが重要であるので、FD・SD研修会の一環として現状報告と意見交換を適宜行う。
- ・学期毎に障がいを持った個別学生の具体的要望に即し、学生担当と教務担当が密に連携し、学内各関連部局職員や学部・学科教員への詳細な方向性を示し、的確な学生の修学環境整備を行う。
- ・出席不良者及び成績不振者への対応として、毎年春と秋に開催されている教育・就職懇談会（父母の会主催）で成績不振者等の保護者が参加するように促し、学修状況の改善に向けて指導教員と保護者との間で問題点が適切かつ的確に相互共有されるようにする。
- ・本学は京都亀岡キャンパスで自家用車やバイクでの通学を登録申請に基づいて公認していることから、交通ルールの遵守やマナーの向上が常に求められている。これらに基づいて学生への安全運転と交通マナー遵守の学内での啓蒙啓発活動をより活性化させる。
- ・学生ボランティア（警ら隊）による近隣のパトロールや学内のバイク置き場や駐輪場の啓発を実施している。
- ・亀岡キャンパス管轄・亀岡警察署の交通課、生活安全課及び地域交通安全活動推進委員と本学の防犯パトロール隊が協力し、春・秋の交通安全週間にキャンパス内で行う啓発活動を恒例のものとしていく。また、学生担当は亀岡市交通安全協議会委員として役割も果たし学内外で防犯連携を行う。
- ・京都太秦キャンパスでは、右京警察署と連携し、防犯教室や交通指導等の啓発活動を実施している。

#### 【奨学金について】

- ・経済的支援については、2019年度以降の入学生に対して、見直す予定にしており入学時の際の奨学金適用と入学後の頑張りの評価を確認していく奨学金制度の在り方を検討することとしている。

#### 【課外活動支援】

- ・2019年度4月より京都太秦キャンパスの西館が完成することに伴い、文化系クラブの拠点の場所が広がり、施設利用の工夫が必要と考えている。西館のエクササイズルーム、アクティビティルーム、ハピネスホールを有効活用することで学生の課外活動の場の提供や居場所作りとなると考えている。さらに校名変更に伴い各クラブのユニホームなど統一感を持たせ大学としての一体感をクラブから発信していきたいと考え

ている。

- ・キャンパス間のバス無料化になり、学友会組織やクラブ活動の加入が増加すると見込んでおり、大学が活性化の一助なることを見込んでいる。

## 2-5 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 【校地】

- ・京都太秦キャンパスは、「人と人、人と緑のコミュニティ・キャンパス」という新しいコンセプトの開放感あふれる先進的な都市型キャンパスである。便利な京都市内の中心地にありながら、自然と緑が豊富な広々とした空間の中に、快適な学びの場を創出している。京都亀岡キャンパスは、京都府の中央、京都市の西隣りの亀岡市に位置している。同キャンパスは、山の裾野を利用した、緑豊かで自然に恵まれた広大な校地となっている。両キャンパスを併せた校地の面積は、大学設置基準上必要な面積 36,000 m<sup>2</sup> を大幅に上回る 264,326.0 m<sup>2</sup> を所有している。収容定員 1 人当たりの面積は 73.4 m<sup>2</sup> となる。エビデンス集【共通基礎】

#### 【アクセス】

- ・京都太秦キャンパスの最寄り駅は、JR 嵯峨野線の花園駅（京都駅から 11 分、大学まで徒歩で 15 分）と京都市営地下鉄東西線の太秦天神川駅（大学まで徒歩で 3 分）と京福電気鉄道嵐山本線の嵐電天神川駅（大学まで徒歩で 5 分）である。京都亀岡キャンパスの最寄り駅は、JR 嵯峨野線の亀岡駅（京都駅から快速利用で 20 分、大学までバスで 9 分）と阪急桂駅（大学までバスで 30 分）と JR 京都線桂川駅（大学までバスで 40 分）である。

#### 【校舎】

- ・校舎の面積は、大学設置基準上必要な面積 30,643.0 m<sup>2</sup> を上回る 64,230.3 m<sup>2</sup> となっており、教育研究上必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）や教員研究室、図書館、保健室、学生相談室、食堂、会議室などを含んでいる。本学の教育目的を達成するため、快適な教育環境が整備され、各校舎の施設設備が学生や教員に有効に活用されている。エビデンス集【共通基礎】

#### 【教員研究室】

- ・教員研究室は、専任教員 161 人に対し、研究室（個室）を 196 室所有している。教員 1 人当たりの平均面積は 22.4 m<sup>2</sup> となる。専任教員が「オフィスアワー」を設定し、学

生は自由に研究室を訪問し、授業に関する質問などを行うことができる。また、京都亀岡キャンパスに個人研究室を持ち京都太秦キャンパスでも授業を担当する教員用として、京都太秦キャンパスに大教員控室を配備し、研究や授業の準備、学生指導を行うスペースを確保している。エビデンス集【共通基礎】

#### 【学修設備】

- ・学修設備として、講義室 89 室（京都太秦キャンパス 48 室、京都亀岡キャンパス 41 室）、演習室 49 室（京都太秦キャンパス 4 室、京都亀岡キャンパス 45 室）、学生自習室 4 室（京都太秦キャンパス 2 室、京都亀岡キャンパス 2 室）、体育館（京都亀岡キャンパス）を備えている。各講義室には、ビデオ、OHP、DVD などの視覚教材の使用や、持ち込みパソコンを使用するなど、多様化した授業内容にも対応できるよう AV 機器が設置されている。大学院においては、京都亀岡キャンパスに各研究科に共同研究室や大学院生研究室を整備し、個人席を用意している。大学院や学部教育の目的を達成するために、快適な学修設備を備え、学生並びに教員が快適な教育の場として有効に活用している。エビデンス集【共通基礎】

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 【実習設備】

- ・実験・実習室の面積・規模については、語学学修施設、情報処理学修施設、アドバイジングルーム、映像編集室・テレビ・ラジオ調整室、教職課程・司書課程指導室も備えており、各学部の教育目的を達成するため、専門的な実習設備を備え、有効に活用されている。
- ・バイオ環境学部が使用する京都亀岡キャンパスバイオ環境館には、大実験室、中実験室、微生物培養室、植物培養室、動物実験室、低温実験室、恒温実験室、クロマト分析室、NMR 分析室、化学分析室、DNA 分析室、分光分析室、質量分析室、蛋白分析室、温室など、さまざまな実験室や分析室が整っている。食農学科開設に伴い設置された食品開発センターには、業務用食品加工・醸造機器群が備えられており、農業、食品加工業、発酵醸造業が盛んな京都丹波～亀岡の地域性を活かし、農業者や企業と大学が協力して地域の課題解決にあたるための研究拠点となっている。また、大学設置基準第 39 条に基づき、バイオ環境学部の「作物栽培実習」に必要な附属施設として、実習農場（畑）を用意している。【表 2-10】
- ・人文学部心理学科が使用する京都亀岡キャンパス悠心館には、脳波測定室や行動観察室、行動分析室、防音実験室、実験演習室、グループ演習室、面接室などを備えている。
- ・語学学修施設として、京都亀岡キャンパス学志館にセルフラーニング室（語学自習室）を設置している。パソコンや AV 機器などを活用し、英語検定などの受験に向けて学生が利用している。
- ・健康医療学部健康スポーツ学科が使用する京都亀岡キャンパス光風館には、運動生理学実験室、バイオメカニクス実験室を整備している。また、同キャンパスの第 2 クラブハウス内には、ストレングス&コンディショニングルームやリコンディショニングルームも整備し、学科の教育目的を達成するための専門的な実習を行うことができる。

- ・健康医療学部看護学科および言語聴覚学科が使用する京都太秦キャンパス東館には各学科の教育目的を達成するための実習室が整っている。看護学科が使用する実習室として、領域ごとに実習を行える基礎・成人看護学実習室、母性・小児看護学実習室、地域・在宅・老年・精神看護学実習室の3室を備えている。言語聴覚学科が使用する実習室として基礎実習室、モニタリングルーム、プレイルーム、聴力検査室、防音室を備えている。
- ・情報処理学修施設として、京都太秦キャンパスにはコンピュータ60台設置の大教室2室、30台設置の小教室4室を整備している。京都亀岡キャンパスにはコンピュータ45～64台設置の大教室を4室、10～30台設置の小教室を9室整備している。教室は、情報教育科目に加えて、学部の専門科目やゼミなど、また学期始めの履修登録や日常のレポート作成にも利用されている。【表2-12】
- ・学期内のコンピュータ教室の利用時間は、京都亀岡キャンパスの場合、平日が9時から18時10分（授業利用）又は18時（オープン利用）まで、土曜日が9時から12時までである。京都太秦キャンパスの場合、平日が8時50分から17時30分まで（授業利用、オープン利用とも）、土曜日が8時30分から11時30分までである。授業が無い時間は、両キャンパスとも、オープンルームとして教室を開放している。【表2-12】
- ・京都亀岡キャンパスではオープンスペース6か所とゼミ教室2か所において、京都太秦キャンパスでは館内のほぼ全域（屋外除く）において、無線LANによるネットワーク環境を整備している。学生は、個人の情報端末を利用して、「京学なび」へのアクセスや図書情報等のさまざまな情報検索が行えるようになっている。
- ・情報関連科目においても、学修支援の1つとしてSAを活用している。平成28(2016)年度春学期のSAは45人おり、授業における教員の学生指導のサポート、5限目講習会、オープンルームでの自習学生のサポートを行っている。

#### 【心理教育相談室】

- ・広く一般の方々に開かれた心理相談機関として、京都太秦キャンパスに「心理教育相談室」を開設している。カウンセリングやプレイセラピーなどの専門的な援助を行っている。人間文化研究科の臨床心理士養成機関としても機能している。

#### 【図書館】

- ・図書館（学術情報センター）は、京都亀岡キャンパスの本館（主に文系学部と健康医療学部健康スポーツ学科の図書を所蔵）とバイオ環境館の分室（主にバイオ環境学部の図書を所蔵）、および京都太秦キャンパスの図書室（主に経済経営学部、健康医療学部看護学科および言語聴覚学科、人文学部歴史文化学科の図書を所蔵）からなる。平成29(2017)年度3月時点での、京都亀岡キャンパスの本館とバイオ環境館分室を合わせた所蔵数は、図書が443,557冊、学術雑誌が878タイトル、視聴覚資料が8,554点となっている。京都太秦キャンパスの図書室の所蔵数は、図書が31,730冊、学術雑誌が95タイトル、視聴覚資料が390点である。電子ジャーナル、データベースは京都亀岡キャンパス本館にて集中管理していて、それぞれの所蔵数は、電子ジャーナルが542タイトル、データベースが16タイトルである。エビデンス集【共通基礎】
- ・学生閲覧座席数は、学生収容定員の10%以上を備えている。更にグループ学修やディ

スカッションなどに使用できるスペースとして、京都亀岡キャンパス本館にはグループ閲覧室を、京都太秦キャンパス図書室にはラーニングcommonsを設けている。京都亀岡キャンパス本館にはこのほか、書庫、地図閲覧室、マイクロリーダー室、ビデオライブラリー室がある。京都太秦キャンパス図書室では閲覧スペースの一角にビデオブースを設けている。また、京都亀岡キャンパス本館に 19 台、分室に 27 台、京都太秦キャンパス図書室に 33 台の検索性パソコンが配置されており、図書やデータベースの検索のみならず、レポート等の作成にも利用可能である。エビデンス集【共通基礎】

- 図書館の学期中の開館時間は、京都亀岡キャンパスの場合、本館、分室ともに、平日が 9 時から 19 時まで、土曜日が 9 時から 17 時まで、京都太秦キャンパス図書室の場合、平日が 8 時 50 分から 20 時まで、土曜日が 8 時 50 分から 17 時までである。最終講義終了（京都亀岡キャンパス 18 時 10 分、京都太秦キャンパス 17 時 30 分）後も 50 分から 2 時間 30 分の間開館しており、学生の学修時間の確保に努めている。また、学期外は、夏冬期の休業期間を除いて、京都亀岡キャンパスの場合平日の 9 時から 16 時または 17 時まで、京都太秦キャンパスでは平日の 8 時 50 分から 16 時または 17 時まで開館している。今後とも学生のニーズを把握し、それに応じて開館時間を設定していきたい。エビデンス集【共通基礎】
- 図書館では、学部新生に対して、図書館利用のガイダンスを行っている。平成 29（2017）年度は、京都亀岡キャンパスで 31 ゼミの 309 人、京都太秦キャンパスで 42 ゼミの 487 人が来館した。また、新入生全員が履修する 1 年次の情報教育科目において、本学図書館所蔵の図書、データベース、更に学外の機関が所蔵する図書等の情報検索のガイダンスも行っている。

本学の図書館システムは、図書および雑誌の管理・閲覧、文献複写・貸借サービス、運用管理、目録管理等の業務が行えるトータルシステムであり、利用状況の確認や各種申込がオンライン上で可能である。図書館業務は、平成 21（2009）年度より業者に委託している。京都亀岡キャンパス本館で 4 人、分室で 1 人、京都太秦キャンパス図書室で 3 人、合計 8 人のスタッフが業務を担当している。

#### 【コンピュータ教室】

- 学期内のコンピュータ教室の利用時間は、京都亀岡キャンパスの場合、平日が 9 時から 18 時 10 分（授業利用）又は 18 時（オープン利用）までである。土曜日は授業利用の希望があればその時間は開室するほか、オープン利用としては試験 1 週間前から試験期間中のみ 9 時から 12 時まで開室している。京都太秦キャンパスの場合、平日が 8 時 50 分から 17 時 30 分まで（授業利用、オープン利用とも）である。土曜日は閉室しているが、図書館本館のパソコンが利用できる（9 時から 17 時まで）。授業が無い時間は、両キャンパスとも、オープンルームとして教室を開放している。【表 2-25】
- 京都亀岡キャンパスではオープンスペース 6 か所とゼミ教室 2 か所において、京都太秦キャンパスでは館内のほぼ全域（屋外除く）において、無線 LAN によるネットワーク環境を整備している。学生は、個人の情報端末を利用して、「京学ナビ」へのアクセスや図書情報等のさまざまな情報検索が行えるようになっている。ただし、館内の一部の空間で無線 LAN が使えないことが確認されており、順次対応を進めていると

ころである。

- ・情報関連科目においても、学修支援の1つとしてSAを活用している。平成30(2018)年度春学期のSAは54人おり、授業における教員の学生指導のサポート、5限目講習会、オープンルームでの自習学生のサポートを行っている。

## 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 【体育施設・福利厚生施設】

- ・本学では、心身が健全な人材を育成するため、スポーツ活動を推進している。学生の自主的な課外活動をサポートするために、京都亀岡キャンパスには、クラブハウス、体育館・武道場、グラウンド(人工芝)、野球場(外野人工芝)、バッティング練習場、弓道場、テニスコート、アーチェリー場、ゴルフ練習場、多目的コートなどの体育施設を整備している。
- ・京都亀岡キャンパスにはクラブハウスが2棟あり、各クラブ部室のほか、トレーニングルームやシャワールーム、器楽練習室を備えている。トレーニングルームにはインストラクターが常駐し、体力づくり、健康づくりの場として積極的に利用されている。
- ・セミナーハウスは、教職員の宿泊や学生団体の研修や合宿などで有効利用されている。
- ・福利厚生施設として、京都太秦キャンパスにはレストラン、ブックセンター(書籍売店)、保健室、学生相談室、コンビニエンスストアがあり、京都亀岡キャンパスには白雲ホール(食堂・保健室・学生相談室)、大学ホール(書籍売店・コンビニエンスストア・多目的ホール)がある。
- ・学生寮は所有していないため、地方からの出身学生には、大学周辺並びに最寄駅周辺の民間の下宿を紹介している。

### 【施設設備の安全管理】

- ・京都亀岡キャンパスにおいては、平成22(2010)年度に、旧耐震基準で建築された建物の耐震調査を実施した。その診断結果を基に7つの校舎については、平成23(2011)年度に新耐震基準を満たすべく耐震補強工事を行った。1つの校舎(講義棟)は解体し、校舎の耐震の安全性を確保した。
- ・京都太秦キャンパスにおいては、平成26(2014)年度に新耐震基準に基づいた新校舎が完成し、平成27(2015)年度4月より利用を開始している。
- ・施設設備の利便性(バリアフリーなど)に配慮し、各講義棟の出入口の段差を除去し、スロープを設置したり、また自動ドア化も行うなど、安全管理にも気を配っている。京都亀岡キャンパスでは、必要に応じて補修改善工事を随時行っている。また、電気、水道、ガス、空調、電話交換機、エレベータ、自動ドア、実験排水処理装置などの設備は、定期的な保守点検を行っている。
- ・京都亀岡キャンパスでの障がい者用駐車スペースは、該当学生が履修登録した授業が行われる講義棟周辺並びに図書館前に設置している。京都太秦キャンパスでは学生の車両通学を禁止しているが、障がい者用駐車スペースは確保している。
- ・防火・防災管理の観点では、毎年、消防用設備、非常放送設備の検査を行い、全ての防火対象物の安全性について、消防法に則り、消防署に定期的に報告している。防災管理対象物である京都亀岡キャンパスのバイオ環境館(11階建)については、消防法

による防災管理点検を行い、消防署に届け出ている。京都太秦キャンパスでは建築基準法に基づき建築設備点検を行っている。また、大学事務局長を防火・防災管理者、大学事務局次長を統括管理者として、事務職員を中心に自衛消防隊を編成している。地域の消火訓練大会や避難訓練にも参加し、学内でも消防訓練や避難訓練を行うなど、防火・防災に努めている。京都太秦キャンパスの大教室並びに京都亀岡キャンパスのグラウンドおよび体育館は、京都市および亀岡市の災害時臨時避難場所として指定を受けている。京都太秦キャンパスの専用倉庫、京都亀岡キャンパスの体育館には、災害時帰宅困難者用に飲料水、食料、毛布、各種防災グッズなどを備蓄している。

- ・ 京都太秦キャンパスでは 24 時間体制での学内警備を業務委託している。学内には 61 台の防犯カメラを設置し、警備室にて常時監視できる体制を整えている。京都亀岡キャンパスでは平日の夜間並びに土曜日から日祝日の学内警備を業務委託している。学内にはスポーツ施設を中心に監視カメラ 9 台を設置している。昼間は、交通指導員を中心に学内の巡回警備を行っている。両キャンパス共に清掃業務も外部委託し、構内美化に努めている。
- ・ 理系学部であるバイオ環境学部が使用する京都亀岡キャンパスのバイオ環境館の夜間の入退館については、入退館システム（学生証又は教職員証を使用）による安全管理を行っている。

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

##### 学部

- ・ 平成 27（2015）年度に開設された京都太秦キャンパスでは、経済経営学部経済学科・経営学科、健康医療学部看護学科・言語聴覚学科、人文学部歴史文化学科の学生が 1 回生から 4 回生まで在籍している。同キャンパスの始業時間は 8 時 50 分に設定したため、従来あまり授業が行われていなかった 5、6 講時にも授業を組み込みやすくなった。
- ・ 平成 28（2016）年度に不開講基準を設定し、受講生が 3 人以下の場合は、基本的に開講しないことになった（旧カリキュラムを除く）。
- ・ 平成 29（2017）年度から、講義科目 1 クラスの受講者数の目安を最大で 200 人とし、200 人を超える場合はクラス数を増やすことで、受講者数が多すぎることにならないようにしている。クラス数を調整することにより、今後も適切な学生数で授業が実施される。

##### 研究科

- ・ いずれの研究科も学生数は少なく、指導教員が適切に教育できる水準を保っている。

#### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 京都亀岡キャンパスは、校舎の耐久年数などを点検し、安全性を確保し、解体した校舎敷地の跡地利用など、再開発計画の策定も必要となる。
- ・ 京都亀岡キャンパスは、空調設備の耐用年数から、計画的な設備交換および整備が必要となっている。平成 28（2016）年度からは光風館の空調設備更新作業を進めている。その他、悠心館やバイオ環境館に対しても、空調設備更新の年次計画を策定中で



ある。

- ・ 京都太秦キャンパスは、施設の利用開始に伴い、利便性や安全性の観点から、さらに充実した施設整備を考えていく必要があり、平成 27 (2015) 年 12 月に、今後増加していく学生への対応として、レストランにおいて約 100 席の増席を行った。また、平成 28 (2016) 年 1 月には、みらいホールを使用して開催される講演会等のイベントをレストランや大教室でも観覧できるように、同時中継システムを導入した。
- ・ 防火・防災の観点からは、対応マニュアルである「京都学園大学（火災および大規模地震対応）消防計画規則」に則り、災害時の人命の安全、二次的災害の防止を勘案しながら、教育環境を整備する。
- ・ 将来、キャンパス環境の変化が見込まれるため、図書館に関して今から対応を準備しておく必要がある。現在、人文学部心理学科の所在は京都亀岡キャンパスであるが、2019 年 4 月から 1、2 回生が京都太秦キャンパスに移転する見込みである。2020 年 4 月からは同キャンパスで専門ゼミが開講されるので、それまでに心理学科関係の書籍雑誌を移動させる必要がある。また、それに伴って、開架に置かれている図書の一部を収納するため、書庫の拡充を検討しなければならない。
- ・ 2019 年度入学生から実施される新カリキュラムでは、講義科目の受講者数は 1 クラス 150 人を上限とし、効果的な授業実施を図っていく予定である。
- ・ 平成 31 (2019) 年 3 月に京都太秦キャンパスで西館が完成し、同年 4 月からは中小規模の教室が増設されることで、授業運営の環境が改善する予定である。また、太秦キャンパスでも学修支援室を設けて、授業外学修をサポートする態勢を整備していく。

## 2-6 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### 【学生の意見・要望の把握と懇談会】

- ・ 学部学生委員会は定期的に適時開催され、学生生活に関するあらゆる問題を取り上げ協議する事に加えて、学生の意見や要望を把握対応し、必要に応じて大学学生委員会に上程する。
- ・ 学生自治組織である学友会の中央委員会、執行委員会、体育連合協議会、文化連合協議会及び学園祭（龍頭祭・龍尾祭）実行委員会の代表者を構成員とし、毎年、下部組織の意見・要望を取りまとめて、学友会との懇談会として大学側と折衝して問題点の改善を図っている。

- ・大学と学友会との懇談会での要望件数は平成 30（2018）年が 14 件（主な要望内訳は教務担当に関する内容 6 件、学生担当に関する内容 3 件、総務担当に関する内容 3 件、その他 2 件）、平成 29（2017）年が 21 件（主な要望内訳は教務担当に関する内容 9 件、学生担当に関する内容 6 件、施設に関する内容 4 件、その他 2 件）であり随時対応した。
- ・受入れられない要望については、大学側が懇談会でその理由を説明し、学生側との意見交換しながら相互理解を図っている。
- ・職員が把握した学生の意見・要望は教育修学支援センター室長が掌握し、教育修学支援センター長（学生担当）に報告される。

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【心身に関する健康相談】

- ・心身の健康管理は、保健室と学生相談室が相互に連携しながら担当している。保健室運営委員会と学生相談室運営委員会で、事業計画を立て、相談内容、件数など情報共有を図っている。
- ・保健室には 3 人の専任看護師が交代で常駐（週 5.5 日）し、①事故や急病への対応、②持病のある学生の把握、緊急時対応の情報発信、③学生、教職員の健康管理センター機能、④何らかの不安を抱える学生が相談に訪れる場としての機能を果たしている。学生相談室には 2 名の専任臨床心理士を交代で常駐（週 5 日）している。【表 2-9】
- ・身体面の健康管理は、春に全学生及び教職員を対象にした健康診断のほかに、新入生には健康調査を行っている。何らかの問題が疑われる学生・教職員に対しては、後日、聞き取り調査を行ったうえで、状況に応じて保健指導や専門医の紹介など、必要性に応じて対応している。
- ・健康診断の受診率は全学で約 90%となっている。また、アンケート項目には心理面の問題に関する質問も含まれており、保健室の看護師による面談の結果によっては、学生相談室の専門カウンセラーや、外部の専門医を紹介し、受診を薦めている。
- ・学生相談の内容はさまざまであり、個別面談を中心とした心理的・教育的な援助だけでなく、日々学生の感じる不安や悩みを聞いてもらえる気軽な相談相手にもなっており、不安解消やストレス軽減の一助にも活用されている。
- ・学生相談室における相談内容は、基本的に守秘義務を伴っているが、特に深刻なケースにおいては集団守秘義務を負うとの前提で、カウンセラーと教育修学支援センター長（学生担当）及び同室長との間で情報を共有する体制を敷きながら対応している。
- ・保健室と学生相談室の双方にまたがる支援としては心や発達の障がいを持つ学生に対する支援がある。要支援学生の把握は入学時の保健室の健康調査と本人又は家族からの申告が中心となっているが、学生相談室における面談や教職員からの指摘で発見される場合もある為、常に関係教職員との情報共有も密に行っている。
- ・身体の障がいは保健室で、心や発達の障がいは学生相談室でその内容を正確に把握した上で、教学上、特に配慮が必要な場合には、学生本人の同意を得た上で各学部の学生主事やゼミ担当者に連絡し、適切な対応が取れるよう「修学困難学生への支援体制

の強化」を平成 24（2012）年 7 月から全学的に開始している。

- ・障がい学生支援に関する連絡委員会を平成 28 年 4 月 1 日以降に設置し、関係部署責任者会議を実施し、支援の要請にもとづいて調整を行っている。関係する部署への協力支援体制として学生担当、教務担当、入学センター、キャリアサポート、国際交流センター、学部学生主事、施設等の各部署連携のもと「障がい学生支援に関する指針」を策定し、実施している。加えて、細部の調整連絡として定期的にコアメンバー会議（教育修学支援センター長（教務担当及び学生担当）、教務担当室長及び学生担当室長〔職員〕、保健室看護師）も実施し、支援の情報共有に努めている。
- ・保健室および学生相談室が把握した学生の意見・要望は、教育修学支援センター長（学生担当）および室長に業務報告として伝達される。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・教室利用時間の要望、プロジェクターが不調であるための改善要望、講義の受講人数と教室があっていない（満席になっていた）等の意見・要望が学生から出ていた。
- ・教室利用時間の要望については、申請があれば教室利用を許可し、1 週間前までに教室を予約すれば、22:00 までは利用可能であると伝え、プロジェクターが不調の意見については、新品のものを付け替える予定であることを伝え、また、他の教室と入れ替え順次計画的に行っていくと回答した。講義の受講人数と教室があっていない件は、登録人数が着席できる座席数を有する教室ということで配当していることと座り方は考慮していないので、荷物の置き方を工夫して欲しい意見交換を行った。
- ・学友会との懇談会として大学側と折衝して上記の問題点の改善を図った。
- ・学生との懇談をすることにより、大学側として見えていないことを双方が理解し、建設的な意見と場として、大いに活用している。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・大学学生委員会、保健室運営委員会、学生相談室運営委員会で学生からの要望、意見について検討し、相互理解を得られるようにしていく必要がある。学生側との懇談会では、多種多様な要望も出てくることがあるが、当該部署や連携部署で検討することや個別事案に対することも求められるので、学生側と普段からミーティングの場を持ちたいと考えている。
- ・障害者差別解消法の定める合理的配慮のもとで、修学困難学生の情報把握と管理に努め、教職員との連携を図り、修学を継続できるようコーディネートする専門部署を設け、専門家（カウンセラー及び保健師等）による学習支援体制の充実を 2019 年度実施に向けて計画している。
- ・学生の学習環境、学生文化連合会・体育連合会の自治会活動上での要望を学生個人又はゼミ、グループ等から教育修学支援センター（学生担当）へ一括して集約し、学生への対応回答をスムーズにしていける教育修学支援センターの改善・向上策を考えている（京学なびの効率的活用）。

## **[基準 2 の自己評価]**

- ・学生の受入れについては、大学全体としては入学定員に沿った適切な数の学生の受入れができています。
  - ・教員と職員の協働、TA 等の活用による学修支援がなされている。
  - ・教育課程の内外で社会的・職業的自立のための支援体制が整備されている。
  - ・学生サービスのために、奨学金制度等の様々な施策で学生生活の支援がなされている。
  - ・学修環境は、校地・校舎等、実習施設、図書館等が整備されており、授業の際の学生数も適切に管理されている。
  - ・学生の意見・要望も適切の把握し活用できている。
- 従って、基準 2 のいずれの基準項目についても基準を満たしており、基準 2 を満たしているといえる。

## **基準 3. 教育課程**

### **3-1 単位認定、卒業認定、修了認定**

#### **3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

#### **3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

#### **3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

##### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

##### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

##### **学部**

- ・本学は、平成 29（2017）年 2 月に、「学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学芸を教授研究し、世界的視野で主体的に考え行動する人材を育成する」との教育目的を踏まえ、教育目標として「人間力」の育成を挙げ、社会の求める人材の育成を目標とした。この「人間力」の育成の観点から、全学および学部学科のディプロマ・ポリシーを改訂し（同年 3 月理事会承認）、同年 4 月に公開した。

【資料 3-1-1 URL : <https://www.kyotogakuen.ac.jp/outline/policy/>】。

- ・各学部・学科の教育目的を踏まえ、学部および学科のディプロマ・ポリシーが策定されており、学部学科ごとに「履修要項」およびホームページ等に公開され、周知されている。

##### **大学院**

本学大学院の教育目的は、大学院学則第 1 条に「本大学院は、学園の建学の精神を踏

まえて、教育基本法および学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与することを目的とする」と明記されている。また、各研究科の教育目的は大学院学則第1条2項に明記されている。

教育目的を踏まえ、各研究科はそれぞれのディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を策定し、大学院要項および大学ホームページ等で公開、明示している。

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

#### 学部

- ・単位認定に関しては、すべての科目においてシラバスで認定条件が「試験（50%）、レポート（50%）」などと明記されており、成績発表時に自らの点数に疑義を持った学生は、成績表記調査を申し出ることができる。GPA（Grade Point Average）を導入しており、成績表には点数とGPAの両方が記述される。GPAは、奨学金給付の判定基準等にも活用されている。各自のGPA値は、「京学なび」からも確認できる。
- ・バイオ環境学部では、3年生終了時点で100単位以上を修得していない場合は、4年生に進級できない制度を、平成27（2015）年度以前から採用している。健康医療学部も、各学科で定められた条件を満たさない場合は、原則として4年生に進級できない。その他の学部学科では、こうした進級制度を設けていない。
- ・卒業認定基準については、学部学科ごとに策定され、履修要項での明記により周知されている。【資料3-1-2】

#### <経済経営学部>

幅広い教養と高い専門性を兼ね備えた人材の育成に向けて、全学共通科目から30単位以上、学部共通科目および学科専門科目から74単位以上を含む124単位以上取得を卒業要件として両学科ともに定めている。

また、知識・理解を段階的にかつ幅広く深めていくために、教養教育は細かく分けられ、ビジネス教養科目から6単位以上、市民教養科目から10単位以上、ベーシック教養科目の情報分野から2単位以上、ならびに語学分野から4単位以上の取得を要件としている。専門科目についても、経済学科では「マクロ経済入門」、「ミクロ経済入門」、「国際経済入門」、「経済政策入門」、「財政入門」、「金融入門」を、経営学科では「会計学入門」、「商学」、「事業構想概論」、「経営戦略論入門」、「経営情報システム論」を必修とし、知識・理解の幅を広げ、物事を的確に捉えることを要求する専門科目や卒業論文の作成に対応できるようにしている。

さらには、社会に高い関心を持ち、社会人としての基礎を築けるように、両学科ともに、2年次においては体験学習や学外学習を採り入れた「実践プロジェクト（A・B）」を、3年次においては卒業後の各自進路に対応した「キャリアサポート実践講座（A・B）」を学生全員が履修登録することになっており、かつ、これらを含む「キャリア科目」群から4単位以上の取得を卒業要件としている。

進級基準は無いが、両学科ともに、各学生の成績表は、各学期授業開始前のオリエンテーション時にゼミ担当者から手渡され、学生はそれぞれ成績についての確認ならびに

履修指導を受けている。また、履修を計画的に行い、4年間で卒業できるよう指導するための成績不振基準が設定されており、ゼミ担当者は、各学期において16単位以上を取得できなかった学生に対して個別指導を行うとともに、学生情報共有システム「京学なび」に該当学生への指導内容を記録し、卒業するまでゼミ担当教員が閲覧できるようにしている。また、その保護者に対しては、成績不振の通告を行っている。

なお、以上の基準については、学生へ配布、および「京学なび」にアップロードされている『履修要項』に明記されるとともに、入学時に行われる新入生オリエンテーション、あるいは成績表配布の際に伝えられる。

#### <人文学部>

・学部全体のディプロマ・ポリシーは、1. 知識・理解、2. 汎用的技能、3. 態度・志向性、4. 統合的な学修経験と創造的思考力という4つの視点から策定しており、各学科においてもこの4つの視点からディプロマ・ポリシーを策定し、単位認定基準や卒業認定基準を履修要項等で明示している。

・人文学部の単位認定は、すべての科目がシラバスにその認定基準が「試験（50%）、レポート（50%）」などと明示されており、成績発表時に自らの点数に疑義をもった学生は、成績表記調査を申し出ることができる。

・人文学部の要卒業単位は124単位である。進級条件については、特に設定していない。

#### <バイオ環境学部>

・学部のディプロマ・ポリシーを踏まえて各学科のディプロマ・ポリシーを策定し、各学科において、1. 知識・理解、2. 汎用的技能、3. 態度・志向性、4. 統合的な学修経験と創造的思考力という観点で、単位認定基準や卒業認定基準を定めている。具体的には各科目のシラバスで示す到達目標と評価基準によって単位認定され、それらの単位数に基づいて卒業認定される。

・進級基準は3年次から4年次に進級の際、100単位以上という明確な基準が設定されている。

#### <健康医療学部>

学科ごとのディプロマ・ポリシーを踏まえて、学科ごとに単位認定基準、進級基準、卒業認定基準が決定されており、履修要項等で公開、明示されている。

### 大学院

#### <経済学研究科>

・経済学研究科の要修了単位数は、演習8単位を含む32単位である。

・専門職に結び付くコースあるいはプログラムとして、経営学研究科と合同で「税理士養成コース」あるいは「CFP認定教育プログラム」を設置しており、2研究科にまたがる科目群を明示している。税理士養成コースの大学院生は、免除申請を希望する税

修士試験科目に応じて2研究科のいずれかに所属し、特定の演習担当者の下で修士論文を完成させねばならない。また、CFP認定教育プログラムの修了を目指す大学院生は、プログラム科目群から演習科目4単位を含む16単位以上の修得が必要となる。

- ・上記の単位数を修得し、演習担当者の指導の下で修士論文を作成し、審査に合格すると、学位が授与される。
- ・修士論文の判定基準は、本学学位規定第7条に「学位論文は、精深な学識と、専攻分野における主体的な研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の主体的能力を示すに足るものをもって合格とする。」と定められている。

#### 【資料 3-1-3】

##### <経営学研究科>

・理論的かつ応用実践的な専門能力を効果的に修得させるために、正・副指導教員制のもとで2年間継続的な研究指導が実施されている。正・副指導教員の講義科目8単位ならびに正指導教員の演習科目8単位を必須とし、それらを含む32単位以上を修得し、且つ修士論文の最終諮問試験において合格することが課している。また、本学教員や院生が参加可能な中間報告会を修了要件の一つとしている。【資料 3-1-3】

・これらの認定基準やそれに大きく関わってくる学位論文の執筆要領は、大学院要項に明記されている。また4月1日の大学院生へのオリエンテーションにおいても説明が行われている。

##### <人間文化研究科>

人間文化研究科の講義科目の単位認定は、シラバスに評価方法が明示されている（授業への平素の取り組み状況20%、授業内報告30%、期末レポート50%等）。本研究科には、4つのコースのすべてにおいて必修となる「人間文化基礎特論」（2単位）が置かれている。文化研究・社会情報・心理学の3つのコースでは、演習8単位を含む計32単位が要修了単位である。臨床心理学コースでは、演習8単位、必修科目18単位を含んで、計32単位が要修了単位である。

#### 【資料 3-1-3】

修士論文の判定基準は以下のとおりである。

##### 文化研究コース・心理学コース

- 1) 研究計画の独創性と有意義な研究
- 2) 研究目的に対する研究方法
- 3) 結果の分析
- 4) 研究目的に合った考察
- 5) 引用文献の記載

##### 社会情報コース

- 1) 形式の妥当性
- 2) 客観性
- 3) 論理性
- 4) 独自性

### 臨床心理学コース

- 1) 先行研究の展望と当該研究の位置づけ
- 2) 研究目的に即した研究方法
- 3) 結果の分析
- 4) 論理の展開
- 5) 独創性
- 6) 臨床実践の視点

### <バイオ環境研究科>

・単位認定基準や修了認定基準を定めている。具体的には各科目のシラバスで求めている到達目標と評価基準によって単位認定され、それらの単位数に基づいて修了認定されることが周知されている。・修士や博士の学位は修士論文あるいは博士論文を提出、公聴会で発表、諮問委員による諮問、審査委員会が審査し、研究科委員会で認定することが周知されている。【資料 3-1-3】

### <法学研究科>

単位認定基準はシラバスに明確に明記されている。修了認定要件として、演習科目 8 単位を含む 32 単位以上の習得、且つ、修士論文の審査に合格することを課している。これらの認定基準および学位論文の執筆要領および評価表は、大学院要項に明記されている。

【資料 3-1-3】

## 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

### 学部

・本学で開講される全科目の到達目標や成績評価方法はシラバスで明示され、教務委員会が事前にシラバス・チェックを行い、場合によっては担当教員に修正を求めている。  
・定期試験の厳格な実施を目的として、平成 28 (2016) 年度より、定期試験における不正行為に対する組織的な対応を整備した【資料 3-1-2 再掲 P14】。  
・単位認定に関しては、成績発表時に自らの点数に疑義を持った学生は、成績表記調査を申し出ることができる。

### <経済経営学部>

・本学部で開講されているすべての科目の成績評価方法や評価基準はシラバスに明記されており、非常勤講師担当科目ならびに演習（ゼミ）科目やインターンシップなども含む全科目のシラバスは、その基準に不明な点や不適切な点が無いかどうか、教務委員会が中心になって事前に確認をしている。その際、修正が必要な場合は科目担当者にそれを依頼し、修正後の確認も行っている。

・インターンシップや海外研修などの学外で実施される授業科目についても、その単位認定の際には、学部教務委員会あるいは大学教務委員会での確認を経て、学部教授会で



協議あるいは学部教授会への報告を行っている。

- ・卒業論文の提出と合格を、両学科ともに「専門ゼミ D」の単位認定要件としている。提出された卒業論文は教務委員会において盗作・剽窃がないか、論文として適切な体裁をとっているかどうか等が確認され、最終的な可否は教授会において決定される。またこのことを記した「提出要領」を事前にゼミ担当教員から学生に配布し、評価基準の周知を図っている。

- ・「チャレンジショップ」による体験型学習の参加者は、複数の教員から指導を受けるので、各参加者の成績評価は関係教員の間で事前に相互に確認され、必要に応じて得点の調整が図られる。

- ・在学年数の要件を充たす学生に対しては、卒業判定教授会が開催され、卒業の可否が協議され決定される。

#### <人文学部>

- ・各教科ともに、シラバスに到達目標と評価方法を明示しており、これらの基準に基づいて厳正に適応している。
- ・卒業認定も卒業要件に基づいて、厳正に適応している。

#### <バイオ環境学部>

- ・単位認定基準はシラバスで示す到達目標と評価基準によって厳正に適用されている。
- ・進級基準は単位数 100 単位以上という明確な基準があり、厳正に適用されている。
- ・卒業認定は卒業要件（卒業必要単位数）によって厳正に適用されている。

#### 【資料 3-1-2 再掲】

#### <健康医療学部>

学科ごとの単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を厳正に運用している。

### 大学院

#### <経済学研究科>

- ・講義科目の単位認定は、シラバスに評価方法が明記されている（授業への平素の取り組み状況（20%）、授業内報告（30%）、期末レポート（50%）など）。
- ・演習 8 単位を含む 32 単位以上を修得し、さらに演習担当者の指導の下で修士論文を作成し、審査に合格すると、「修士（経済学）」の学位が授与される。
- ・修士論文の判定基準は、本学学位規定第 7 条に「学位論文は、精深な学識と、専攻分野における主体的な研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の主体的能力を示すに足るものをもって合格とする。」と定められている。また、経済学研究科の可否の判定項目は以下の（ア）～（オ）の 5 項目である。

- (ア) 研究テーマに関する先行研究の整理と課題設定
- (イ) 論文の構成と論理展開
- (ウ) 研究方法や分析手法
- (エ) 図表処理や引用文献などの表記
- (オ) 設定された課題の解明

・上記の修了認定基準等はすべて大学院要項に明記されている。また、審査手続き等に関しても、本学学位規定に明記されている。【資料 3-1-3 再掲】

#### <経営学研究科>

・単位認定基準は明確にシラバスにおいて明記されるとともに、4月1日の大学院生へのオリエンテーションにおいて経営学研究科所属教員が集まり、各教員がシラバスの説明を行っている。

・本学教員や院生が参加可能な「中間報告会」及び「最終諮問試験」での報告と討論を義務化している。【資料 3-1-3 再掲】

・中間報告会は、2年生の秋頃開催され、研究科所属教員のアドバイスが得られるようにしている。

・「最終諮問試験」においては、正指導員、副指導員を含む3名以上の大学院教員によって評価される。最終諮問試験に加わる教員は経営学研究科委員会によって承認されなければならない、研究会委員会で諮っている。

#### <人間文化研究科>

本研究科においては、主査（指導教員）、副査（副指導教員）を中心に修士論文の進行状況を絶えずチェックしている。中間報告会では、指導教員や副指導教員から論文としての形式、先行研究との位置づけ、研究内容の意義などについて質問があり、修正すべき点が指摘される。修士論文の完成度が低い場合は、2年間を超えて在籍し論文を完成させることがしばしばある。最終判定としては、口頭試問を経て主査と副査によって作成された審査報告書を研究科委員会で発表し、審議を経て、合否が決定されており、厳正に適応されている。

#### <バイオ環境研究科>

・単位認定基準は、シラバスで求めている到達目標と評価基準によって厳正に適応されている。それらの単位の取得によって、修了認定される。

・研究指導は主研究指導教員（1名）、同領域異系の教員（1名以上）、および異領域の教員（1名以上）からなる指導教員グループが研究の進捗や成果の検証段階でチェックや助言を与える。

・修士や博士の学位は修士論文あるいは博士論文を提出、公聴会で発表、諮問委員による諮問、審査委員会（主研究指導教員を含む3名以上）が審査し、研究科委員会で認定する。【資料 3-1-3 再掲】

#### <法学研究科>

単位認定基準はシラバスに明確に明記されている。主指導教員に加え、各院生のテー

マに応じて、1年生には1名の、2年生には2名の副指導教員を配置して、組織的な指導体制をとっている。

2年間の研究・指導スケジュールを作成し、大学院要綱に掲載している。【資料 3-1-3 再掲】

中間報告会での報告・討論を義務付けており、2年生の10月に開催し、複数の教員から助言・指導を受けられるようにしている。学位論文の最終試験として、口頭試問を行っている。口頭試問は、主査1名、副査2名から構成される審査委員会により行なれる。審査委員会による審査結果をもとに、研究科委員会により可否の審議を行う。

### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・平成31（2019）年度から、改訂した新たなディプロマ・ポリシーを他の2つのポリシーと共に実施する予定である。
- ・平成31（2019）年度入学生に実施されるカリキュラムから、現行カリキュラムでの4段階評価（優良可不可）から5段階評価（SABCF）に変更する予定である。また、シラバスで3段階の成績評価基準を新たに示すことになった。さらに、成績評価方法についても、単一の方法を用いるのではなく、総括的評価と形成的評価を組み合わせる多面的な評価を行うことを強く推奨していく予定である。これらのことにより、いっそう公平で客観的な単位認定を行っていく予定である。
- ・進級要件について、平成31（2019）年度入学生から全学的に各学年進級時に設定し、厳格に適用することで段階的な学修の確保を目指す。
- ・卒業要件について、平成31（2019）年度入学生から全学的に卒業論文を必修化し、ディプロマ・ポリシーで定められた能力を修得できているか否かをいっそう厳格に検証していく予定である。

## 3-2 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

#### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 学部

- ・本学は、平成29（2017）年2月に、教育目的・教育目標を踏まえ、それらを具体化したディプロマ・ポリシーを実現するために、全学および学部学科のカリキュラム・ポリシーを改訂し（同年3月理事会承認）、同年4月に公開した。

【資料 3-2-1 URL : <https://www.kyotogakuen.ac.jp/outline/policy/>】

### 大学院

本大学院の教育目的（大学院学則第1条）および各研究科の教育目的（大学院学則第1条2項）を実現するため、各研究科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）が策定されている。

各研究科のカリキュラム・ポリシーは大学院要項および大学ホームページ等で公開、明示している。【資料 3-1-3 再掲】

## 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 学部

・カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを実現するものとして策定されており、一貫性を有するものとなっている。

#### <経済経営学部>

両学科ともに、社会科学とその関連分野の学修や複眼的な視野の修得というディプロマ・ポリシーの趣旨を踏まえ、カリキュラム・ポリシーにおいても幅広い教養とともに経済学、経営学、法学の知識と課題解決手法の修得を重視しており、これらはこれからの社会でビジネスパーソンに必要とされる能力として位置付けられている。

また、自立して主体的に行動でき、社会へ積極的に参画する人材の育成というというディプロマ・ポリシーの趣旨を踏まえ、カリキュラム・ポリシーにおいても、体系的な実学教育を行うことを強調している。その具体的方法として、両学科にそれぞれ後述する3つの「コース」を設置し、将来の進路と密接に関連したコース科目（履修モデル）を設定している。

#### <人文学部>

人文学部のカリキュラム・ポリシーは、人文学の諸分野の知識を身につけ、新時代を担う新しい人材を育成するという目的を達成するために、①専門領域に関する深い理解の達成、②総合的、学際的な知識の習得、③演習や実習を重視し、フィールドワークを多く実施するという方針に沿って、教育課程を編成している。これらは、人文学に関する専門的知識と研究方法を修得することで、現代社会における諸問題を理解して、社会の変化に適応することができる能力を身につけているというディプロマ・ポリシーと一貫した体制である。

#### <バイオ環境学部>

・バイオ環境学部のディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーを決定している。

バイオ環境学部のカリキュラム・ポリシーは、バイオ環境学士としてのディプロマ・ポリシーを実現するために、①教養教育や1・2年次の実践プロジェクト科目を通じて、幅広い知識と問題解決力を高め、②2・3年次の専門基礎科目および専門科目の知識だけ

でなく、実験・実習を通じて、コミュニケーション力、協働力、課題発見力やリーダーシップを身に付け、③4年次の専攻演習や卒業研究を通じて、コミュニケーション力、協働力、課題発見力をさらに高め、行動力や論理的思考力を身に付け、また、卒業研究を通じて、学んだ知識を生かすだけでなくさらにその分野の知識を自主的に学修し、研究課題の解決を図る力を身に付けるという方針に沿って、教育課程を編成している。

#### <健康医療学部>

各学科（看護学科、言語聴覚学科、健康スポーツ学科）のカリキュラム・ポリシーは各学科のディプロマ・ポリシーと一貫するものとして制定されており、一貫性が確保されている。

### 大学院

#### <経済学研究科>

経済学研究科のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に明記する3つの能力、すなわち

1. 日本経済及び世界経済を理論的に考察し、政策提言できる高度な専門知識・能力
2. 税理士を中心とした税務と、会計の専門職並びに金融に関する専門知識・能力
3. 公的機関の専門職に必要な専門知識・能力

の各能力の涵養を目指し、経済社会の現状および動向を注視しながら研究を深める実証研究を重視し、さらにその成果を問題解決のために応用する政策分析も含めたカリキュラムが組み立てられている。【資料 3-1-3 再掲】

- ・講義科目には、標準的な経済学研究のための「理論分野」と「政策分野」に、税理士資格の取得を目指す大学院生の研究に役立つ「経営・法学分野」を加えた3分野から構成され、各自の研究テーマに即した体系的な科目履修を可能にしている。また、CFP認定教育プログラムも組み込まれており、その科目群から所定の単位数を修得することで、CFP審査試験の受験資格を得ることができる。

#### <経営学研究科>

論理的思考力や課題解決力の育成というディプロマ・ポリシーの核心を踏まえ、それを効果的に進めるために、カリキュラム・ポリシーにおいて経営管理・会計・情報の各科目群の配置、正・副指導教員制による継続的な指導、段階的且つ透明性が確保された客観的な確認が重視されている。

#### <人間文化研究科>

人間文化研究科の教育目的は、人間の心理、社会の態様、文化の機能を多角的に解明する学問体系の構築を図り、歴史的な視点を踏まえて、現代社会が抱える諸問題の解決に寄与できる人材を育成することであり、この目的を達成するためにカリキュラム・ポリシーも4つのコースにおいてそれぞれ設定されているが、ディプロマ・ポリシーも各コースでの違いはあるものの一貫したものが設定されている。

<バイオ環境研究科>

・博士課程前期では、バイオサイエンス、バイオ環境デザイン、食農の3領域を連携させる専門基礎科目を修得し、特別演習や特別研究で専門領域の深い知識や技術を得、専門分野に関わる知的財産、環境倫理、環境行政を関連科目として学び、さらに修士論文にまとめることによって、高度な専門的職業人として活躍できる研究能力と実務能力を得ることができる。

・博士課程後期では、前期課程のカリキュラムで習得した知識を踏まえて、さらに複眼的研究を進め、各専門領域における新しい知見や技術を得、博士論文としてまとめ、審査の結果、博士の学位を授与する。研究で成果を得ることが目的なので、特別演習と特別研究が科目となる。【資料 3-1-3 再掲】

<法学研究科>

ビジネス法学の専門家を養成するというディプロマ・ポリシーの核心を踏まえ、カリキュラム・ポリシーにおいて、専門的かつ実務的な法的知識の習得が可能となるように講義科目をバランス良く配置し、法学分野だけでなく経済学関係領域、会計学関係領域の科目群の配置を行うことで、二つのポリシーの一貫性が図られている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### **学部**

- ・カリキュラム・ポリシーに従って教育課程は体系的に編成されている。・ディプロマ・ポリシーで定められた能力を修得するための科目は、カリキュラム・ポリシーに基づき大学共通科目および各学部学科の専門科目で配置されている。
- ・ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえて、平成 29 (2017) 年度からグローバル人材育成プログラムと航空観光プログラムを全学的に実施し、平成 30 (2018) 年度から、入学時のプレイスメントテストの結果に基づいて、「総合英語」の上級クラスを両キャンパスで設けている。

<経済経営学部>

経済経営学部における教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って、下記の通り編成されている。

・ビジネスパーソンとして必要な幅広い教養と高い専門性を兼ね備えた人材の育成ために、経済学や経営学を中心に法学分野の科目も配している。また、大学共通科目のみならず学部専門科目においても両学科の共通科目を設け、学生は所属学科を問わず履修登録できるようにしている。【資料 3-1-2 再掲】

・入学から卒業までの4年間で進路を意識した系統的学修ができるように、経済学科に3つ（「現代経済」、「公共政策（公務員）」、「ファイナンス」）、経営学科に3つ（「経営戦略」、「会計」、「起業・事業承継」）の選択制コースを設け、それぞれのコース毎に履修モデルを設定している。【資料 3-1-2 再掲】

・コースと並行して、任意参加の両学科共通プログラムとして、より広い社会・世界で

学ぶ機会を提供するべく、次のプログラムを設けている。①京都の企業や海外に進出している企業での長期インターンシップに参加できる「アドバンスト・インターンシップ・プログラム (AIP)」、および「グローバル・インターンシップ・プログラム (GIP)」、②公務員を目指す学生の学修を1年次から長期に渡り支援する「警察・消防プログラム」、国家(一般)・地方上級プログラム。③航空会社、空港運営会社などに関連した航空業界、旅行業・宿泊業をはじめとするサービス業界に関心のある学生の進路選択を後押しする「航空観光プログラム」。

【資料 3-1-2 再掲】

・「警察・消防プログラム」、「国家(一般)・地方上級プログラム」では、4月に希望者を募り、必要な関連科目などの履修推奨科目を示した上で、学内で行われる課外講座と連携して、公務員採用試験対策を行っている。また、学生に対して月に一度程度のガイダンスを実施するとともに、基礎学力確認のための小テスト、課外講座の内容の復習を行うなどの支援を行っている。

・「警察・消防プログラム」、「国家(一般)・地方上級プログラム」では、2年次秋学期から、全員に正課科目として「警察・消防特別研究」を履修させ、数的処理を中心に、実際の試験問題を解答させるとともに、公務員試験に関する情報提供を行っている。

・「航空観光プログラム」では、このプログラムに特化した内容の「公共経済学」、ANAの協力による「経営学入門」を正課科目として開講し、プログラム参加者に受講させている。また、学生がより直接的に自身の将来像を描けるよう、空港などの現地見学・研修も行っている。

・実践的な経営理論や経営スキルの修得に向けて、両学科生が履修登録できる「チャレンジショップ」(学内設置の『京學堂』を利用)や「女性企業家講座」を開講している。「チャレンジショップ」については、昨年度に引き続いて右京区の特産品販売の企画を行い、実際に学内や京都伏見桃山のショッピングモールで販売を行った。

・実学重視の観点から、経済学科ではファイナンスコースの学生を中心にAFP資格取得を推奨しており、それに対応した科目(「金融入門」、「ファイナンシャル・プランニングⅠ」、「ファイナンシャル・プランニングⅡ」、「ファイナンシャル・プランニングⅢ」)を開講している。学生はこれらを順に履修し合格することで、AFP資格取得要件の一つである「AFP認定研修」を修了することができる。

・新入生へは、「スタートアップゼミ」担当の教育職員に加え、事務職員を副担任として各ゼミに配置して個々の学生の状況を把握するなどし、関心領域や進路観が明確ではない学生にも対応したきめ細かな指導を両学科ともに行っている。また、ゼミ担当教員の要望があれば、新入生をはじめとして、ゼミ生に対して心理カウンセラーによる講義・指導も実施できる体制をとっている。

・学生の主体的な学習・研究活動を活性化するために、経済学部から続く学生の自主的な学習・研究組織である「ゼミナール連合協議会(ゼミ連)」の活動を、担当教員を置くなどして教育面から支援している。ゼミ連は、全国の経済・経営・商学系学部学生による学術組織「日本学生経済ゼミナール」に所属し、全国大会(インターゼミナール大会)に多くの「専門ゼミ」所属学生をゼミ単位で参加させている。また、平成30(2018)年1月には、学内においてゼミ対抗形式の「第2回プレゼンテーション大会」を主催するなど、正課科目としてのゼミ(スタートアップゼミ、専門ゼミ)と密接に連携した

活動を行っている。

<人文学部>

人文学部のカリキュラムの体系的編成と教育方法の工夫は以下のとおりである。

- ・人文学部の教育目的を達成するために、次の方針に沿って教育課程を編成している。①専門領域に関する深い理解の達成、②総合的、学際的な知識の習得、③演習や実習を重視し、フィールドワークを多く実施である。【資料 3-1-2 再掲】
- ・歴史文化学科は、まず1・2年生で、歴史・民俗・文化の基礎を幅広く学び、3年生から各自の関心に基づきコースを選択する。他のコースの科目も履修できる柔軟なカリキュラムであり、個人の興味・関心に応じて幅広く学べるのが特徴である。講義やフィールドワークによって、古文書、祭礼、芸能など、京都に残る本物の文化遺産に触れることを重視している。歴史的に培われた日本の「心」を学びとる洞察力、その価値を未来に活かす行動力を養うようカリキュラムを編成している。【資料 3-1-2 再掲】
- ・歴史文化学科では、個々の学生の興味や関心を深い理解につなげていくために、3つのコースを編成している。歴史学コースは、古文書や浮世絵などの歴史的史料の読解を通じて、日本の歴史の実像に迫るようカリキュラムを編成している。民俗学コースは、祭礼や妖怪などを素材にして、日本人の心を学ぶようカリキュラムを編成している。京都文化コースは、源氏物語や能楽から和食まで、京都が世界に誇る「和」の文化を体験的に学ぶようカリキュラムを編成している。【資料 3-1-2 再掲】
- ・また、歴史文化学科では、高等学校教諭一種免許（地理歴史）と中学校教諭一種免許（社会）が取得できるようカリキュラムを編成している。
- ・心理学科はまず1・2年生で、心理学の基礎とその周辺領域への理解を深める。次に、2年生で「心理学基礎実験（実践プロジェクトA・B）」、「社会コミュニケーション基礎演習（実践プロジェクトC）」に取り組み、心理学実験やコミュニティとの関わりに必要な技術や知識を養成するようカリキュラムを編成している。3年生以降には高度な実験・実習科目を履修し、対人援助やコミュニティの活性化に関わる方法を学び、実践力を身につける。【資料 3-1-2 再掲】
- ・心理学科では、個々の学生の興味や関心を深い理解につなげていくために、3つのコースを編成している。心理学コースは、充実した実験機器を活用して得られた客観的なデータを分析し、人間の心と行動を科学的に解明するようカリキュラムを編成している。臨床心理学コースは、様々な問題を抱える人を心理的に援助する方法を学び、医療施設や社会福祉施設と連携して現場見学実習も行い、対人援助技術の実践力を養うようカリキュラムを編成している。社会コミュニケーションコースは、社会学や社会調査を通じて社会の姿を客観的にとらえ、フィールドワークによって地域や組織を支援する力を身につけさせるようカリキュラムを編成している。
- ・なお、人文学部では、文部科学省地（知）の拠点事業の取り組みのひとつとして、フィールドワークや学外実習を重視している。学生が体験的に知識を確かめられるような地域に密着したプロジェクトを、各学科で展開している。歴史文化学科では「保津川筏復活プロジェクト」や「祇園祭ちまき巻きと売り子体験」を、心理学科では「地域の医療福祉施設の見学実習」などを行っている。



- ・この歴史文化学科のフィールドワークは、聞き取り調査を中心とするフィールドワークであり、聞き取りの対象は、年配者が多く、学生が通常の学生生活では、接しないような異世代との密接なコミュニケーションを体験できる。現在、民俗学によるオーラルヒストリーの聞き取りという研究手段を、介護の現場で応用することが、介護者・被介護者双方に利点があると注目されているように、対人コミュニケーションを必要とする職種に応用できる能力といえる。また、心理学科では半数以上が医療・介護・福祉など対人援助職に就職している（事務も含む）。もともと心理学を志向する学生の気質として、他者を気遣うという能力があることも想定されるが、そのような能力が現場見学実習等を通じて、さらに地に足のついたものになったと考えられる。

<バイオ環境学部>

・平成 27（2015）年度以降の入学生に対して、1年生に大学共通科目として、多くの教養科目を修得させている。【資料 3-1-2 再掲】

・1年生から実験科目や演習科目があり、実験技術やフィールドワーク実践技術を学ばせている。3年生終了までに「卒業研究」に必要な専門知識を修得させるために、100単位以上修得していない場合は4年生に進級させない。このような科目配置や留年制度は、4年生の「卒業研究」を教育の総仕上げと位置づけたカリキュラム体系によるものである。実験技術やフィールドワーク実践技術の修得は、4年生の「卒業研究」の基礎技術として生かされている。4年生の必修は「卒業研究」と「専攻演習」だけであり、研究に集中できるようになっている。

・1年生の春学期に必修科目の「作物栽培実習（実践プロジェクト A）」が実施されている。「作物栽培実習」は、夏野菜を種子及び苗から育て、夏に収穫するというもので6～9名の学生で構成された班ごとに協力し合って栽培する。生命・食・農・環境を肌で感じる、学びの第一歩となっている。また、この実習を通じて、協働力、行動力、課題発見力を高めることができることから「実践プロジェクト A」として、位置付けている。

【資料 3-1-2 再掲】

・2年生配当として、設置した実践プロジェクト B およびキャリアサポート実践講座 A は、自主性と協働力に基づく問題解決型の科目であり、地域に絡んだものづくり、環境調査、バイオサイエンス研究などが実施されている。

・2、3年生配当として、実践プロジェクト B およびキャリアサポート実践講座 A の課題などをさらに進めるために実践プロジェクト C～E を配し、実践プロジェクト B 等で進められたテーマを発展させ完成することを目指している。【資料 3-1-2 再掲】

・1年生の導入期教育として、専任教員担当の「スタートアップゼミ」（1クラス 10名以下）が通年科目としてあり、学生にとって、大学での勉学の導入に役立ち、有益な助言や基礎力を得ることができる。【資料 3-1-2 再掲】

・基礎科目の徹底的な理解を図るために、学部校舎内に学修支援室が特設されている。また、図書室に隣接して、学生自習室（ラーニングコモンズ）が設置されており、学生の勉強、調査や議論の場になっている。

・「卒業研究」に向けて、3年生の 12 月から研究室に配属される。配属先教員は、「卒業研究」の指導だけでなく、学生の就職活動への支援・指導をキャリアサポートセンター

職員と協働して行う。

・キャップ制については、平成 27 (2015) 年度生から 1 セメスターあたりの最大修得単位を、従来の 26 単位から 24 単位に制限した。食農学科の文部科学省の履行計画期間終了後を目指して、修得単位を減らす方向で、さらに検討していく。【資料 3-1-2 再掲】

・バイオサイエンス学科では、1、2 年次に「スタートアップゼミ」、「バイオサイエンス概論」、「化学」、「化学実験」「生化学 I」「生化学 II」を必修科目および登録必要科目にし、バイオサイエンスのすべての分野を学ぶための基礎となる知識を修得させている。2 年次には、バイオサイエンス技術の基礎を身に付ける「基礎バイオサイエンス実験」を履修させている。3 年次にはバイオサイエンスの専門的な 5 分野の技術を身に付ける「専門実験」を 1 年間通じて行い、実験の方法、取り組み方や結果のまとめ方を集中的に教育し、バイオ技術力を養成している。実験科目と有機的に関連したバイオサイエンスの専門的な講義科目を配置することでバイオ技術の理解を深めている。4 年次には「卒業研究」と「専攻演習」のみを配置し、教育の総仕上げとなる卒業研究に集中できる教育課程となっている。

・食農学科では、基盤科目として 2 年次春学期配当に「食農概論」を配し、専門科目の学修の動機づけを図り、2、3 年次配当の専門科目への橋渡しをしている。また、2 年次の秋学期には実験の基礎的技術の習得を目的とした「食農基礎実験」配している。ここでは、専任教員 4 名で担当し、様々な分野の技術獲得を手厚くサポートすることで、3 年次配当実験および卒業研究を遂行するための実践的な能力の向上を図っている。また、専門科目の一部を選択必修とし、食・農・地域のすべての分野を学び総合的な思考力を身に付ける。4 年次には「卒業研究」と「専攻演習」を配置し、教育の総仕上げとなる卒業研究に集中できる教育課程となっている。

・バイオ環境デザイン学科では、自然科学分野の講義・演習・実験を中心とした科目を基礎科目に配置し、自然科学の基礎的知識や技術を 1 年次より修得させる。また、専門科目である「バイオ環境デザイン原論」を 1 年次に配置し、学科の専門分野の学びへの動機付けを図る。専門基礎科目では、1~2 年次に環境生物学、環境化学、環境物理学、環境地球科学分野の講義・演習・実験科目を配置し、専門科目での学修に必要な知識や技術の基礎固めを行う。3 年次以降の専門科目では、各研究室が推奨する科目を中心とした選択必修科目(30 単位)を配置し、希望する研究室での卒業研究への橋渡しを行う。4 年次には「卒業研究」と「専攻演習」のみを配置し、教育の総仕上げとなる卒業研究に集中できる教育課程となっている。【以上の資料：バイオ環境学部履修要項 2018】

#### <健康医療学部>

##### 【教育課程の体系的編成について】

・カリキュラムの体系的編成については、看護学科では、教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)に即して、科目を配置した。大学共通科目では教養教育科目、キャリア教育科目を配置し社会人としての一般教養やキャリア形成を図った。専門科目では支持科目として健康医療学部の専門教育に共通する科目を配置した。専門基礎科目では、人間の成長発達と健康レベルに応じた看護についての基礎的な知識・技術・態度について学修する科目を配置した。専門展開科目では「健康回復支援の基盤科目」「療養生活基

盤科目」「療養生活支援科目」「看護の発展科目」、「コミュニティーケア科目」を配置し、学生が段階的、系統的に学修を積み重ねることができるカリキュラムとした。また実習では1年生の早期から臨地実習を開始し学修の動機づけを図り、順次2年生から4年生まで段階的な目標を定め、着実に実践能力の向上を図れるように計画し実施している。

・言語聴覚学科では、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に即して、カリキュラムを配置した。大学共通科目では教養教育科目、キャリア教育科目を配置し社会人としての一般教養やキャリア形成を図った。専門科目の基礎となる専門支持科目や専門基礎科目を1・2年次に終え、臨床のスキルを学ぶ専門展開科目は2・3年次に学習するカリキュラムとして設計した。専門展開科目では、講義に引き続き演習を行う講義演習一体型で、講義内容の定着とスキル獲得を目指している。専門展開科目（言語発達障害学など）の基礎となる科目（言語発達学など）では、専門展開科目の概要（アウトライン）を示すことで基礎科目の重要性の理解を図っている。

・健康スポーツ学科では、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）に即して、科目を配置した。大学共通科目では教養教育科目、キャリア教育科目を配置し社会人としての一般教養やキャリア形成を図った。専門科目では支持科目として健康医療学部の専門教育に共通する科目を配置した。学科専門科目は、身体運動に関して科学的な視点で学修し、人々の生涯にわたる健康支援を行うための基礎的学修としての基礎科目、より専門的・発展的な内容の学修としての展開科目、よりきめ細かい健康支援を行うスキルと知識を深める演習科目を配置した。

## 大学院

### <経済学研究科>

- ・経済学研究科では、経済社会の現状および動向を注視しながら研究を深める実証研究を重視し、さらにその成果を問題解決のために応用する政策分析も含めた教育課程が組み立てられている。講義科目には、標準的な経済学研究のための「理論分野」と「政策分野」に、税理士資格の取得を目指す大学院生の研究に役立つ「経営・法学分野」を加えた3分野から構成され、各自の研究テーマに即した体系的な科目履修を可能にしている。【資料3-1-3再掲】
- ・大学院生には、講義科目以外に演習科目の履修を毎学期義務付け、修士論文作成に向けた研究計画や履修計画の作成から修士論文執筆まで2年間の継続的指導を行っている。
- ・CFP認定教育プログラムも組み込まれており、希望する大学院生は経済学・経営学の2研究科の科目群から所定の単位数を修得することで、CFP審査試験の受験資格を得ることができる。【資料3-1-3再掲】
- ・入学した大学院生が所定の修業年限内に修士学位を確実に取得できるよう、演習担当者はもちろん、学生が履修する講義科目を担当する経済学研究科の他の教員も合わせて、個々の大学院生の研究計画書に基づく履修状況の確認と今後の履修計画についての指導・アドバイスを行っている。修士論文に関する報告会として、大学院在学2年目の5月に「テーマ報告会」を、10月には「中間報告会」を開催し、経済学研究科委員会として大学院生の研究の進捗状況を確認すると同時に、今後の修士論文作成に関

するアドバイスをを行っている。大学院生は、この中間報告会においてそれぞれの研究領域の専門家である多くの教員から研究論文作成に関する工夫や注意点などのアドバイスを受け、それらを参考に研究を進め、修士論文の改善に向けた見直しに取り組むことになる。また、中間報告会や口頭試問には、在学中の他の大学院生がオブザーバーとして出席することを促し、自分の研究、修士論文作成に有用な情報を得る機会として活用している。【資料 3-1-3 再掲】

#### <経営学研究科>

・1年生の10月に修士論文題目の提出が求められる。また2年生の10月においても修士論文題目の提出が求められる。【資料 3-1-3 再掲】

・正・副指導教員制のもとで2年間継続的な研究指導が実施されている。正・副指導教員の講義科目8単位ならびに正指導教員の演習科目8単位を必須とし、それらを含む32単位以上を修得し、且つ修士論文の最終諮問試験において合格することを課している。また、本学教員や院生が参加可能な中間報告会を修了要件の一つとしている。【資料 3-1-3 再掲】

・正・副の指導員については、経営学研究科委員会で承認される必要があり、研究科委員会で諮っている。

・専門性や実践的思考力をより深めるために、平成21(2009)年度より、経済学・法学研究科とともに税理士養成コースを設置している。併せて学部および大学院の会計学関連科目の一貫性を図り、税理士養成教育の充実をはかってきた。また、CFP(日本FP協会認定 Certified Financial Planner)へ申請を行い、平成23(2011)年度より、所定科目の修得をもってCFP(日本FP協会認定 Certified Financial Planner)の受験資格が認められるようになっている。【資料 3-1-3 再掲】

・中間報告会は修了要件の一つであり、2年生の秋頃開催される。研究科の多くの教員のアドバイスが得られるようにしている。

・「最終諮問試験」においては、正指導員、副指導員を含む3名以上の大学院教員によって審査される。最終諮問試験に加わる教員は経営学研究科委員会によって承認されなければならない、研究科委員会で諮っている。

#### <人間文化研究科>

人間文化研究科のカリキュラムの体系的編成と教育方法の工夫は以下のとおりである。

人間文化研究科では、日本・アジアの文化や歴史を研究する「文化研究コース」、現代社会の問題や情報メディアを研究する「社会情報コース」、認知・学習・発達・社会などの心理学を研究する「心理学コース」、臨床心理士受験資格の取得を目指す「臨床心理学コース」の4コースを設定し、人間の心理や社会の態様、文化の機能などを多角的に研究できるようカリキュラムを編成している。特に、すべての科目の扇に要となる科目として、「人間文化基礎特論」を置いており、ここから修士論文作成に向けて各コースの科目が展開する形をとっている。【資料 3-1-3 再掲】

・修士課程修了に必要な修得単位数は、選択必修科目から「研究演習(ゼミ)」を含めて20単位、選択必修科目および選択科目から10単位以上、合計32単位以上であり、修士

論文の審査および最終試験に合格した者を修了としている。【資料 3-1-3 再掲】

・特に臨床心理学コースは、財団法人日本臨床心理士資格認定協会から第 1 種指定校の認可を受けており、臨床心理士を養成するために必要な科目を開設している。【資料 3-1-3 再掲】

・大学院生の研究指導は、研究指導教員 1 人と指導委員 2 人によって個別的な指導が行われている。さらに、2 年次の修士論文作成に関しては、年 4 回の中間報告会が開催され、3 人の指導教員から研究計画から論文作成まで事細かな指導が行われている。

#### <バイオ環境研究科>

・博士課程前期では、英語論文の読解や作成のために「科学英語演習 I・II」を必修とし、研究者として環境に対する倫理意識を醸成するために「環境倫理学特論」を必修としている。また、専門基礎科目は研究分野以外から 4 科目（8 単位）以上修得することを要件とすることによって、バイオサイエンス、バイオ環境デザイン及び食農の 3 領域が教育研究においてより強く連携するカリキュラムになっている。主分野での研究の成果は修士論文としてまとめられる。【資料 3-1-3 再掲】

・博士課程後期では、博士課程前期に学んだ高度で複眼的な視点を持って、「バイオ環境」というコンセプトの新しい研究領域での研究成果が得られるようにする。単位は主分野の演習及び研究だけであり、研究成果をあげることを主目的としている。その成果は博士論文としてまとめられる。【資料 3-1-3 再掲】

・博士課程前期・後期の高い専門性は、各自が選択した研究室で研究を通じて学ぶ。従って、指導教官が演習と研究指導を行う。しかし、博士課程前期では、異分野の教員を含む指導教員グループによる指導体制（主研究指導員 1 名、異領域 1 名及び同領域異系 1 名を含む副研究指導員 2 名以上）及び異分野の専門基礎科目の積極的な履修によって、複眼的な視点を養成する。【資料 3-1-3 再掲】

・大学院学生が自ら主催する大学院学生専門情報交換会を年 2 回実施し、全員が研究内容の発表を行うとともに異分野の研究情報交換や意見交換も実施している。【資料 3-1-3 再掲】情報交換会終了後、FD 委員会として、全教員が院生について、および研究情報の意見交換を実施している。

#### <法学研究科>

・本研究科のカリキュラムは、研究の中心となる演習科目と多様なニーズに対応した講義科目から構成されている。講義科目は、ビジネスなどの現場で発生する問題を法的な視点から多角的に分析できる実用的な能力を養うため、租税法などの税理資格取得に直結した「公法関係」のほか、「民事・労働法関係」「商事法関係」など 7 つの科目群が編成されている。税理士養成コースにおいては、「経済学」「経営学」「法学」の分野がバランス良く編成されている。【資料 3-1-3 再掲】

各自の研究テーマに応じた体系的履修のため、入学時のオリエンテーションにおいて、指導教授が指導を行っている。さらに、秋学期のオリエンテーション期間にも成績配布と併せて履修指導を個別に行っている。

### 3-2-④ 教養教育の実施

- ・本学は、大学共通科目で教養教育を実施している。大学共通科目はビジネス教養科目、市民教養科目、およびベーシック教養科目に分かれ、卒業要件として 24 単位以上取得しなければならない。ビジネス教養科目は 7 科目からなり、市民教養科目は人文分野 7 科目、社会分野 5 科目、自然分野 5 科目、および健康分野 4 科目からなる。また、ベーシック教養科目は、情報科目 5 科目、語学分野 19 科目、および演習 2 科目からなる。幅広い教養教育によって、社会人としての基礎力を育成するカリキュラムとなっている。【資料 3-1-2 再掲】

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### ア 教授方法の改善を進めるための組織体制の整備と運用

- ・教育開発センターの業務と組織

IR 活動を含む教学に関する企画の立案と実施を図り、教育活動及び教育機能の向上と発展に寄与することを目的として、学長の下に教育開発センターが設置されている。その業務は、①FD (Faculty Development) ・SD (Staff Development) 活動の推進、②全学に共通する教育プログラムの規格及び開発、③教職員の教育力向上の支援及び推進、④大学教育に関する情報の収集、調査、分析、⑤教育課程の質の保証の開発及び向上、⑥授業及び成績評価に関わる分析及び開発、⑦教育環境の整備に関わる規格及び開発、⑧その他、である。

教育開発センターは、専任教員のうちから学長が任命した教育開発センター長、教育職員若干名、教育開発センター室長、事務職員若干名で組織されている。教育開発センター委員会は、教育開発センター (センター長、室長、主査)、教育修学支援センター長 (教務担当)、各学部長、各学部教務主事、事務局長から組織され、全学的に、教育開発センターの全学的な下部組織として、FD ・SD 推進委員会と IR 推進委員会を設置している。(それぞれの活動については、4-2-②、4-3-①、6-2-②参照) 大学院については、各研究科で FD 研修会を開催している。

#### イ アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法の工夫

- ・1 回生対象の「キャリアデザイン A ・ B」

グループワーク中心の全学対象のキャリア科目として、教育開発センターの前身 (就業力育成推進室・後に就業力育成センターに名称変更) が開発・実施し、当初は外部講師によるものであったが、内製化を図り、現在では 1 回生対象の「キャリアデザイン A ・ B」として開講している。

- ・2 回生対象の「実践プロジェクト A ・ B」

2 回生を対象とした「実践プロジェクト A ・ B」では、担当教員がキャリア実践としてのケーススタディ、フィールドワーク、ビジネスコンテスト、事件ショップ、地域連携事業から具体的なテーマを設定し、体験学習を行い、年度末に成果報告会を開催している。

- ・2019 年度からの新カリキュラムの準備

1 回生対象のスタートアップゼミについて、2019 年度より PBL(Project-Based

Learning：課題解決型学習)を取り入れることとなり、2018年度においてその具体的な計画、教授方法に関する研修会を開催している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・平成 31（2019）年度から、改訂した新たなカリキュラム・ポリシーを他の 2 つのポリシーと共に実施する予定である。
- ・2019 年度入学生に実施される新カリキュラムから、ディプロマ・ポリシーで定められた各項目を具体的にどの科目で修得するのか（カリキュラム・マトリクス）をシラバスで明示する予定である。
- ・新カリキュラムでは、大学共通コア科目の卒業要件を引き上げることで、汎用的能力の修得をいっそう重視したものとなる。
- ・2019 年度から順次新しいカリキュラムが導入される。それに合わせた、PBL を含む教授法の計画、それに必要な研修、その見直しを行う。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学部

- ・本学は、3 つのポリシーの達成状況を検証する方法を定めることにより、学生の学修成果を評価し、教育の改善を持続的に行うことを目的として、平成 30（2018）年 9 月にアセスメント・ポリシーを策定した。今後は、アセスメント・ポリシーに基づいて点検・評価を行う。
- ・平成 29（2017）年 11 月と平成 30（2018）年 11 月に、全 1 回生を対象に日本語検定試験を実施し、外部試験により日本語能力の学修成果を点検した。

<経済経営学部>

・上述のように、各学生は成績表を、各学期のオリエンテーション時にゼミ担当者から手渡され、成績についての確認ならびに履修指導を受けている。その履修を計画的に行い、4 年間で大学を卒業できるように指導するための基準が設定されており、各学期において、16 単位を取得できなかった学生に対してゼミ担当者から指導を受け、情報共有システム「京学なび」において該当学生の指導内容を記載し、卒業するまでゼミ担当教員が閲覧できるようにしている。また、その保護者に対しては成績不振の通告書を送付している。【資料 3-1-2 再掲】

- ・出席不良の学生については、ゼミ担当教員のみならず学生委員会を中心にして指導方針を確認し、学部独自に設置している「アドバイジング・デスク」に該当学生の呼び出し、面談指導を行っている。
- ・1回生全員を対象に、平成 29(2017)年 11 月に日本語検定 3 級の試験が実施され、「スタートアップゼミ」の中で行われてきた読解や文章作成などの基本能力向上の取り組みの到達度が確認された。
- ・平成 29 (2017) 年度秋学期には、就職試験に必要な基礎学力を問う「全国一斉 WEB 模擬テスト」を 3 回生ほぼ全員が受験した。この模擬テストの受験はキャリアサポート実践講座の単位認定の一要件としている。学生はこの結果を確認することで、全国の大学生の中での順位や偏差値、得意・不得意分野などを各自認識できるようになっている。
- ・経済学科では、平成 30 (2018) 年 1 月(原則として授業最終週)に、年間を通じた「実践プロジェクト」の取り組みの成果を発表する報告会を、同曜日講時に授業を行っているプロジェクト合同で実施した。
- ・経済学科で推奨している AFP 資格取得のための要件の一つである「AFP 認定研修」について、平成 29(2017)年度には 42 名 (2015 年度生 8 名、2016 年度生 34 名) がこの研修を修了した。
- ・平成 29 (2017) 年 11 月に第 15 回「ビジネス・プランニング・コンテスト」が実施され、市場調査や収支予測などを含めたビジネスプランが、プレゼンテーションを通じて競われた。これまでの学修成果を発表する場を学部学科問わず提供しており、経営学科においては、「実践プロジェクト」の成果発表会として位置付けられている。「ビジネス・プランニング・コンテスト」では、その審査にあたってはあらかじめ公表されている審査基準に基づいて実施される。また学内の教員だけでなく、学外からも審査員を招いている。
- ・「チャレンジショップ」の履修登録者のうち何名かの代表者は、ショップの売上高や販売個数や利益額などを含むショップの近況を、定期的に(原則として月 1 回)関係教員にプレゼンテーションすることになっている。
- ・「チャレンジショップ」の履修登録者のうち 8 名が、平成 29(2017)年 11 月 12 日にキャンパスプラザ京都にて開催された「2017 年 大学・地域連携サミット」における「大学・学生による地域連携事例のポスターセッション」に参加した。「右京区まちづくり支援制度」の支援事業として 3 年前から取り組んでいる水尾地区、宕陰地区の地域活性化の取り組みと、今年度の事業である宕陰地区の特産フルーツを使った「京フルーツプロジェクト」の説明を行った。
- ・各ゼミ担当教員には、キャリアサポート委員より 4 回生のゼミ生の就職活動状況が伝えられ、進路未決定者や未内定者への対策がキャリアサポートセンターの協力とともに図られる。
- ・学生による優れた学修・研究成果を公表するための学生論文集として、経済学科では『龍尾経済論集』が発行された。これらへの掲載にはゼミ担当者の推薦を必要としており、そのことが学生の学修意欲の向上と掲載論文の質の保証につながっている。

<人文学部>



- ・学修成果の点検・評価方法の確立については、毎月の教授会後に学科会議を開いて、学生の修学状況についての検討を行っている。
- ・卒業研究は、心理学科では卒業要件としていないが、各々の演習で卒業研究を行うことを推奨しており、優秀な卒業論文は、卒業要件としている歴史文化学科のものとともに、学生論集に掲載される制度になっている。
- ・歴史文化学科では、高校一種（地理歴史・2015年度4人取得）、中学一種（社会・2015年度4人取得）や博物館学芸員（2015年度4人取得）の資格が取得できる。心理学科では、認定心理士（2015年度5人取得）や社会調査士（2015年度1人取得）の資格が取得できる。
- ・就職率と進路決定率については、他学部に比べると進路決定率が低く、年度によって高低はあるものの、平成29（2017）年度までは年々向上している傾向はみられる。

#### <バイオ環境学部>

・本学部では3年生終了時点で100単位以上を修得していない場合は、4年生に進級できない。従って、4年生に担当される「専攻演習」や「卒業研究」を履修できない制度となっている。この制度によって、各学生の学部教育に対する達成度を点検することができる。【資料3-1-2再掲】

・実践プロジェクトB、キャリアサポート実践講座Aならびに実践プロジェクトC～Dでは、各期末に学部全体のポスター発表会を実施、成果を評価する。

・バイオサイエンス学科担当の3年生専門実験では、5研究室が提供する実験テーマごとにレポートを記載させること、そしてチームで実験データを発表させることによって実験に対する理解度を評価する。

・「卒業研究」については、全員が公開で口頭発表を行うことを義務づけており、毎年2月に4～5日間を費やして実施している。この発表によって、教育目的の達成状況を測ることができる。

#### <健康医療学部>

・全学的な取り組みである「マイステップ」を活用して、学期ごとに学修目標の設定と達成度状況を学生が入力し、担当教員が評価している。更に、看護学科では、チューターが学期毎に成績表を見ながら学生個々と面談し、学習方法等アドバイスを行っている。言語聴覚学科では、毎月開催される学科会議で学生の修学状況についての検討を行っている。

### 大学院

#### <経済学研究科>

・経済学研究科における教育目標の達成状況の点検・評価は、主として、学位論文作成の進展度合いのチェックとその評価、および最終提出物の評価によって実行されている。大学院1年生に対する教育の達成状況の点検・評価の機会としては、成績表配布時に指導教官によるチェックと指導の時間が設定されている。大学院2年生に対する教育の達成状況の点検・評価の機会としては、修士論文に関する報告会である5月に

「テーマ報告会」と、10月の「中間報告会」がある。これらの報告会では、指導教員だけでなく、副査候補の2名の教員、さらには経済学研究科の教員が大学院生の研究の進捗状況を確認しアドバイスすると同時に、研究テーマに関連する専門領域の他研究科の教員にも出席を求め、修士論文の作成あるいは改善に有益なアドバイスをもらっている。

- ・講義科目に関しては、授業評価アンケートを実施し、その回答結果を研究科委員等がチェックすることで点検・評価の機能を持たせている。また、講義科目の学修が修士論文の完成度に反映されるという観点から、その質保証は、演習担当の指導教員が科目担当者に対して常時、大学院生の修学状況の説明とそれに合わせた講義内容の見直しを求めることにより、担保されている。逆に、履修科目の担当者からも、日頃の講義を通じて大学院生の修学姿勢や理解水準に関して問題を認識した際には、演習担当者である指導教員に直接に確認を取り、必要に応じて研究科所属の複数の教員で対応を検討している。
- ・税理士養成コースは、学位論文の提出で完結するのではなく、当該論文が国税局への申請に基づき試験免除の対象となる旨を認定されて、はじめて実質的な最終評価を得ることになる。この点は、経済学研究科として重要な点検ポイントに位置付けており、過去に修士論文を国税局に提出した修了者はすべて国税局の当該審査を経て、科目免除が認定されている。

#### <経営学研究科>

- ・大学院入試においては、全演習担当者が受験者の研究計画書に基づき審査を行っている。
- ・1年生の10月に修士論文題目提出が求められ、経営学研究科委員会でその報告が行われる。また2年生においてもその再確認が求められる。
- ・正・副指導教員から、ならびに「中間報告会」において修士論文の進捗の点検と助言が行われる。
- ・「最終諮問試験」においては正指導員、副指導員を含む3名以上の大学院教員によって審査され、審査を行った教員全員は修士論文審査記録を書くことが求められる。それに基づき研究科委員会で修了判定が行われる。

#### <人間文化研究科>

人間文化研究科の教育目的の達成状況は、修士論文の評価、資格の取得、進学・就職状況などによって測ることができる。

- ・本研究科委員会は修士課程の文化・社会情報・心理・臨床心理の4つのコース毎に修士論文の評価基準項目を定め修士論文評価票として提示している。論文の形式面の評価と、内容面の客観性、論理性、独創性の評価などであるが、コースの学問的特徴によって一部異同がある。
- ・臨床心理学コースを修了した大学院生は、少数の例外はあるものの、ほぼ全員が修了後に臨床心理士認定試験を受けて臨床心理士の資格を取得している。
- ・臨床心理学以外の3コースを修了した者も、学部卒業生よりも就職への意識が高く一

般企業に就職する場合が多い。

<バイオ環境研究科>

- ・大学院学生情報交換会は、大学院学生が自ら主体的に運営し、発表の機会を作っている。それ以外にも学会を含めて研究発表の機会を多く作り、積極的に発表させる。研究発表によって、研究の整理や問題点の把握もより明確になる。
- ・前期課程は、修士論文の提出および修士論文公聴会での発表によって評価する。指導教員以外に異領域、異系教員が副指導教員となり、学修成果の点検を行う。発表会では2-3名の試問委員を決め、質問する。他の教員も参加し、活発な質問・討論がなされる。その後、研究科委員会での協議によって、学位修士が授与される。
- ・後期課程は、博士論文の提出、博士論文公聴会での発表および教授会から選出された指導教員を含む審査委員会による博士論文の審査、および研究科委員会での協議によって、学位博士が授与される。

<法学研究科>

- ・2年生の春に授業内での中間報告会を開催し、2回生の秋に公式の中間報告会を行い、進捗状況を点検と助言が行われている。
- ・修士論文の口頭試問において、審査委員は修士論文評価書の項目にそった厳格な審査を行い、研究科委員会で修了判定が行われる。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 学部

- ・各学期で、授業公開と授業評価アンケートを全学的に実施し、他の教員の意見や学生委員の意見を踏まえてフィードバックを行い、授業改善を図っている。
- ・大学共通科目のインターンシップとサービス・ラーニングでは、成果報告会を実施し、講評などによるフィードバックを行っている。
- ・平成30(2018年)2月に、実践プロジェクトの合同成果報告会を初めて開催し、各学部からプレゼンテーションとポスターセッションが行われた。プレゼンテーションについては、最優秀賞や学長賞の表彰と講評が行われた。

<経済経営学部>

- ・平成29(2017)年9月12日に、「日本語検定試験に向けた取り組みについて：検定試験対策としての効果的な指導方法」と題する学部独自のFD研修会が実施された。使用しているテキストや過去問の利用について意見が交わされた。
- ・平成29(2017)年11月15日に、「秋学期授業公開意見交換会」が実施された。スマートフォンを使用している学生への対応や教室環境との適合性について意見が交わされた。
- ・「チャレンジショップ」の関係教員をメンバーとする「京學堂担当者会議」を、原則として月1回開催した。ここでは、学生から報告された売上高や利益などを含む経営の結果や問題点、今後の対応について意見交わされ、指導内容や方法の改善が図られた。

<人文学部>

- ・学生による授業評価アンケートの結果については、各教員がその結果から授業の改善点を検討し、その内容を「京学なび」にアップし、学生にフィードバックするシステムになっている。また、その結果は学部 FD 推進委員会に集約され、その授業の担当教員を含めて検討会が開催されている。
- ・全教員が、年に 2 回授業公開を行い、参観教員のコメントが教授会で開陳され、授業改善のための検討材料にしている。

<バイオ環境学部>

・学部 FD ミーティングにおいて、各教員の担当学生に対する 1 年生の導入期での取り組みや就職活動に対する取り組みなど、相互の経験や取り組みを共有している。・優秀な学生(成績上位 5 名/学年、学科)は学年末に表彰して、その努力を讃えている。・実践プロジェクト B およびキャリアサポート実践講座 A では、ポスター発表に対して、各学科 3 位までの優秀チームを表彰し、その成果を讃える。また、全ポスターを冊子にし、記録およびテーマの参考とする。

<健康医療学部>

・看護学科ならびに健康スポーツ学科では、点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしていくことが確認されている。言語聴覚学科では、毎学期実施される公開授業で、参観した教員からの改善意見がフィードバックされている。授業評価アンケートの結果は各教員にフィードバックされ、その一部については、教員が改善点について公表することになっている。

**大学院**

<経済学研究科>

- ・学位論文作成を最重要な評価の対象と捉え、今後とも作成途中にさまざまなマイルストーンを設けて、その進捗・達成の状況を確認し、その都度フィードバックを掛けていく。
- ・修士論文に関する報告会として、大学院在学 2 年目の 5 月に「テーマ報告会」を、10 月には「中間報告会」を開催し、指導教員および副査候補者だけでなく、経済学研究科として多くの教員が大学院生の研究の進捗状況を確認すると同時に、研究論文としての質をチェックすることになる。結果として、これら報告会は指導教員によるそれまでの指導状況を研究科としてチェックする機会にもなっている。そして、報告会での評価が低い場合、指導教官には改めて指導の改善と徹底が求められると同時に、研究会委員会から副査候補者に対して指導への協力が求められる。さらには、該当する大学院生に対しては再度の報告が求められることもある。
- ・大学院 FD を定期的に行い、研究科の運営・指導体制の改善に向けた意見交換を行っている。その結果、2019 年度からは、大学院 1 年生時には、研究論文作成に向けた一般的な研究技術に関する各種のアドバイスをを行う副指導教員を指名し、指導教員

を補佐する役割を担わせることとなっている。また、大学院 2 年生の 5 月のテーマ報告会までに、副査を担当する教員を候補ではなく確定させることを基本とする申し合せを行い、より早い時期に個々の大学院生に対する研究指導體制を確立することとなっている。いずれも、修士論文作成のための教育と指導の充実に向けて、教員のより具体的なコミットメントを引き出すことを期待しての措置である。

#### <経営学研究科>

・問題点や改善策については研究科委員会や FD において改善案が諮られる。FD については 2017 年 9 月から 2018 年 7 月までにおいて下記の通り実施されてきた。

2017 年 10 月 18 日に「経営学研究科のカリキュラムにおける現状と課題」という題目の下、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性や一貫性、大学院設置基準、加えて不開講の取り扱い、等の観点から検討が行われた。

2017 年 12 月 20 日に「経済学研究科および経営学研究科のカリキュラム改正の方向性について」という題目の下、法学研究科廃止に伴う税理士養成コースや CFP における問題点と解決策の検討が経済学研究科との合同で行われた。

#### <人間文化研究科>

・修士課程の指導は研究指導教員 1 人と指導委員 2 人の 3 人体制ではあるが、コース全体の教員も関わっている。問題があれば学科会議で検討される。もし全体に関わる点であれば毎月研究科委員会が開かれているので、その委員会で協議している。

#### <バイオ環境研究科>

・指導教員が責任を持って研究指導し、副指導教員が異領域、異系教員として適切な示唆や問題点の提起を行う。異領域、異系教員は大学院情報交換会に参加し、意見を述べることとなる。情報交換会終了後の大学院 FD 委員会で、院生の進捗情報等の情報交換を実施した。

#### <法学研究科>

・問題点や改善点については研究科委員会や毎年開催される FD 研修会において改善案が図られる。2017 年度については、2018 年（平成 30）2 月 28 日に「今年度の修了生の指導状況と課題」という標題の下、院生の状況分析が報告され、議論を行った。

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

・平成 31（2019）年度入学生に実施されるカリキュラムから、一部の重点科目を指定し、評価基準（ルーブリック）を用いて、学修成果の検証を行う予定である。ルーブリックは、重点科目の科目ルーブリックとレポート、プレゼンテーション等の課題ルーブリックを使用し、全学および学部学科の学修成果を検証し、次年度以降の教育改善に活かしていく。

・ルーブリックを用いて、学生に対しても効果的なフィードバックを行うことを目指す。

### **【基準 3 の自己評価】**

- ・各学部学科とも教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定され周知されている。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえて卒業認定基準が設定されており、厳格に運用されている。
- ・各学部学科ともディプロマ・ポリシーと一貫性をもったものとしてカリキュラム・ポリシーが策定されており、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程が体系的に編成されている。
- ・3つのポリシーを踏まえた学習成果の点検・評価のためにアセスメント・ポリシーが策定され、その運用が開始された。
- ・以上の通り、基準3の各基準項目を満たしており、したがって基準3を満たしている。

### **基準 4 教員・職員**

#### **4-1 教学マネジメントの機能性**

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

#### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

#### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**
- ・本学の意思決定組織には、大学評議会、教授会、大学院委員会、研究科委員会、および各種全学委員会がある。
- ・大学や大学院の教学マネジメントは、大学評議会、教授会、研究科委員会、大学院委員会、各種委員会等がその基軸となって運営されている。学長は、副学長、学部長、および研究科長に加え、各センター長を任命している。センター長の内、教育修学支援センター長（教務担当）、教育修学支援センター長（学生担当）、入学センター長の3センター長は、それぞれ教務担当、学生担当、入試担当として所掌分野を統括し、学長を補佐する体制を整備している。また、各センター長はそれぞれ所掌分野の委員会の委員長を務め、大学評議会前に学長と定期的に開催する会合で情報共有や意見交換を行うことによって学長による機動的な指示、効率的な連絡調整が可能となっている。
- ・平成 27(2015)年度に開設された学部・学科の完成年度に当たる平成 30(2018)年度の先を見据えて、学長のリーダーシップのもと、教育内容の改善のためにカリキュラム改革に関するワーキンググループを平成 29 (2017) 年度に立ち上げ、学長による主

催の下で全学的なカリキュラム・教育方法の改革について検討を行っている。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- ・教授会は、各学部に置かれており、学則上構成員は学部長、副学部長および教授であるが、慣例として准教授、講師もそのメンバーとしている学部もある。学長が教育研究に関する重要事項について決定を行うに当たり、教授会は意見を述べるものとしている。月 1 回の定例教授会のほか、入学試験の合否判定にかかわる入試判定教授会、春学期・秋学期末に行われる卒業判定教授会、教員の業績審査にかかわる業績審査教授会等がある。大学院には教授会にあたる組織として研究科委員会が置かれ、また研究科に共通する教育研究に関する重要事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関として大学院委員会が置かれている。
- ・全学的運営組織として、教務委員会、学生委員会、入試委員会、教育開発センター委員会、キャリアサポート委員会、国際交流委員会、学術情報センター運営委員会、研究・連携支援センター運営委員会、ハラスメント防止委員会、同和問題推進委員会、各課程委員会（教職課程、博物館学芸員課程、図書館司書課程、日本語教員養成課程）、心理教育相談室運営委員会、学生相談室運営委員会、保健室運営委員会、大学院委員会、自己点検・評価委員会、FSD 推進委員会、学生情報共有に関する運営管理委員会、京町家運営委員会等の各種全学委員会が設置されている。
- ・大学の意思決定組織は上述のような仕組みで整備されており、各種全学委員会および大学評議会において企画・調整・議案化された課題が、教授会・研究科委員会および翌月の大学評議会において協議され、学長によって決定されるというプロセスで相互に連携しつつ運営されており、組織として十分に機能している。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・本学の教学マネジメント体制の中核は大学評議会である。大学評議会は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの実施・運用に関する事項等を審議し、学長に対して意見を述べることができる。この大学評議会には、学長、副学長、各学部長、各研究科長、大学事務局長、大学事務局次長が評議員となっており、議長である学長が必要と認めるときには評議員以外の者の出席を求めることができるようになっており、教育課程編成についての審議の際には教育修学支援センター長（教務担当）、教育修学支援センター室長（教務主担当）が出席し、カリキュラムの改善・改革について審議している。

##### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・大学教育の PDCA サイクルを機能させる教学マネジメント体制を着実に構築していく。授業計画および授業運営については教務委員会が主たる管理を行い、教育開発センターおよび IR 委員会が中心となって問題点の指摘や学修成果の検証を行い、検証結果を踏まえて、大学評議会や教授会などで教育改善を図っていく予定である。

#### 4-2 教員の配置・職能開発等

**4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置**

**4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置**

**学部**

- ・平成 27（2015）年 4 月、経済経営学部経済学科・経営学科、健康医療学部看護学科・言語聴覚学科・健康スポーツ学科、人文学部歴史文化学科・心理学科、バイオ環境学部食農学科を設置した。教育目的および教育課程に即した教員の確保と配置は設置計画に記されたとおりであり、計画に従って教員が配置されている。
- ・平成 27（2015）年より、経済学部、経営学部、法学部、および人間文化学部は学生募集を停止した。これらの学部では、新たに設置された学部の教員が教育を行っている。
- ・専任教員の採用・昇任に関しては、大学教員採用及び昇任審査規程にその手続きが定められており、適切に運用されている。

**研究科**

- ・本学の大学院は学部を基礎として設置されているため、学部所属教員が研究科の教育を行っている。教員の採用に関しては研究科の科目担当も考慮に入れられている。

**4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

教育開発センターの下部組織である FD・SD 推進委員会において以下の取り組みを行っており、その内容については毎年 FD・SD 推進活動報告書としてまとめ、インターネット上で公開している。

ア 学内外の FD その他の研修

全学及び各学部又は学科において FD 研修会を開催している。毎回アンケートを実施し、テーマや研修方法につき、参加者の要望を取り入れている。例えば、ロールプレイを使った参加型の研修会を行っている。そして、新任教員研修など、コンソーシアム京都、関西 FD 等の学外の FD 情報を提供し、参加をサポートしている。さらに、コンソーシアム京都主催の FD フォーラムの企画検討委員及び FD 企画研究委員として、教員を派遣している。

イ 授業評価アンケート

教員自身の授業改善に役立てるため、学期ごとに全ての科目を対象に、学生による授



業評価アンケートを実施している。学生からの意見・要望などに関しては、「京学なび」を通じて教員から学生へのフィードバックも行っている。アンケート結果から問題ありと判断される場合、学部の教務主事・学部長に連絡し、担当教員にフィードバックや面談等を行っている。授業評価アンケートに基づき、各年度で学部ごとに「ベスト・ティーチャー」が選ばれ、学長による表彰が行われている。なお、ベストティーチャーに選ばれた教員は、翌年のFD研修会で、各自の授業紹介を行い、そのノウハウを伝える。授業評価アンケートは、導入以来、実施方法や質問項目などを試行錯誤しながら改良を行っており、平成30(2018)年度よりWeb入力化を開始した。

#### ウ 授業公開

専任・非常勤を問わずに全教員の授業が参観できる授業公開を各学期に行い、学部ごとに意見交換の場を設けてきた。公開授業の参観もほぼ一巡し、互いの授業から学び合うという点で一定の役割を果たした。しかし、個人により参観する授業が異なるため、参観後の意見交換が十分に深いものとなりにくい等、現在の方法の限界も明らかになってきた。そのため、平成31(2019)年度から開始するカリキュラム改革に合わせて、より授業改善に役立つ制度にするため、平成30(2018)年度については、全学としての授業公開は実施せず、制度の見直しを検討している。学部レベルでの授業公開を行った学部もある。

#### エ 学習効果測定

学長裁量予算を配分し、教育効果・成績評価の検証に関する研究に助成金を与える学内公募を行う事業を行っている。平成29(2017)年度、平成30(2018)年度については、各1件を採択した。

#### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・平成27(2015)年4月に設置された3学部8学科を基礎として、必要に応じて教員配置・職能開発等を改善・向上させていく。
- ・授業公開の方法として、外部の専門家を呼ぶ方法等を含め検討していく。

### 4-3 職員の研修

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

##### (2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

教育開発センターの下部組織であるFD・SD推進委員会の下で、SD研修会を単独またはFD研修会と合同で企画実施している。毎回アンケートを実施し、テーマや研修方

法につき、参加者の要望を取り入れている。例えば、ロールプレイを使った参加型の研修会を行っている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後必要性の高まる情報機器のソフトウェアの効果的な使い方及び情報スキルの向上のため、ICT（information and communication technology）に関する SD 研修会を検討する。さらに課長級以上の職員を主たる対象とする研修について検討する。

**4-4 研究支援**

**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

**4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用**

**4-4-③ 研究活動への資源の配分**

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

【研究環境の整備について】

・専任教員の研究を支援するため、下表の額の個人研究費を支給している。

所属学部	支給額
経済経営学部・健康医療学部・人文学部の専任教員	25 万円
経済経営学部および人文学部の特別教員一種	30 万円
経済経営学部および人文学部の特別教員二種	40 万円
バイオ環境学部の専任教員	10 万円
嘱託講師	10 万円

・新規採用の専任教員の研究環境を整えるため、着任時に個人用パソコンおよびプリンターを支給している。また専任教員のパソコンの更新費用の一部を負担し、研究環境の低下を抑えるよう配慮している。

・研究分野の倫理教育用 e ラーニングプログラム（CITI Japan）を無料で受講できる環境を整えている。これは、研究不正などの防止目的に加え、公的資金による研究の遂行や、研究成果を学術雑誌および学会等で公表する際に求められる倫理規範の修得に加え、国内外の研究者と本学教員との共同研究や共著論文作成等の遂行をより円滑にすることを目的としている。

- ・ 公的研究費で注文・発注するオンラインシステム「科研費プロ」のライセンス使用料を負担し、公的研究費を公正かつ適正に取り扱う環境を整備している。
- ・ 人を対象とする医学系研究に係る倫理審査を行う倫理審査委員会の委員のうち、2名を学外者に委嘱し、その費用を負担し、人を対象とする医学系研究環境を整備している。
- ・ 教員の外部資金獲得を支援するため、学外からの研究助成募集情報のメール配信やポータルサイト掲示を行っている。
- ・ 科学研究費の申請および科学研究費の獲得を人事考課項目とし、外部資金獲得を促している。また、科学研究費の申請および科学研究費の獲得に応じて、経済経営学部・健康医療学部・人文学部の専任教員には、個人研究費を加算するインセンティブを整え、外部資金獲得を促している。平成 29(2017)年 7 月～平成 30(2018)年 6 月の間に開始した共同研究は 11 件（健康医療学部 7 件、バイオ環境学部 3 件、健康医療・経済経営学部 1 件）であり、受託研究は 1 件（バイオ環境学部）である。共同研究の相手方は花王株式会社、パナソニック株式会社、ビーエイチエヌ株式会社、清水建設株式会社、タカラバイオ株式会社、味の素株式会社、中尾食品工業株式会社の 7 社であり、受託元は株式会社沖縄環境分析センターである。
- ・ 教員が学外と連携した研究を円滑に展開できるようにするため、共同研究等に伴う契約を支援する体制を整備している。
- ・ 学部横断型の公的研究費申請における全学的な協力体制を整備している。平成 27(2015)年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」や平成 29(2017)年度および平成 30(2018)年度文部科学省「ブランディング事業」の申請時には、学長の指示のもと、事務局を設置し、全学的な協力体制で支援した。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 【研究不正対応について】

- ・ 研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めた「大学の研究不正対応に関する規程」を制定している。【資料 4-4-1】その中で、研究活動上の不正行為、研究者等の責務、不正防止のための体制、研究倫理委員会の設置と職務、告発の受付窓口の設置、告発の受付体制、告発の相談と対応、告発窓口の職員の義務、秘密保護義務、告発者の保護と措置、被告発者の保護と措置、悪意に基づく告発と措置、事案の予備調査、事案の本調査、調査委員会の設置、本調査の通知、本調査の実施、本調査の対象、証拠の保全、本調査の中間報告、調査における研究又は技術上の情報の保護、不正行為の疑惑への説明責任、認定の手續、認定の方法、調査結果の通知及び報告、不服申立て、再調査、調査結果の公表、本調査中における一時的措置、研究費の使用中止、論文等の取下げ等の勧告、措置の解除、処分、是正措置を定めている。
- ・ 毎年度に開催しているコンプライアンス研修会の中で、研究不正対応に関する規程におけるポイントをの確認している。平成 30 年度は、4 月 18 日と 25 日に開催した。。

##### 【公的研究費の運営管理および監査について】

- ・ 公的研究費の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を

有する環境・体制の構築を図るため、「公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を策定している。

- ・公的研究費を公正かつ適正に取り扱うため、「運営・管理に関する不正防止計画」を策定している。

- ・公的研究費の運営および管理に関するコンプライアンスを推進するため、「公的研究費の運営・管理に関するコンプライアンス推進計画」を策定している。

- ・公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的として、「公的研究費の運営管理及び監査規程」を定めている。この中で、大学内の管理・運営責任体制、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、コンプライアンス推進事務責任者、防止計画推進部署、研究者、大学構成員の責務、不正使用の調査体制、調査の要否の判断および配分機関への報告、調査委員会、調査に関する最高管理責任者の責務、懲戒等の措置、不正防止とその体制、不正防止計画の推進、関係法令等の遵守、適正な執行管理、納品検収、会計処理、不正関与業者への対応、通報窓口、相談窓口、外部公表、内部監査とその組織、その他の公的な研究費を定めている。

- ・公的研究費の運営および管理に関するコンプライアンスを推進するため、大学内の管理・運営責任体制を明確にしたコンプライアンス委員会を置いている。

- ・公的研究費の管理および監査の実施基準を全学に周知徹底し、研究者の公的研究費に対する意識向上を図るために、公的研究費の適正執行に関するコンプライアンス研修会を毎年開催し、本研修会への参加を公的研究費の管理・運営に関わる研究者及び職員に義務づけている。平成 30 年度は、FD・SD 研修会の一環として 4 月 18 日と 25 日にコンプライアンス研修会を開催した。

#### 【人を対象とする医学系研究倫理について】

人間の尊厳および人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的として、人を対象とする医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定めた「人を対象とする医学系研究倫理規則」を制定している。その中で、学長の責務、研究責任者および、研究の実施に携わる関係者の責務、インフォームド・コンセント、インフォームド・アセント、対象者の自由な意思決定の確保、研究に関する登録・公表、倫理審査とその手続き、履行状況の現地調査、是正措置、異議の申立て、研究実施および経過の報告、利益相反の管理、個人情報取扱い、個人情報の開示を定めている。

- ・該当研究に関する審査を行う倫理審査委員会は、研究・連携支援センター長に加え、医学、医療その他の自然科学分野に関して学識経験を有する者のうちから学外者 1 名を含む 3 名、倫理、法律その他の人文社会科学分野に関して学識経験を有する者のうちから学外者 1 名を含む 3 名と定めている。委員会の委員は、男性および女性を少なくともそれぞれ 1 人以上が含むよう定めている。平成 30 (2018) 年度の倫理審査委員会は、看護分野 2 名、言語聴覚分野 1 名、バイオ分野 1 名、社会科学分野 1 名、心理学分野 1 名、弁護士 1 名からなる 7 名で構成されており、学外者 2 名、女性 4 名となっている。

- ・研究倫理審査申請書、研究計画書、研究実施結果報告書、研究経過報告書、対象者への説明文書、研究への参加についての同意書、公表への同意書の様式を定めている。

- ・倫理審査委員会は、研究者等に対して、研究実施までに CITI Japan の e ラーニング

プログラム受講を完了するよう指導している。利益相反については、十分かつ具体的な情報を記載するよう指導している。また、インフォームド・コンセントを得るための研究対象者への説明文書が、研究対象者が十分に理解できる平易なものとなっているか、また万が一のリスクに対する想定範囲とその対処が十分であるか、個人情報の取り扱いが適切であるかについて、慎重に審査を進めている。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### 【研究助成について】

・本学専任教員における研究・教育の発展とともに、学術の振興あるいは地域の発展を目的に、研究助成規程を制定し、学術出版、奨励研究（期間 1 年）、共同研究第 1 種（期間 2 年）、共同研究第 2 種（期間 1 年）を定めている。その中で、申請および助成の可否、助成額を定めている。また助成を受けた者の義務を定め、共同研究第 1 種を受けた者は、研究成果を研究所叢書として発表すること、共同研究第 2 種あるいは奨励研究助成を受けたものは、研究成果報告書を提出し、研究課題に関する学術論文を公表している。研究助成の種別を下表に示す。

種別	助成額	人数
学術出版	出版物単価の 300 部以内 (本学提出分 10 部を含む)	若干名
奨励研究	100 万円以内 (年額)	5 名
共同研究第 1 種 (期間 2 年)	200 万円以内 (年額)	計 5 グループ
共同研究第 2 種 (期間 1 年)	150 万円以内 (年額)	

・毎年度はじめに、研究助成の募集要項配布により告知している。また、研究助成の申請について制限を定め、より多くの専任教員に研究助成の機会が得られるように配慮している。共同研究では、学外の研究分担者を認めており、開かれた研究活動の展開を支援する制度となっている。研究助成状況を次表に示す。

年度	共同研究助成	奨励研究助成	学術出版助成	研究所叢書
平成 21	1 件	なし	なし	1 件
平成 22	なし	1 件	なし	1 件
平成 23	なし	なし	1 件	1 件
平成 24	なし	3 件	1 件	1 件
平成 25	2 件	なし	1 件	なし
平成 26	なし	3 件	なし	なし
平成 27	1 件	3 件	2 件	なし
平成 28	2 件	4 件	1 件	1 件
平成 29	4 件	1 件	2 件	1 件
平成 30	1 件	2 件	なし	—

##### 【学外研究員助成】

・本学専任教員における研究・教育の向上を目的に、海外または国内の研究機関において

学術の研究・調査に専念する学外研究員を助成する

規程を制定している。その中で、申請、審査、採択、助成額を定めている。また留学生は研究成果報告書を提出し、研究課題に関する著書または論文を公表することを義務付けている。学外研究員助成の種別を下表に示す。

種別	助成額	人数
海外留学生（6ヶ月以上1年以内）	交通費および滞在費とした125万円。	原則同一年度内に各学部1名以内。2名以上となった場合、総支給限度額250万を按分。
海外留学生（2ヶ月以上3ヶ月以内）	交通費および滞在費とした70万円。	5名
国内留学生（原則3ヶ月以上12ヶ月以内）	短期移住通学者は40万円以内。研究委託費・修学・および交通費は個人負担。	定めていない
海外出張者	交通費および滞在費とした10万円。	募集要項で別途定める

・上表の研究助成に加え、国内で催される国際学会または国際会議に参加する者に対して、登録料金を助成する制度も設けている。この場合、助成は5万円をの限度額として行っている。

・毎年度はじめに、学外研究員助成の募集要項配布により応募を告知している。また、学外研究員助成の再申請については、帰学してから一定の期間を経過した者に限ることを定め、より多くの専任教員に助成機会が得られるように配慮している。

・海外留学生（6ヶ月以上1年以内）および国内留学生例を次表に示す。

年度	留学先	研究課題
平成 21	フランス ストラスブール大学	欧州人権条約における「評価の余地」の研究
平成 22	オックスフォード大学	英国社会法における信認法理の研究
平成 24	同志社大学	スリランカ内戦の研究－開戦から終戦まで
平成 27	オーストラリア メルボルン大学	第二言語英語教育に応用できる異文化プラグマティックス：会話分析とポライトネス理論を用いた教材、教授法づくり

### (3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

以上のように、研究環境は、個人研究費やコンピュータ環境、倫理教育環境、公的研究費の執行に係るオンラインシステム環境に加え、多様な研究助成制度と学外研究員助成を整えている。また、公的外部資金の申請・獲得に係る支援体制に加え、学外と連携した研究を円滑に展開できる支援体制も整えている。さらに、研究不正対応および公的研究費の運営管理・監査、人を対象とする医学系研究倫理に係る規程を制定し、厳正に運

用している。こうした研究環境は、有効に活用している。また、人を対象とする医学系研究倫理に加え、虚偽の説明等を含むインフォームド・コンセントの定めが異なる研究領域に適用できる心理学系研究倫理規則の制定を進め、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日より施行予定である。今後、研究環境に関する教員満足度調査など、可能な範囲で試験的に実践できるものに取り組み、将来計画の中で、設備などの物的支援や RA (Research Assistant) などの人的支援など、学内研究環境のさらなる充実を検討する。太秦キャンパス勤務の経済経営学部と人文学部の教員に関して、個人研究室は亀岡キャンパスに置かれ、太秦では共同研究室に全員の机を置いていたが、太秦キャンパス西館の完成を待って (2019 年 3 月)、同棟に個人研究室が付与され、研究環境の整備が進む予定である。また、研究環境における学生満足度調査も検討し、研究環境の一層の充実を図る。さらに、公的外部資金獲得に向けた情報収集とその提供に努める。例えば、学外の研究助成を獲得するための研修会として、平成 28(2018)年 8 月には、国立研究開発法人の科学技術振興機構より講師を招いて、公募プログラムの紹介と申請に必要な準備に関する説明会を開催する予定である。また、将来計画の中で、産学間の連携による外部資金の獲得に向け、知財管理および利益相反管理に係る規程の整備を含めた体制づくりを進めていく。さらに、将来計画の中で、多様化する研究事業への対応を検討しつつ、平成 31 (2019) 年度に開所予定の総合研究所およびナガモリアクチュエーター研究所を活用した、より有機的な学内外連携を支援する体制づくりにも努めていく。

#### **【基準 4 の自己評価】**

- ・学長が議長となって大学評議会を運営することによって、大学の意思決定に学長のリーダーシップが発揮されている。また、大学評議会は学長のリーダーシップによる教学マネジメントの中核として機能している。
- ・平成 27 年 4 月に開設された経済経営学部経済学科・経営学科、健康医療学部看護学科・言語聴覚学科・健康スポーツ学科、人文学部歴史文化学科・心理学科、バイオ環境学部食農学科の設置計画に従って教員が確保され配置されている。
- ・全学及び各学部又は学科において FD 研修会、SD が開催されている。
- ・個人研究費、パソコンの支給等の環境整備、科学研究費、公的研究費の申請の支援体制の整備などで適切に研究支援がなされている。
- ・以上の通り、各基準項目を満たしており、したがって基準 4 を満たしていると判断する。

### **基準 5 経営・管理と財務**

#### **5-1 経営の規律と誠実性**

##### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

##### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

##### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

#### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

- ・ 本学の設置者である学校法人京都学園（以下本学園）は、「学校法人京都学園 寄附行為」第 3 条で定めるとおり、教育基本法と学校教育法を遵守し、同法の趣旨に沿って堅実に運営を行っている。
- ・ 学園管理運営規則では、「法人および法人が設置する学校の管理および運営は、法令その他に別の定めがあるもののほかは、この規則による」として、経営の規律遵守を定めている。
- ・ 組織の倫理と規律に関する規程として、学園職員服務規則があり、職員（教育職員、事務職員、技術職員および労務職員）はこれを遵守しなければならない。

**5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

- ・ 本学園は、「学校法人京都学園寄附行為」に規定された最高意思決定機関としての理事会とその諮問機関である評議員会を設置し、理事会のもとに法人本部を置いてその目的達成のための管理運営体制を整備している。
- ・ 学園業務の機動的で円滑な管理運営を図るために常任理事会を設けている。原則毎月開催される常任理事会は、その使命・目的の実現に向けて中枢的な役割を遂行し継続的に努力を行っている。

**5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

- ・ 環境問題については、クールビズの励行をはじめとして、施設課を中心に節電対策を実施し、省エネルギー化に取り組んでいる。これまでの具体的な措置としては、照明を LED(Light Emitting Diode)電球へと計画的に切り替え、さらにエアコンの電力使用量を抑制する装置（ピークセイバー）を導入した。
  - ・ ハラスメント防止については、平成 21(2009)年にハラスメント防止規程とハラスメント防止に関するガイドラインを制定するとともに、ハラスメント相談ガイドを配布し、相談員名と連絡先を学生・教職員に公表している。また教職員を対象にしたハラスメント研修会を毎年実施している。
  - ・ 防火・防災に関する対応としては、平成 22(2010)年に京都学園大学（火災および大規模地震対応）消防計画規則を制定し、火災、地震などの災害時の危機管理体制を整備するとともに、定期的な防災訓練として、自衛消防隊による消防訓練を実施して、教職員および学生等の安全確保を図っている。また、毎年開催される亀岡自衛消防連絡協議会による消火訓練大会に本学の自衛消防隊が参加し、消火技術の修得に努めている。
- 平成 27 (2015) 年 4 月に開設された京都太秦キャンパスにおいても消防訓練を実施し、災害時の消防設備の使用法の修得に努めている。
- ・ 学生の健康支援については保健室運営委員会が、学生の継続的なメンタルヘルスケアについては学生相談室運営委員会がそれらの支援やケアを推進している。教職員の安



全や衛生については衛生委員会が設置され、職場環境の改善に取り組んでいる。

- ・安全への配慮としては、自動体外式除細動器(AED(Automated External Defibrillator))が京都亀岡キャンパスに12台、京都太秦キャンパスに9台、学生と教職員の動線を考慮して配置している。設置場所は「G-book: Campus Guide」と「健康ハンドブック」の裏表紙に明示され、また万一の場合を想定して、学生と教職員向けの心肺蘇生法やAEDの使用方法的講習会を平成18(2006)年度から毎年実施している。

### (3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・関係法令に基づく学内諸規程整備とそれに基づく業務執行により法令遵守への組織的な取り組みは効果をあげている。今後とも経営の規律と誠実性が守られるよう、環境保全や人権に対する配慮を忘れることなく、法令等の改編や情報公開の拡充等に配慮して、信頼される教育機関を目指していく。

## 5-2 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」

#### (2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・本学園が運営する京都学園大学は、平成27(2015)年、京都太秦キャンパスを開設し、健康医療学部の新設と学部学科の改組を行い、社会のニーズに対応する4学部10学科をもつ文理融合総合大学になった。その結果、開設以来の伝統である実学重視の教育をさらに発展させ、社会が求める実践職業人の育成を目指す体制が整った。本学園理事会は、私立学校法第36条第2項に基づき、学校法人京都学園寄附行為第11条第2項で、「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」との定めにあるように、法人の最高意思決定機関として位置づけられており、理事長以下、内部・外部を含めたすべての理事が学校法人の運営に責任をもって参画している。理事の定数は、私立学校法第35条1項に基づき、学校法人京都学園寄附行為第5条第1項により、理事を12人以上17人以内に監事を2人以上3人以内とし、私立学校法(第38条1項)上の1号理事は、大学学長・幼稚園長の2人、同2号の評議員理事は、評議員会において選出した者5人以上7人以内、同3号の学識経験者等理事は、理事会において選任した者5人以上8人以内とし(寄附行為第6条第1項各号)、任期については、1号理事を除いて3年と定めている(同第8条第1項)。
- ・理事会は、学校法人の業務を決する法人の最高業務意思決定機関として、理事が行う業務執行を監督する(寄附行為第11条第2項)ものとしている。平成28(2016)年度よりさらに強化している経済人を中心とした現体制の外部理事の構成は、内部理事の業務執行について助言し監督する本理事会の趣旨を反映している。

- ・理事会の会議手続に関しては、理事会の招集権者、議長、定足数、議決数に関する私立学校法（第36条第3項～6項）に基づく規程のほか、7日前までの招集通知、理事総数の過半数の定足数、出席理事による過半数の議決、書面による意思表示者のみなし出席等（寄附行為第11条第3項～12項）および議事録の作成要領と3人の署名者（同第16条）について寄附行為に定め、その規定内容に従った運用を行っている。理事会は、寄附行為第11条第4項により定例会および臨時会とし、定例会は毎年2回以上、臨時会は必要に応じて開催するものと定めている。
- ・理事会での審議内容は、寄附行為に基づく重要な業務事項の決定議案のほか、協議事項、報告事項があり、かつ議案の議決に至るまでに十分協議を尽くし、報告事項についても議論を重ねている。非常勤の外部理事を含めて、理事会への理事の出席率は良好である。理事会は、最高意思決定機関および理事の職務執行監督機関として、その体制を整えて機能を果たし、法人の代表者・業務総理者としての理事長をはじめ各理事は、その構成員としての職務を果たしている。【資料 5-2-1】

### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・理事会においては、理事長の強力なリーダーシップの下、外部理事への正確な情報提供を行い、理事会構成員が情報を共有して、問題点を含む学園の現状を正確に認識する。そのうえで新しい時代を見据え、急速に変化する社会の動向とニーズに対応すべく建設的・的確な意見を交換することにより、学園の業務意思を決定し、理事の職務の執行を監督するという理事会の機能とその役割を果たしていく。

## 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

#### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- ・平成 27(2015)年 6 月に学園常任理事会規則を制定し、機動的で円滑な管理運営を図るため、理事会の業務決定権限の一部を委任する等の組織として常任理事会を改組した。また、当規則により、理事長・副理事長のほか、学長を含め理事である大学教員等の内部理事を構成員資格とする組織として、その権限および業務権限を明確にした。(学園常任理事会規則第 2 条、第 4 条、第 5 条)なお、常任理事会には、監事は出席し意見を述べることができ、さらに理事長が必要と認めた場合、決定する事項に係る教職員の意見を聴くことができるとしている。(常任理事会規則第 3 条)【資料 5-3-1】
- ・大学ガバナンス改革の推進については、平成 27 (2015) 年施行の改正学校教育法の趣旨を生かし、校務に関する学長の最終的な決定権の担保および教授会の役割を明確化するため、大学内部諸規則の見直し整備を行った。同時に、学長のリーダーシップ

の確立に関連する学長の選考方法や副学長の設置さらに学部長の選考方法を見直すガバナンス改革の実施により、学長のリーダーシップの下、キャンパス別に副学長 2 人の補佐および教職員の協力により、大学の改革と課題解決を推進する大学運営が実行されている。

- 大学ガバナンス改革により、大学運営における学長のリーダーシップを確立するために、協議事項ごとに組織された委員会で作成された原案について、学長が決定を行うに当たり、大学評議会で全学的な観点から調整を行ったうえで、各学部教授会はそれに対し意見を述べるための機関に改められた。さらに、大学の学則や規程の改正その他において規定する事項については、学長が決定するに当たり、教授会および大学評議会にて審議し、又は意見を述べるものとしている。大学の意思が決定された後、常任理事会の審議、協議を経て、理事会の決議で最終的に決定される。なお、機動性を図るため、重要な案件以外、形式的又は軽微な事項の変更または細則や内規等の制定・改廃は、常任理事会で決定される。各種委員会、教授会、大学評議会、常任理事会、理事会は、それぞれ明文化された規則・規程に基づいて運営されている。【資料 5-3-2】

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- 監事は、2 人以上 3 人以内であり（寄附行為第 5 条）、法人の理事、職員又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する（同第 7 条）。監事の任期は 1 号理事を除く理事と同じく、3 年と定めている（同第 8 条 1 項）。  
監事の現員は 2 人で、兼職禁止要件の下に、業務監査および財務監査の実を上げるため、外部より弁護士資格者と公認会計士を監事に選任しているが、うち 1 人は専任監事として常勤的勤務をしている。
- 現監事 2 人においては、理事会、評議員会をはじめとする重要な会議に出席し、必要な情報を共有し、会計監査のみならず、教学監査を含めた業務監査を実施し、学園の諸事業・業務の決定や執行・運営が適法、適切に行われているかをチェックするための機能を強化し、有益な意見を述べる体制となっている。
- 監事の職務に関しては、寄附行為（第 17 条第 1 号～第 6 号および第 34 条 1 項）において、私立学校法（37 条第 3 項第 1 号～第 6 号および 46 条）と同趣旨の定めをしている。監事は、理事会に出席して、適時意見を述べるとともに、各年度に決算意見を含む（定期）監査報告書を作成して理事会および評議員会に提出し、理事会に業務・財政状況に関する監事意見書を提出する等して、その職務を遂行している。【資料 5-3-3】
- 平成 28（2016）年 6 月には、法令、学園寄附行為その他の諸規則の遵守に基づく理事会の機能等の業務監査、学園経営に係る教学監査、財務監査等の監査を円滑かつ適切に実行するために「学園監事監査等職務規則」を制定した。
- 内部統制を図り、監事を補佐する部署として平成 26（2014）年 12 月に新設した内部監査室には事務職員 2 人を配置し、大学監査に関する各種研修会やセミナーに参加して内部監査を実施している。平成 28（2016）年 6 月制定の「学園内部監査室等規則」では、内部監査室の職務内容および執行方法等を明確にし、学園監事とともに教育研

究機能の向上ならびに経営および財政基盤の確立・強化の充実を図るとともに、学園の社会的信頼性の保持と健全で効率的な運営の確保に努めている。

- ・評議員の選任および定数については、寄附行為第 23 条において、①設置大学長および園長②教職員③卒業生④保護者⑤学識経験者等の区分別に、1 号評議員を除き、相対数の評議員を理事会において選任することを定め、任期は 3 年としている（寄附行為第 24 条）。

2、3、4、5 号評議員の選出区分（部門）別の人数、推薦手続等に関しては、寄附行為施行細則第 3 条から同第 10 条において定めている。【資料 5-3-4】

- ・評議員会は、寄附行為に基づいて適切に開催運営しており、評議員会の招集・運営に関しては、私立学校法（第 41 条・第 42 条・第 43 条）に基づき、寄附行為第 19 条において定めている。評議員会の職務権限として、必要な諮問事項ならびに意見具申等および決算・事業実績報告に関しては、寄附行為（第 21 条、第 22 条、第 34 条第 2 項）において、私立学校法（第 42 条第 1 項、第 43 条、第 46 条）と同趣旨の定めをしている。諮問事項中の事業計画（寄附行為第 21 条第 1 項第 2 号）および事業の実績報告（同第 34 条第 2 項）は、平成 16(2004)年私立学校法の改正により、評議員会の職務権限として追加された結果、定めたものである。評議員会の定例会は、毎年 1 回以上と定められているが（寄附行為第 19 条第 4 項）、平成 27(2015)年度には、年 3 回と評議員会に課せられた上記職務権限を果たす必要性により開催している。

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・経営組織と教学組織および事務組織が互いに緊密に連携することにより、更にバランスのとれた強固な連携・協力体制の充実を図っていく。
- ・学園の教育研究機能の向上並びに経営および財政基盤の確立・強化の充実を図るとともに、学園の社会的信頼性の保持と健全で効率的な運営の確保のために、監事は、会計監査のみならず、教学監査を含めた業務監査を実施し、学園の諸事業・業務の決定や執行・運営が適法、適切に行われているかをチェックするための機能を強化していく。

また、内部監査室は、監事とともに、さらなる学園の教育研究機能の向上並びに経営および財政基盤の確立・強化の充実を図り、社会的信頼性の保持と健全で効率的な運営の確保に努めていく。

## 5-4 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

#### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- ・大学の中長期財政計画については、平成 23(2011)年度に新キャンパス設置が構想され、その計画を実現するにあたって、学部学科の再編や人事計画と合わせて、新キャンパス整備計画を含む財政計画を策定し、理事会に報告している。その後計画を進める上で学部学科の検討について、新たな学部構想と併せて財政計画を修正し理事会に報告している。また、平成 27(2015)年度の学部学科の新設・改組に加え京都太秦キャンパスの開設に対応した形で、平成 26(2014)年度に「新・京都学園大学」中期ビジョンが策定された。【資料 5-4-1】
- ・財政の中長期的計画に基づく財務運営を行っている。毎年度の予算編成時には、理事長から出される予算編成方針により事業計画を策定し、各部署別の予算編成を行っている。予算編成時には各部署から提出された予算要求に対して費用対効果を十分に検証した上で教育研究活動に支障をきたすことのないように、関係部署と学長・事務局長を交えてのヒアリング折衝も行っている。【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】
- ・予算執行に際しては、予算額の確認を行うとともに、会計規程に基づき競争見積りを取り、数回に亘る交渉をするなどの手続を徹底して予算執行を行っている。決算時には、各事業計画の点検を行い、各学部・各研究科・各部署の事業報告をとりまとめて、理事会で承認を得ている。この事業報告は大学のホームページにも掲載され情報公開されている。【資料 5-4-4】

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・本大学の財政状況については、平成 27(2015)年度より、新学部開設・学部改組により、毎年、入学定員を上回る入学生確保が出来ていることから、事業活動収支差額の支出超過が減少し収支が改善されている。安定した財務基盤を確立するためには、安定した入学生の確保が最も重要となっている。
- ・財政については、収入と支出のバランスを保つため、あらゆる収入の増額に努めているが、学納金以外の収入のうち、私立大学等経常費補助金収入については、特別補助の積極的な申請、採択等により、補助金比率で、収入に占める割合が年々増加しており、収入財源として寄与している。(表 3-6-1(1)・(2)、表 3-6-3)
- ・外部資金の導入の努力として、寄付金募集については、平成 29(2017)年度より大学開学 50 周年記念事業募金を計画し、在学生や卒業生、また取引企業等に募集範囲を広げ税制の優遇措置のある寄付金募集を継続的に行っている。更に、個人からの寄付については「個人からの寄付に係る所得税の税額控除制度」の対象法人の認可を受けており、寄付者の利便性等を考慮し、コンビニエンスストア支払やクレジット決済を利用した申込も可能となるように整備を行い、寄付金の募集に努めている。【資料 5-4-5】
- ・補助金収入では、文部科学省の大学改革推進補助金「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に選定され、4年間の事業として補助金を獲得している。また、私立大学等改革総合支援事業においては、4タイプの申請を行い、昨年度はタイプ 2(地域発展)について選定された。今後とも中長期計画に沿った事業計画を遂行するため、収入確保に努めて収支バランスを図りながら、予算編成を効果的に行うための工夫を行っていく。
- ・企業や地方公共団体からの奨学寄付金や受託研究費については、研究・連携支援セン

ターが中心となって地域や企業との連携を図り積極的な活動により成果をあげている。文部科学省科学研究費の申請件数は平成 29(2017)年度は、44 件であり、8 件が採択されている。(表 3-6-2) 平成 29(2017)年度の採択金額は継続分も含め 3,939 万円(間接経費含)である。その他の学外研究費については、平成 29(2017)年度は地方自治体からの研究依頼など 12 件の共同研究、受託研究で 998 万円、企業からの共同研究、受託研究、奨学寄附金は 19 件、3,476 万円を獲得し財務運営に寄与している。特に文部科学省科学研究費については、研究活動の活性化に結びつくため積極的に申請を行い外部資金の獲得を図っている。

- ・支出については経費削減に努めて支出の削減を行っているが、新キャンパス設置に伴う整備費用等が増加となっている。今後は、ダブルキャンパスの特長を活かした学生募集を活性化させ、収容定員の充足を目指しており、それによって収支のバランスを改善させる。
- ・平成 29(2017)年度大学における財務比率の状況は、次の表 3-6-1 (2)「事業活動収支関係比率(大学)」のとおりである。学生生徒等納付金比率は 81.9%、補助金比率は 10.4%で収入の 9 割を占めている。一方、教育研究費比率は 37.5%、管理経費比率は 9.7%となり、人件費比率は 53.8%で、全国平均にほぼ近い数値となっている。事業活動収支差額比率は-1.0%となり支出超過となっているが、昨年度と比較して収支が改善されており、今後も、財政状況の改善に向けて具体策を積極的に実行しているところである。

具体的には、平成 23(2011)年度に策定された大学の中長期計画に基づく学部学科再編と京都太秦キャンパス設置によって、学生にとってより魅力ある学部学科構成とし、京都市内の交通至便な地下鉄沿線にキャンパスを設置することによって、学生の通学の利便性を図り、志願者の増加に努めている。

表 3-6-1(1) 消費収支関係比率(大学)(%)

財 務 比 率	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	全国平均
学生生徒等納付金比率～	81.2	85.0	78.5	82.5	76.1	70.9
寄付金比率	1.0	0.5	1.1	0.9	4.1	3.6
補助金比率	9.8	8.8	9.4	10.6	13.6	13.8
人件費比率	62.1	54.9	56.8	50.5	52.3	54.1
教育研究費比率	36.0	40.2	37.9	41.1	34.9	28.6
管理経費比率	10.6	12.0	10.9	12.3	14.8	9.4
消費支出比率	108.9	108.3	106.3	104.0	102.8	94.9
消費収支比率	112.1	110.1	115.2	106.0	164.5	108.4
帰属収支差額比率	-8.9	-8.3	-6.3	-4.0	-64.5	5.1

(注)全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した平成 25(2013)年度の私立大学の全国平均である。

表 3-6-1(2) 事業活動収支関係比率(大学)(%)

京都学園大学

財 務 比 率	2015 年度	2016 年度	2017 年度	全国平均
学生生徒等納付金比率	80.0	81.6	81.9	83.0
寄付金比率	1.5	0.7	0.4	1.4
補助金比率	13.0	11.0	10.4	7.9
人件費比率	60.4	57.9	53.8	53.1
教育研究費比率	45.2	40.7	37.5	33.4
管理経費比率	15.1	11.4	9.7	8.9
経常収支差額比率	-21.3	-10.3	-1.5	4.3
事業活動収支差額比率	-20.2	-10.2	-1.0	4.7

(注)全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した平成 27(2015)年度の私立大学の全国平均値である。

表 3-6-2 「科学研究費の申請件数と採択状況」(2013 年度～2017 年度)

年 度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
申請件数(件)	16	20	46	46	44
採択件数(件)	5	6	5	6	8
採択率(%)	31.3%	30.0%	10.9%	13.0%	18.2%
補助金額(千円)	33,900	26,200	37,900	23,900	30,300
間接経費(千円)	9,700	7,860	11,370	7,170	9,090

表 3-6-3 「私立大学等経常費補助金の推移」(2013 年度～2017 年度)

年 度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
一般補助(千円)	296,219	282,156	460,964	460,723	482,274
特別補助(千円)	50,907	74,450	64,982	30,123	17,079
合 計(千円)	347,126	356,606	525,946	490,846	499,353
学 生 数(人)	2,760	2,653	2,879	3,143	3,351
教 職 員 数(人)	191	202	282	273	272
順位(位)/学校数(校)	193/563	192/568	119/566	129/570	133/573

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

平成 27(2015)年度の京都太秦キャンパス開設により、ダブルキャンパス体制となり入学生が増加しており、財政状況についても少しずつ改善されているが、財政安定のためには、入学者の増加に勝るものはないとの考えに立ち、学生の確保を最重要課題として取り組んでいるところである。また、京都太秦キャンパスに新校舎建設の計画もあり、新校舎には京都亀岡キャンパスの心理学科及び研究科の移転計画もあることから、受験生に配慮した整備を行い、志願者の増加に努めていく。

今後も入学定員を確保するため、大学のイメージアップを図り、オープンキャンパスやさまざまな媒体や機会を通じて大学の魅力を受験生に積極的にアピールする方策を実行していく。

また、在学生の卒業後の進路支援も強化し、きめ細かな指導を行うことで、就職率100%を目指していく。これらの教育内容を更に充実させ、社会に求められる人材を育成していくことが、大学の使命であり、果たすべき役割と考えている。更に、教員の研究活動をより活性化させるため、科学研究費の積極的な申請を行うための取り組みを行っていく。

## 5-5 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

- ・本学園の会計処理については、学校法人会計基準及び学園の会計規程に基づき適正に会計処理を行っている。会計処理を行う上で、学園で判断できない事柄については、その都度公認会計士に相談し、指導を受けて処理を行っている。
- ・大学の予算執行については、各部署に設定された業務別予算で管理を行い、当初予算で承認された予算は、各部署から予算執行の伺い（物品購入申請書）が提出され関係部署の承認を得た後、総務財務課より発注する。発注品の納品時には、各担当者が検収を行った後、書類を総務財務課に提出し、総務財務課は支出科目、金額が適正に処理されているかについて確認している。【資料 5-5-1】
- ・高額な予算執行については会計基準に基づき起案決裁の手続きと競争見積りをとらなければならない。見積もり内容についても、物品調達の実行の必要性や調達等内容の妥当性及び調達等の明確性を徹底して業者選定を行い、予算執行に際しても十分精査し執行を行っている。
- ・予算計上されていない止むを得ない計画が発生した場合は、適時予算措置を講じ、その他変更を必要とする場合は、予算編成の手続きに準じ補正予算を編成している。
- ・決算時には、各業務の予算執行が適正に行われたかについて、各部署で検証し、決算報告書とともに事業報告が提出され大学全体として取りまとめている。
- ・会計に関する規程は、会計規程、会計規程施行細則、財産目録等閲覧規程、資金運用に関する取扱内規、退職給与引当金に関する事務取扱要綱、委託徴収金取扱要綱、固定資産に係る支出に関する取扱内規、証明手数料徴収規程、実習費徴収規程などとして整備されており、規程に則り、適正な会計処理を行っている。

【資料 5-5-2、5-5-3、5-5-4、5-5-5、5-5-6、5-5-7、5-5-8、5-5-9、5-5-10】

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園では、監査法人並びに監事による監査を実施している。監査法人による監査においては、期中監査・期末監査・決算監査が実施され、その期間中に監事との意見交換



の場を設け情報の共有化を図っている。また、理事長とのヒアリングも実施され、学園の現状や今後の計画等の確認が行われている。本学園の会計処理データは、監査法人による監査の事前準備や監査実施がスムーズに行えるよう、準備されている。期中監査では、各担当者とのヒアリングを行い、処理が適切に行われているか否かの確認や、固定資産の実査と現物確認を行う等監査が厳正に実施されている。監事の監査では、監事は現在 2 人体制で総務担当者と財務担当者が決められており、特に総務担当者については、監査日以外でも週 2 日常勤的勤務により大学に出校し、規程の整備や法務に関して日常業務を監査している。監査時には職員が立会い現状の説明や事務手続き等が適正であるかの確認を行っている。決算報告時には監事が監査報告を理事会・評議員会で行っている。【資料 5-5-11】

### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

予算編成については、厳しい財政状況のもと収入の確保と、支出については費用対効果を検証し教育研究活動や入学者の確保に有効であると考えられる予算については強化し、予算の効率的な配分に努めている。また、あらゆる予算の見直しを行い、削減に努めて収支均衡を図ることに最大限の努力を行っている。

会計については、会計規程及び会計規程施行細則の規程を遵守し、より適正な執行を徹底している。現在、監査法人による監査及び監事による監査については、双方が適切に実施されており、公認会計士と監事の協力体制の強化等、この体制を継続している。

### 【基準 5 の自己評価】

・教育基本法と学校教育法等の関係法令を遵守し、寄附行為および学園諸規程に基づいた適切な管理運営が行われている。理事会は教学側との意思の疎通を図り、誠実で透明性の高い経営を行っている。

・予算・決算および財務諸表の作成に関しては、学校法人会計基準等に従って処理し、定期的に監査法人の監査を受け、適正かつ厳正に会計処理を行っている。

・以上により、「基準 5. 経営・管理と財務」の基準を満たしていると判断している。

## 基準 6 内部質保証

### 6-1 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

・本学の内部質保証の責任を担うのは学長であり、その決定にあたり、各学部教授会の意見聴取を経たうえで、審議し、意見を述べる恒常的な機関として大学評議会がある。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・内部質保証に関する事項を取り扱う恒常的機関である大学評議会において、内部質保証が実質化するよう学長がリーダーシップを発揮できる環境を整える。

**6-2 内部質保証のための自己点検・評価**

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

- ・本学学則第 1 条の 3、本学大学院学則第 2 条において、自己点検および自己評価を行うこと並びに自己点検・評価に関する委員会「自己点検・評価委員会」を置くことが規定されている。
- ・この自己点検・評価委員会は「本学の教育研究水準の向上を図り、合わせて本学の目的および社会的使命を達成するため、自己点検・評価に関する事項を審議し、その実施にあたる」ことを目的とし、「点検・評価の実施の項目の設定」等を審議・決定している。
- ・本学は、教育目的として掲げる「人間力の育成」のために「教育から『協育』へ」をコンセプトとした教育改革を行い、それによって地域社会との連携を深化させ、地域社会を「学びの場」として「地域に生き、活かされる大学」となることを目指している。これを受けて本学では、教育目的に即した独自の自己点検評価の基準項目として、「基準 A. 地域社会との連携」を設定し、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。
- ・自己点検・評価委員会には、「自己点検評価書」の構成に応じて運営部会が設置され、自己点検・評価に関する事項を審議している。平成 24(2012)年度より、内部質保証を実現するための大学評価や改善提案も運営部会の新たな役割として追加された。
- ・「自己点検評価書」は大学評議会や部課長・室長会議で報告され、理事会に提出されるとともに、平成 17(2005)年度よりホームページ上で公表されている。
- ・収集された基礎データは、本学のホームページ上の大学案内「教育情報の公開」において公表され、「自己点検評価書」は、同じく大学案内「自己点検・評価」で公開されている。

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

- ・企画課は、自己点検・評価に必要な基礎データの把握と収集に際して、各部署にエビデンス集（データ編）の様式に従ったデータの作成を指示し、提出されたデータを整理・編集したうえで、エビデンス集（データ編）を作成している。

- ・自己点検評価書の執筆担当者は、所管部署である企画課が配布するエビデンス集（データ編）に基づいて、各項目の自己点検・評価に必要な根拠資料を確認しながら、「自己点検評価書（案）」を作成している。
- ・IR(Institutional Research)機能の構築のため、平成 25(2013)年 10 月に教育開発センターが設置され、大学教育に関する情報の収集、調査、分析および情報の発信を行っている。

・教育開発センターの下部組織である IR 推進委員会において、以下の取り組みを行っている。

#### ア) 授業評価アンケートの分析

FD・SD 推進委員会が行う授業評価アンケートについて分析方法の検討や分析を行っている。平成 30(2018)年度は Web 化に伴い、質問項目のクロス分析を行っている。

#### イ) 学生満足度調査

全学部全学年を対象とした学生満足度調査を行い、学生にとって重要であるが不満度の高い項目を明らかにし、関連部署による改善策の提示を義務化している。平成 27(2015)年度より開始し、平成 29(2017)年度より隔年実施している。調査結果と改善策は、Web で公表している。

#### ウ) 新入生アンケート

全学部を対象とした新入生アンケートを毎年行い、特徴抽出と分析を行っている。

#### エ) 学習効果測定への支援

学長裁量予算を配分し、教育効果・成績評価の検証に関する研究に助成金を与える学内公募を行う事業を行っている。平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度については、各 1 件を採択した。

#### オ) 追跡調査（入学から卒業まで）

4 年に一度、入試形態（と成績）、4 年間の学業成績、クラブ活動の有無、就職結果の時系列データ（学生一人につき 4 年分のデータ）を、対象年度の全学生に関して、部署横断的に集めて分析している。結果は大学評議会に報告され、入試、教学、学生、就職の各部門にフィードバックされ、内部質保障の基礎データとなっている。

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

授業評価アンケートの Web 化により、より深いデータ分析が可能となったため、より有益な分析方法を検討、実施していく。さらに、卒業時及び卒業後の追跡調査について検討していく。

## 6-3 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み

### **みの確立とその機能性**

#### **(1) 6-3 の自己判定**

「基準項目 6-3 を満たしている。」

#### **(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

#### **6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性**

- ・ 本学の自己点検・評価制度において、大学全体の自己点検・評価を行うとともに、大学評議会において、各学部の意見聴取を経たうえで、自己点検・評価及び内部質保証に関する事項について審議している。
- ・ 平成 26(2014)年 7 月にまとめられた『新・京都学園大学』中期ビジョン」の達成状況を確認・共有するため幹部教職員合同懇談会（「じっくりミーティング」）を必要に応じて開催し、幹部教職員全員で同プランの進捗状況を確認し、目標達成に努めている。

#### **(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）**

- ・ 社会が求める人材の育成を通じて本学は、社会が求める大学に更に進化しようとしている。そのためには、本学自身が教育研究活動を主体的に点検・評価し、社会のニーズに応えるべく改善していかなければならない。こうした認識に立ち、今後も引き続き全学的に自己点検・評価活動を行い、PDCA サイクルの実行を通じて教育研究活動の自律的かつ計画的な改善を進める。

#### **[基準 6 の自己評価]**

- ・ 本学の内部質保証について審議し、意見を述べる恒常的な機関として大学評議会がある。
- ・ 本学は自己点検・評価委員会を組織し、自己点検・評価活動を恒常的に行ってきた。
- ・ 自己点検・評価活動の際にはエビデンスに基づいた自己点検・評価活動を行ってきた。
- ・ 本学では日常業務レベルでも PDCA サイクルを展開する取組みが定着している。
- ・ 以上により、「基準 6. 内部質保証」の基準を満たしていると判断する。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域社会との連携

##### A-1 「地域社会との連携」の目的

##### A-1-① 「地域社会との連携」の目的の明確性

##### A-1-② 「地域社会との連携」の目的を達成するための具体的方策

###### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・平成 17(2005)年、総合科学技術会議は「科学技術に関する基本政策について」に対する答申に「地域に開かれた大学の育成」との一項を設け、その中で「地域における大学は、国公立を問わず地域にとって重要な知的・人的資源であり、地域に開かれた存在として地域全体の発展に一層寄与すべきである。また、地方公共団体は、このような大学をパートナーとして捉え活用していくことが地域再生に不可欠と認識し、積極的に支援していくことが期待される」としている。これ以前から、本学は「地域とともに生きる大学」の重要性を認識し、『自己点検・評価報告書』の中で示してきた。
- ・平成 18(2006)年 11 月に本学は京都亀岡キャンパスが立地する亀岡市との間で学術交流協定を締結し、地域振興および学術連携、教育の発展を目的に、さまざまな連携と協力をしてきた。平成 25(2013)年 4 月に本学と亀岡市は「夢ビジョン（第 4 次総合計画）シンボルプロジェクト推進に関する協定」を締結し、平成 27(2015)年 3 月には地域振興および学術交流・教育の発展を目的にした「亀岡市と京都学園大学との連携・協力に関する包括協定書」を締結した。平成 27(2015)年 3 月に本学、亀岡商工会議所、亀岡市の 3 者は、食農関連事業および学生の実践教育に関して有機的に相互連携することを目的に、「食・農に関する連携協定書」を締結した。
- ・亀岡市と締結した協定に基づき、亀岡市市長および本学学長らを構成員とする「亀岡モデル創生協議会」を設置し、毎年度始めに地域振興および学術交流・教育の発展について意見交換し、連携・協力を推進する連携事業等の協議を行っている。より綿密な連携・協力関係のための意見交換をするため、平成 28(2016)年 8 月 30 日に「亀岡市・京都学園大学連携キックオフ会議」を開催した。
- ・平成 23(2011)年 10 月に本学と京都市中京区は、都市部におけるニホンミツバチの保護・飼育方法を研究するとともに、中京区におけるまちなか緑化の推進を目指す「京都みつばちガーデン推進プロジェクト」を締結した。
- ・平成 27(2015)年 6 月に本学、京都府南丹広域振興局、京都府農林水産技術センターの 3 者は協定を締結し、地域の 6 次産業化・農商工連携等における相互連携協力を促進させている。
- ・平成 24(2012)年 8 月に本学、京都市、京都市上下水道局の 3 者は、相互に協力することで、大学のキャンパスの設置運営の円滑化を図るとともに、市の西部地域および市全体の活性化を目的とする「京都市山ノ内浄水場跡地における京都学園大学太秦キャ

ンパス設置運営に関する基本協定書」を締結した。平成 26(2014)年 4 月に本学と京都市交通局は、地域活性化と公共交通の利用促進に関する協定を締結した。

- 平成 27(2015)年 4 月、本学、京都市右京区役所、右京区にある 4 大学（京都光華女子大学・同短期大学部、京都嵯峨芸術大学・同短期大学部、花園大学・京都外国語大学）の 6 者は、大学と地域とが、相互の人的、知的資源の交流、活用を図り、それらを通して大学の教育活動の活性化、地域住民の安心安全、地域の活性化および将来必要とされる人材育成に寄与することを目的とした地域連携に向けた包括協定「京都市右京区大学地域連携に関する協定」を締結した。
- 平成 27(2015)年度文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に、本学が参加校である「北京都を中心とする国公私・高専連携による京都創生人材育成事業」が採択され、地域の産業界との連携を促進させている。
- 平成 28(2016)年 9 月、本学、右京区役所、学校法人大和学園、社会医療法人太秦病院の 4 者は、知的・物的資源を活用し地域の一層の活性化を図る包括連携協定を締結した。
- 平成 30(2018)年 6 月、亀岡市と京都学園大学及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の 3 者は、相互に協力することで、亀岡市における健康、運動、栄養について、介護費や医療費の抑制効果等に関する検証、新たな取り組みなどを検討する包括協定を締結した。

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 京都亀岡キャンパスが立地する亀岡市とは各種協定を締結し、40 年以上の長きに渡り地域の知の拠点としての役割を果たしてきた。今後も、柔軟かつ地域のニーズに応える連携・協力体制の構築に努めながら、口丹地区で唯一の総合大学である本学の立地を鑑み、京都亀岡キャンパスが口丹地区の知の拠点となるべく活動を進めていく。
- 平成 27(2015)年度に開設した京都太秦キャンパスが立地する京都市右京区では、「右京区大学地域連携協議会」や「右京区まちづくり区民会議」等を通じて、地域のニーズに応じた連携関係を構築しつつ、「京都市右京区大学地域連携に関する協定」を締結している 4 大学と協調しながら、本学の独自性を活かした知の拠点としての役割を果たすよう務める。
- 今後とも両キャンパスで、地域のニーズに「柔軟」かつ「速やか」に対応しながら、「地域と共に生きる大学」「地域に生き、活かされる大学」を目標とし、これを実現していく。
- 平成 32(2020)年度に計画している工学部開設も念頭に、「地域とともに生きる総合大学」として、地域の産業界との連携を進めつつ、より多様な社会的ニーズにも応えていけるよう努めていく。

## A-2 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動

### A-2-① 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動の多様性

### A-2-② 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動における地域社会への貢献

## A-2-③ 「研究・連携支援センター」による地域社会との連携活動における教育的価値

### (1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 【亀岡市域における地域連携について】

- ・京都亀岡キャンパスが立地する亀岡市とは、平成 18(2006)年度に締結した学術交流協定に基づき、亀岡市のまちづくりや地域振興に関わる共同研究を行い、共同研究発表会を通じて亀岡市に研究成果を還元している。平成 30 (2018) 年 4 月 23 日には、「平成 29 年度亀岡モデル創生協議会」で採択された 2 件の共同研究事業「エコトピア亀岡に収集される廃棄物の再資源化に関する研究」と「かめおか里道トレイルの保津峡の潜在価値に着眼した綱道の活用」の共同研究発表会が、亀岡市役所別館で開催された。
- ・亀岡市とは、本学との 2 者間協定に加え以下に挙げる協定を締結し、さまざまな連携事業を展開している。平成 23(2011)年 4 月に亀岡市・立命館大学・龍谷大学との 4 者間で「亀岡カーボンマイナスプロジェクトに関する研究・事業協力協定」を締結し、二酸化炭素削減を通じた農山村の再生プロジェクト実証実験を実施した（平成 26 (2014) 年 3 月終了）。また平成 25(2013)年 4 月に亀岡市・亀岡商工会議所・京都サンガ FC との 4 者間で「かめおか元気アップ協定」を締結し、人的資源を交流している。平成 27(2015)年 3 月に亀岡商工会議所・亀岡市との間で「食と農に関する連携協定書」を締結し、「かめおか食産業振興プロジェクト」に取り組んでいる。平成 27(2015)年 1 月に京都大学大学院・亀岡市都市緑化協会・亀岡市・福井県立大学との 5 者間で「亀岡まるごとガーデン・ミュージアム・プロジェクト」を締結し、亀岡市の定住人口増と交流人口増、緑と自然のまちづくりを進めている。さらに平成 30 (2018) 年 6 月に亀岡市と国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所と連携協力に関する包括協定を締結し、亀岡市民の全世帯に対する健康格差の縮小に向けて、亀岡市における健康、運動、栄養について、介護費や医療費の抑制効果等に関する検証に取り組んでいる。

#### 【京都市における地域連携について】

- ・京都太秦キャンパスが立地する京都市とは、平成 24(2012)年 8 月に京都市と京都市上下水道局との間で「京都市山ノ内浄水場跡地における京都学園大学太秦キャンパス設置運営に関する基本協定書」を締結し、大学のキャンパスの設置運営の円滑化を図り、京都市の西部地域および市全体の活性化に努めている。平成 26(2014)年 4 月に京都市交通局との間で地域活性化と公共交通の利用促進に関する協定を締結し、京都市の西部地域および市全体の活性化に努めている。

#### 【京都市右京区域における地域連携について】

- ・平成 27(2015)年度から「右京区大学地域連携協議会」に加盟し、京都市右京区が抱える課題の解決とまちづくりに取り組んでいる。
- ・平成 26(2014)年度より「右京まちづくり大学リレー講座」に講演会を提供している。平成 29(2017)年度は、市民講演会「健康長寿と運動～継続は力なり、早めにはじめる運動習慣～」を提供した。
- ・平成 26(2014)年度より「右京区まちづくり区民会議」への参加を開始し、地域住民との関係性を構築するよう努めている。「右京区まちづくり区民会議」は、「京都市右京区基本計画 2020 右京かがやきプラン」の実現に向けて平成 23(2011)年に設置され、自治連合会、各種団体、NPO 等の市民活動団体、学校、大学、企業、行政など、多様な団体と右京区役所が連携して運営にあたり、構成団体のメンバーがそれぞれの強みを活かしてプロジェクトを推進している。平成 29(2017)年度は、3 つの学生団体によるプロジェクトが実施された。
- ・京都太秦キャンパスが開設に伴い、平成 27(2015)年 4 月に本学と京都市右京区役所と右京区にある 4 大学（京都光華女子大学・同短期大学部、京都嵯峨芸術大学・同短期大学部、花園大学・京都外国語大学）の 6 者間で「京都市右京区大学地域連携に関する協定」を締結し、相互の人的・知的資源の交流と活用を進め、それらを通して大学の教育活動の活性化、地域住民の安心安全、地域の活性化および将来必要とされる人材の育成に取り組んでいる。
- ・平成 28(2016)年度より、こどもシゴト博@右京を共催で開催している。平成 29(2017)年 12 月 2 日に開催された第 2 回こどもシゴト博@右京においても引き続き会場を提供し、学生ボランティアを派遣し、地域児童の就業意欲を高める活動の一翼を担った。

#### 【京都市中京区域における地域連携について】

- ・平成 20(2008)年度より、中京区にある京都学園大学京町家「新柳居」を拠点として、地域コミュニティの活性化および地域文化の継承に積極的に取り組んでいる。また本学は、平成 23(2011)年度から中京区が重要施策の 1 つとして推進している「京都みつばちガーデン推進プロジェクト」に全面的に協力している。平成 29(2017)年 10 月 20 日・27 日の両日に、みつばち市民講座を開催した。

#### 【京都府およびその他区域における地域連携について】

- ・平成 27(2015)年 5 月に本学と京都府南丹広域振興局および京都府農林水産技術センターの 3 者間で連携協定書を締結した。その取り組みの 1 つとして、平成 27(2015)年度より地域の 6 次産業化を推進する「京丹波農起業塾」を開催している。また本学が参画する「北京都を中心とする国公私・高専連携による京都創生人材育成事業」が、平成 27(2015)年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択され、平成 27(2015)年度より京都府下の 21 企業および NPO 等と包括的連携協定を締結し、また新たな作物の開発と普及、および企業連携による商品開発に取り組んでいる。それらの成果として、本学と京都府、亀岡市、与謝野町、ビール原料生産者、クラフトビールメーカーなどが参加した『京都産原料 100%ビールプロジェクト』



京都学園大学

ト』が2018年8月30日に発足し、クラフトビール醸造による京都府の活性化に向けた取り組みが進んでいる現在も継続中の連携事業は下表の通りである。

連携先	事業内容・協定等	期間
寺生産森林組合	マツタケ山再生連携覚書の締結	平成20年7月～
東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	オリンピック教育の推進と東京オリンピック大会機運の醸成	平成26年1月～ 平成32年12月
福井県おおい町と丹波村株式会社	包括協定の締結	平成28年6月～
NPO 法人元気アップ AGE プロジェクト	包括連携協定の締結	平成29年1月～
JA 京都市	包括連携協定の締結	平成30年9月～

【講師の派遣について】

- ・さまざまな形で各種団体の求めに応じて、本学教員を派遣している。実施例を次表に示した。

支援団体機関	内容	実施年月日
京都府農林水産技術センター	京都府農林水産技術センターの施設公開	平成29年7月27日
ピンクリボン京都実行委員会	ピンクリボン京都2017	平成29年9月23日・30日
京都体操祭実行委員会	第11回京都体操祭～GIMSBEAT'17 兼第20回記念かめおか体操祭	平成29年10月14日
石田梅岩顕彰会	心学の道ウォーキング	平成29年11月23日
東日本大震災復興支援事業	千枚漬けお届けプロジェクト	平成29年12月8日～10日
日本ミツバチ養蜂研究会	第5回日本ミツバチ養蜂研究会	平成29年12月10日
京都府農林水産技術センター	第8回京都発！「食とみどりのサイエンス Now」	平成29年12月17日
京都府農林水産技術センター	研究交流会	平成30年3月5日

【講演会およびシンポジウムについて】

- ・本学では、地域に知を発信するために多様な公開講座を開催している。本学が提供している公開講座の実施例を次表に示した。

タイトル	開催年月日
京都学園大学×ハーバード大学アジアセンター共催シンポジウム「心の痛みとケア」	平成29年5月28日
人文学部学術講演会「ドイツの地方都市はなぜクリエイティブなのか」	平成29年6月10日
平成29年度第1回梅岩フォーラム「すばらしきかな！石田梅岩」	平成29年7月9日

京都学園大学

京都学園大学×ハーバード大学アジアセンター共催シンポジウム 「厠から見る日本～江戸時代かのエコロジー～」	平成 29 年 7 月 15 日
人文学部開設記念講演会「変わりゆく歴史教科書ー日本中世史研究の成果ー」	平成 29 年 9 月 30 日
「白書で学ぶ現代日本」公開講演会 「日本経済の現況と課題ー平成 29 年度経済・財政白書を中心にー」	平成 29 年 11 月 11 日
健康医療学部公開講演会「認知症“不可解な行動”には理由（ワケ）がある」	平成 29 年 11 月 22 日
自らの未来を拓くために～高校生へのメッセージ～	平成 29 年 11 月 25 日
面接の達人森アナウンサー流 聞く力・話す技術	平成 30 年 1 月 12 日
京都学園大学×ハーバード大学アジアセンター共催シンポジウム 「終末期ケアの葛藤ー日本、イギリスとアメリカからの観点」	平成 30 年 1 月 20 日
京都学園大学×ハーバード大学アジアセンター共催シンポジウム 「日本のダーク・ツーリズム-グローバル、国、市民の視点-」	平成 30 年 6 月 16 日

【市民講座について】

- ・ 本学が提供している市民講座の実施例を次表に示した。なお、※を付した新柳居連続セミナー及び京町家トークイベントは、有料制の市民講座として開催した。

タイトル	開催年月日
※新柳居連続セミナー お茶と健康（全 6 回）	平成 28 年 1 月 14 日・2 月 4 日・3 月 11 日・4 月 15 日・5 月 13 日・6 月 10 日
※新柳居連続セミナー 和の花と生き物文化の再生 I（全 6 回）	平成 28 年 10 月 4 日・11 月 1 日・29 日・12 月 13 日・平成 29 年 1 月 17 日・2 月 7 日
※新柳居連続セミナー 和の花と生き物文化の再生 II（全 6 回）	平成 29 年 5 月 6 日・30 日・6 月 16 日・30 日・7 月 29 日・9 月 1 日
新柳居市民講座 祇園祭（2 回）	平成 29 年 6 月 9 日・30 日
※京町家トークイベント 京の知と語る（全 4 回）	平成 29 年 9 月 2 日・21 日・29 日
※新柳居連続セミナー 京都で油を語る（全 6 回）	平成 29 年 9 月 5 日・19 日・26 日・10 月 3 日・17 日・24 日
新柳居市民講座 みつばち市民講座（全 2 回）	平成 29 年 10 月 20 日・27 日
新柳居市民講座 老後の安全安心（全 3 回）	平成 29 年 11 月 24 日・12 月 1 日・8 日
新柳居市民講座 脳も身体も、いきいき長生き（全 3 回）	平成 30 年 1 月 12 日・19 日・26 日

京都学園大学

新柳居市民講座 水と微生物～蛇口から南極まで～（全 3 回）	平成 30 年 2 月 9 日・16 日・23 日
新柳居市民講座 異文化交流に基づいた実践英会話（全 3 回）	平成 30 年 3 月 9 日・16 日・30 日
※新柳居連続セミナー お茶を楽しみ科学する（全 6 回）	平成 30 年 4 月 21 日・5 月 12 日・26 日・6 月 9 日・23 日・7 月 28 日
新柳居市民講座 祇園祭（2 回）	平成 30 年 6 月 22 日・7 月 13 日

・学生に対する教育活動の一環として開催している講義や講座の一部を、公開講座として継続的に開放している。平成 29(2017)年度には、「白書で学ぶ現代日本（全 10 回）」および「女性企業家講座～女性リーダーのキャリアデザイン～（全 10 回）」を開放した。

【高大連携事業について】

- ・本学は、平成 22(2010)年 7 月、京都亀岡キャンパスが立地する京都府口丹地区の全ての府立高校 7 校（亀岡高校、農芸高校、南丹高校、園部高校、北桑田高校、須知高校、丹波支援学校）との高大連携協定を締結した。この協定の目的は、高校生が口丹地区で唯一の総合大学である本学が実施する多様な講義や実験・実習を受講することによって、1 つには上級学校での学修内容を知り、その学びが社会でどのように役立つかを理解し、学習への意欲を高めること、更には上級学校卒業後の就業力を身につけることにある。プログラムの特徴は各府立学校のニーズと授業計画に沿ったものである点である。また、協定は一年更新とすることで、学長と 7 校の校長とが意見交換をする機会を確保できるようにしており、毎年調印式を行っている。
- ・口丹 7 校に加え、平成 24(2012)年 6 月に京都府立綾部高等学校と、平成 26(2014)年 4 月に京都府立海洋高等学校と高大連携プログラム実施に関する覚書を締結した。また平成 30 (2018)年 2 月に京都府立田辺高等学校と高大接続に関する協定書を締結した。平成 27 年度以降、高大連携プログラムの内容は経済経営・歴史文化・心理・バイオ・環境・食農・看護・言語聴覚・健康スポーツ分野からなる多様な講義と実験・実習からなるものであり、本学の持つ高度な知の内容と多様性とが連携事業に反映され活用されている例といえる。協定に基づいた高大連携事業の実施例を次表に示した。

連携校	内容	実施年月日
京都府立亀岡高校	特別講義・実験、施設見学	平成 29 年 7 月 29 日
	歴史学の研究法に関する講義及びフィールドワークの手法に関する説明	平成 29 年 10 月 27 日
	数理科学科研究発表会の指導・助言	平成 30 年 2 月 6 日・23 日
	体験学習・施設見学（京都亀岡キャンパス）	平成 30 年 7 月 27 日
京都府立南丹高校	講義「なぜ、身体を動かすことが心身の健康に繋がるのか？」実験「バイオワールドへようこそ」	平成 29 年 7 月 28 日・29 日

京都学園大学

	海外研究事前学習	平成 29 年 9 月 21 日
	海外研究事前学習	平成 30 年 6 月 26 日
	台湾正徳高校日本語学科学生交流会	平成 30 年 7 月 18 日
	講義・実験「バイオワールドへようこそ」	平成 30 年 7 月 30 日
京都府立園部 高校	「生物の行動を操る有機分子-有機化学の基礎から研究まで-」 テーマにかかわる講演及び研究の進め方等の指導	平成 29 年 7 月 11 日
	実験実習(7種類の植物の精油成分を含む酢酸エチル溶液から精油成分を精製する)	平成 29 年 10 月 26 日
京都府立丹波 支援学校	交流授業	平成 29 年 6 月 29 日
	交流授業	平成 29 年 7 月 13 日
	夏のセミナー	平成 29 年 7 月 25 日
		平成 30 年 7 月 28 日
京都府立須知 高校	「情報の表現と管理」 京都学園大学・京のはんなり本舗との連携授業 定量的アプローチを取り入れたポジショニング 野菜サラダアイスクリーム ビジネスプランニングコンテスト須知高校予選 審査	平成 29 年 5 月 15 日～ 11 月 9 日
	出張講義「平安貴族の一生・一日」	平成 30 年 2 月 13 日
	出張講義「問題解決手法について」	平成 30 年 6 月 11 日
京都府立綾部 高校	バイオ環境学部模擬講義・実験	平成 29 年 8 月 3 日
	体験授業「経済学の見方、考え方：どうして貯蓄に励めばみんなが貧しくなるの」「恋愛の心理学」「話す・食べる・息をする」「食品の持つ機能性とは？食品を化学の視点で科学する」 「モチベーションって何？ーモチベーションを向上させる方法を考えるー」「恋愛の心理学」 「天然物は安全で合成物は危険？～人の暮らしに役立つ有機分子を中心に～」「体のバランスと目のバランスー内耳前庭のはたらきとその障害ー」	平成 29 年 11 月 16 日
	バイオ環境学部模擬授業	平成 30 年 8 月 9 日
京都府立田辺 高校	出張講義（総合学習の時間）（バイオ・環境分野）	平成 30 年 6 月 8 日
	出張講義（総合学習の時間）（歴史分化分野）	平成 30 年 9 月 14 日
京都府立海洋 高校	体験授業「食品中のビタミンを測定してみよう」 「質を良くする生物の働き」	平成 29 年 6 月 21 日
	体験授業「豆乳でブルーチェを作ってみよう！」	平成 30 年 6 月 19 日

京都学園大学

	「水質を良くする生物の働き」	
--	----------------	--

- ・上記の連携協定・覚書締結校に加え、京都府内を中心とする高等学校の個別ニーズに柔軟に対応した高大連携事業も行っている。実施例を次表に示した。

依頼校	内容	実施年月日
京都府立嵯峨野高校	出張講義『源氏物語』について	平成 29 年 6 月 9 日
	大覚寺フィールドワーク「平安貴族の生活について」	平成 29 年 10 月 13 日
京都府立洛水高校	大学説明、施設見学	平成 29 年 6 月 10 日
	高大連携講演会・実験会	平成 29 年 12 月 19 日
京都学園高校	平成 29 年度 Science Global Studies (実験)	平成 29 年 8 月 7 日
	平成 29 年度 Science Global Studies (実験)	平成 29 年 8 月 8 日
	平成 29 年度 Science Global Studies (中間報告会)	平成 29 年 10 月 28 日
	平成 29 年度 Science Global Studies (リサーチフェア)	平成 30 年 1 月 20 日
	平成 30 年度 Science Global Studies (実験)	平成 30 年 8 月 6 日
	平成 30 年度 Science Global Studies (講義)	平成 30 年 8 月 7 日
京都府総合教育センター	高等学校専門教科教育新設特別講座	平成 29 年 8 月 7 日
滋賀県高等学校文化連盟放送部会	滋賀県高校放送映像研修会審査員	平成 29 年 8 月 8 日
近畿学校農業クラブ連盟	第 65 回近畿学校農業クラブ連盟大会	平成 29 年 8 月 23 日
近江兄弟社高校	出張講義「経済のグローバル化と日本」	平成 29 年 10 月 3 日
京都府立嵯峨野高校	大覚寺フィールドワーク「平安貴族の生活について」	平成 29 年 10 月 13 日
京都府高等学校総合文化祭放送専門部	ビデオメッセージ小部門、オーディオピクチャー小部門、CM 小部門審査員	平成 29 年 11 月 5 日
京都明德高校	平成 29 年度スカラシップ	平成 29 年 11 月 6 日～8 日
京都翔英高校	体験授業「ポイントカードって本当にお得？～お店の戦略を知ると、買い物が楽しくなる～」 「話すときのヒトの身体」「好き」を読み解く心理学 「生き物が作り出す薬と毒～魅力あふれる有機分子～」 「経済のグローバル化と一人勝ち～グローバル化は何をもたらしたのか、	平成 30 年 6 月 8 日

京都学園大学

	日本経済が活性化する道はあるのか～」「飲み込むときのヒトの身体」「植物は超能力の持ち主！？その魅力に迫る」	
磯城野高校	バイオ環境学部を中心とした大学説明、施設見学	平成 30 年 7 月 3 日
久美浜高校	大学概要説明、実験講義、キャンパスツアー	平成 30 年 7 月 5 日
彦根総合高校	PTA 大学案内、施設見学	平成 30 年 7 月 21 日
加悦谷高校	大学説明、キャンパス見学、学食体験	平成 30 年 6 月 22 日
	体験授業、キャンパス見学、学食体験	平成 30 年 7 月 18 日
花園高校	体験学習・施設見学	平成 30 年 8 月 22 日
高島高校	大学説明、キャンパス見学	平成 30 年 9 月 19 日

- ・上記の高大連携事業に加え、京都亀岡キャンパスが立地する京都府口丹地区や京都府内を中心とする中学校の個別ニーズにも柔軟に対応している。これは、高等教育での学修内容に触れ、学習への意欲を高めること、更には上級学校への進学意欲を涵養したい中学校の要望を受けたものである。実施例を次表に示した。

依頼校	内容	実施年月日
京田辺市立培良中学校	大学案内、施設見学	平成 29 年 5 月 12 日
京都市立太秦中々学校	大学案内、施設見学	平成 29 年 6 月 1 日
京都市立双ヶ岡中学校	大学案内、施設見学	平成 29 年 6 月 2 日
京都市立深草中学校	学食体験	平成 29 年 6 月 6 日
久御山町立久御山中学校	大学説明、施設見学、本学学生との交流	平成 29 年 6 月 15 日
京都市立九条中学校	大学案内、施設見学	平成 29 年 7 月 4 日
京都市立宕院中学校	大学説明、学校案内	平成 29 年 9 月 14 日
南丹市立美山中学校	体験授業（心理・健康スポーツ・バイオ）	平成 29 年 10 月 17 日
京都市立神川中学校	大学見学、学生へのインタビュー	平成 29 年 10 月 25 日
京都府立園部高校附属中学校	出張講義「細胞と遺伝子のはたらき」について	平成 29 年 9 月 15 日
	「細胞と遺伝子」についての実験・観察	平成 29 年 9 月 21 日
	本校生徒の発表に関する指導評価	平成 29 年 10 月 27 日
京都市立大枝中学校	キャンパス見学、施設見学、大学での学びについて説明	平成 29 年 11 月 7 日

京都学園大学

京都市立音羽中学校	ガイダンス、学校施設見学、学食体験	平成 29 年 11 月 8 日
京都市立嘉楽中学校	学校説明、学内見学、学食体験	平成 29 年 11 月 8 日
福知山市立日新中学校	学校説明（在学生インタビュー）、学内 見学、学食体験	平成 29 年 11 月 10 日
京都市立大淀中学校	模擬授業、学内見学	平成 29 年 11 月 28 日
京都市立栗陵中学校	大学説明、学内見学	平成 30 年 1 月 15 日
高島市立マキノ中学校	キャンパス内見学、学食体験	平成 30 年 3 月 16 日
京田辺市立培良中学校	本学説明と施設見学	平成 30 年 5 月 11 日
城陽市立東城陽中学校	本学説明、施設見学、学食体験	平成 30 年 5 月 29 日
京都市立勸修中学校	授業体験、本学説明、施設見学、学食体 験	平成 30 年 6 月 1 日
八幡市立男山中学校	本学説明、施設見学、学食体験	平成 30 年 6 月 20 日
京都市立旭丘中学校	本学説明、施設見学、学食体験	平成 30 年 6 月 29 日

- 平成 26(2014)年度より、京都学園大学論文コンテストを実施している。これは、バイオ環境学部、経済学部、人間文化学部が独自に取り組んできた高大連携事業を、4 学部・10 学科体制となったことを契機に、経済経営分野、健康医療分野、歴史文化分野、心理分野、バイオ・環境・食分野からなるものに発展させたものである。受賞作品および講評を本学のホームページで公開し、応募者に対してフィードバックしている。平成 29(2017)年度は、「地域の未来を創る ―私と経済―（経済経営分野）」「生きいき健康で暮らすために個人または社会がすべきこと（健康医療分野）」「自分の体験や社会的出来事などを通して『歴史』について考えたこと（歴史文化分野）」「自分の体験や社会的出来事などを通して『心』について考えたこと（心理分野）」をテーマとした論文、および「バイオ」「環境」「食農」に関する研究論文や研究作品（バイオ・環境・食分野）を募った。平成 29(2017)年度は、経済経営分野 86 点（校）、健康医療分野 322 点（14 校）、歴史文化・心理分野 89 点（21 校）、バイオ・環境・食分野 16 点（10 校）であり、実数で 38 校の高校から計 513 点の応募があった。平成 29(2017)年度受賞作品を次表に示した。

分野	各賞	受賞作品題目	所属
経済経営	最優秀賞	我が故郷に改革を	京都府立北桑田高等学校
	優秀賞	地方都市を聖地に！	京都府立北嵯峨高等学校
	佳作	北陸観光に新たな風を	富山県立富山中部高等学校
	特別賞	大きな木	京都府立北桑田高等学校
	特別賞	地域活性化による経済の動き	京都府立須知高等学校
健康医療	最優秀賞	生きいき健康で暮らすために個人または社会がすべきこと	大阪府立柴島高等学校
	優秀賞	心の健康 ―一人との関わりの中で―	藤枝明誠高等学校

京都学園大学

	佳作	ご近所さん	滋賀県立水口東高等学校
歴史文化・心理	最優秀賞	人にとって大切なもの	滋賀県立水口東高等学校
	優秀賞	友人との関係性	京都府立北嵯峨高等学校
	佳作	まるで宇宙	滋賀県立水口東高等学校
バイオ・環境・食	最優秀賞	マウス腸内フローラから健康食品の機能性を探る（個人）	山村国際高等学校
	優秀賞	プラナリアがもつ「生育環境変化への適応能力」に関する研究（個人）	早稲田大学高等学院
	佳作	3つの生物による水質浄化システムの開発（団体）	青森県立名久井農業高等学校

【職業人を対象とした連携事業について】

- ・本学は、平成26年度より高校理科教員を支援する高校理科教員支援研修会を開催している。これは、新課程の実施に伴い、生物の内容が「広範囲に」かつ「深化」したため、理科（生物）の指導力向上が求められる京都府生物教育会の要望を受けたものである。実施例を次表に示した。

高校理科教員支援研修会内容	実施年月日
講義「食品機能研究の現状と未来」、実験「食品中のタンパク質の分析」	平成27年8月18日
フィールド実習「焼畑でよみがえる日本の里山：湖北余呉町の事例」	平成27年9月19日
フィールド実習「京都の水辺と歴史・文化を学ぶ街歩き」	平成28年8月17日
講義・実験「自然環境調査におけるUAV（ドローン）の活用」	平成29年8月21日
講義・実験「微生物の機能評価」	平成30年8月8日

- ・本学は、職業人対象の研修会等にも本学教員を講師派遣している。平成27(2015)年度の学部・学科の開設に伴い、多様な産業界のニーズに応える形となっている。実施例を次表に示した。

支援対象団体	内容（主な対象者）	実施年月日
石川中央保健福祉センター 一福祉相談部	平成29年度 難聴幼児集団言語指導	平成29年4月7日・14日・ 21日・28日
恵寿総合病院	平成29年度 難聴幼児集団言語指導	平成29年4月25日
福井市子育て支援室	福井市啓蒙保育園及び西藤島保育園の親子療 育教室及び学習会	平成29年5月～平成30年3 月
京都市教育委員会	平成29年度 京都市児童生徒登校支援連絡 会議	平成29年7月11日
公益社団法人京都市保育園連盟	第37期看護技術講習会『消毒薬と安全管理』	平成29年7月20日
NPO 元気アップ AGE プ ロジェクト	南丹市介護予防サポーター養成講座	平成29年9月6日・7日



京都学園大学

文化庁文化財部記念物課	文化審議会文化財分科会第三専門委員会の現地視察	平成 29 年 9 月 12 日～14 日
亀岡市農業振興協議会	平成 30 年産ビール大麦栽培研修会	平成 29 年 10 月 4 日
京都市公営企業管理者上下水道局	「京（みやこ）の水・おふろキャラバン」	平成 29 年 10 月 23 日～平成 30 年 3 月 31 日
公益財団法人在宅医療助成 勇美記念財団	「看取りの経験を語る」～在宅医療の現場から～	平成 29 年 10 月 28 日・29 日
京都府南丹保険所	平成 29 年度なんたん元気づくり体操普及リーダー交流会	平成 29 年 11 月 7 日・平成 30 年 1 月 25 日
洛和会音羽リハビリテーション病院	失語症評価 画像と臨床場面からの評価ポイント	平成 29 年 11 月 28 日
京都がくえん幼稚園	ことばの発達相談	平成 29 年 12 月 1 日・25 日
きょうと健康長寿推進京都丹波地域府民会議	平成 29 年度きょうと健康長寿推進京都丹波地域府民会議運動普及啓発部会 京都丹波体操フェスタ	平成 29 年 12 月 5 日
特産物を考える会	講演会「地球を冷やすおいしい話～亀岡カーボンマイナスプロジェクト」	平成 29 年 12 月 16 日
日本精神科看護協会群馬支部府農林水産技術センター	WRAP 元気回復プラン研修会	平成 29 年 12 月 16 日
京都府農林水産部	茶業研究所完成記念公開シンポジウム	平成 30 年 1 月 17 日
エーザイ株式会社地域連携東海本部	第 18 回知多地域認知症看護・介護研修会	平成 30 年 1 月 20 日
京都がくえん幼稚園	幼稚園母親教室「千枚漬け作りの講習」	平成 30 年 1 月 23 日
京都府中丹東農業改良普及センター	土壌管理及び土壌病害回避勉強会	平成 30 年 2 月 6 日
NPO 元気アップ AGE プロジェクト	元気アップ体操教室 南丹園部こむぎ山教室	平成 30 年 2 月 8 日
福井市子育て支援室	平成 29 年度福井市保育研究発表会	平成 30 年 2 月 10 日
特産物を考える会	講演会「有機農業の可能性～有機農産物は地域の特産物になり得るか？～	平成 30 年 2 月 17 日
浅井福祉の会	健康でいきいきと活動できるコツ	平成 30 年 2 月 17 日
中央労働委員会西日本区域地方調整委員会	平成 29 年度労使関係セミナー(第 2 回)	平成 30 年 2 月 19 日
公益財団法人京都 SKY センター	京都 SKY 介護予防サポーター講座	平成 30 年 2 月 23 日
亀岡市小学校教育研究会 国語部	「枕草子を読み解く」	平成 30 年 5 月 9 日
日本言語聴覚士協会	平成 30 年度第 2 回全国研修会	平成 30 年 5 月 18 日

大阪府立中央図書館指定 管理者 長谷工・大阪共 立・TRCグループ	第1回府民講座	平成30年5月21日
福井市子育て支援室	保育園（西藤島、啓蒙）親子療育教室等	平成30年5月30日
大阪府医師会	第48回「シルバー健康大学」	平成30年6月4日
日本手術看護学会	近畿地区大会	平成30年7月13日・14日
京都府農林水産技術セン ター 農林センター	農林センター施設公開の実施について	平成30年7月26日
京都市保育連盟	第38期看護技術講習会	平成30年7月30日
京都府南丹保健所長	なんたん元気づくり体操普及リーダー養成講 座	平成30年7月30日
京都府立高等学校進路指 導研究協議会	講演会	平成30年8月6日
（公財）大学コンソーシ アム京都	2018年9月人事・研修担当者懇談会講師	平成30年9月14日

### (3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 以上のように、本学の連携事業は、地方公共団体を連携・協力パートナーとしたものに本学独自の取り組みが加わり、数・内容ともに充実している。対象者も、一般市民や地域住民、高校生、小中学生に加え、職業人を対象とした産業界のニーズにも応える内容となっている。講演会や市民講座、科目等履修生制度と聴講生制度による特定の授業の開放は、地域住民における生涯教育の場として大きな役目を担っている。市民講座の中でも、「新柳居連続セミナー」及び「京町家トークイベント」は、資料代等を徴収する有料制の市民講座として開催したが、20名の定員を超える応募があったことから、社会人教育の役割と一般学生に刺激を与える効果に加え、収益の向上策への活用が期待できる。また、本学が地域に開かれた大学として認識されてきた証や、地域への根付きの現れが、中学校の京都太秦キャンパス訪問や大学案内依頼の増大に見ることができる。また京都亀岡キャンパスでは、通常の産官学連携とは異なる「地域住民と本学との直接的な連携活動」が萌芽しているなど、地域社会との連携活動の進化も見られている。こうした地域社会との連携活動のありかたは、京都太秦キャンパスでも、「右京区まちづくり区民会議」などを通じ、同様の広がりが起こりつつある。同様の萌芽は、高大連携事業にも現れており、工学部開設計画をきっかけに、京都府立田辺高等学校とは高大接続に関する協定を締結し、京都市立京都工学院高等学校と企業と本学との3者による高大産接続事業に関する協定も締結される予定である。「地域とともに生きる総合大学」として、産業界との連携事業体制を整えつつ、より多様な社会的ニーズにも応えていけるよう努めていく。

### A-3 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動

#### A-3-① 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の多様性

**A-3-② 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の地域社会への貢献**

**A-3-③ 学部・学生中心の活動における地域社会との連携活動の教育的価値**

(1) A-3 の自己判定

「基準項目 A-3 を満たしている。」

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【亀岡市域における連携活動について】

- ・平成 23(2011)年から、里山の保全と産業振興を目的として、地元酒造メーカーと共同で純米酒「大槻並」を大学ブランドの清酒として製造してきた。平成 29 (2017)年度より、耕作放棄地の復田プロジェクトを開始し、教員の指導を受けながら学生が水稻品種「みずほのか」を栽培し、その米を原料に地元酒造メーカーが醸造と瓶詰めを分担した。平成 30(2018)年 7 月に、学生が商品名やラベルデザインした大学オリジナル純米酒「霧美命（きりびしょう）」として世に出すことができた。
- ・学生グループが主体となって子どもたちの育成活動を支援する 2016 年度京都府子どもの未来づくりサポーター活動支援事業に、「太秦っ子ひろば」と「そがべっこ未来づくりサポーター」が採択された。平成 30 年 6 月 30 日には、曾我部小学校にて運動会を開催し、平成 30 年 9 月 29 日には、カップヌードルミュージアム見学会を実施する。
- ・バイオ環境学部では、育成した野菜新品種による亀岡地域の農業の活性化を目標に、亀岡市内の野菜生産者団体と「特産物を考える会」を組織し、山芋の一種‘かめまるいも’や漬け菜の一種‘京丹波菜’の普及と生産に取り組み、地域特産野菜の生産に貢献している。

【京都市右京区域における連携活動について】

- ・平成 27 (2015)年度に開設した京都太秦キャンパスでは、経済系学部経済学科・経営学科、健康医療学部看護学科・言語聴覚学科、人文学部歴史文化学科の 1 回生から 4 回生の学生が学ぶ体制になるのに伴い、学部や学生中心の活動における地域社会との連携活動は、京都市右京区域でより活発になっている。
- ・平成 27 (2015)年度から、「右京区まちづくり支援制度（大学活動支援）」を活用した地域コミュニティ活性化と課題解決に向けた取り組みを展開している。平成 29 (2017)年度と平成 30 (2018)年度は、本制度に採択された 3 つの学生団体活動「大堰川における 12 連筏の復活事業」「『京學堂』京フールーツプロジェクト」「冬の大自然会!!音楽で元気になろう!本物の楽器で演奏してみよう!」が実施された。
- ・平成 30(2018)年 4 月実施の京都府知事選において、学生有志が右京区学生選挙サポーターとして期日前投票事務や投開票事務に従事した。また、期日前投票所に設置したブースでは、平成 30(2018)年 3 月、アンケートや子供向けのクイズを通じた啓発行動を行った。右京区学生選挙サポーターとは、学生自身が選挙啓発に繰り出し、

右京区民の政治に対する意識を高め、投票率の向上を目指し、平成 23 年度に設立された団体である。

- ・平成 29(2017)年 10 月 28 日に開催された「右京区民ふれあいフェスティバル 2017」に、京學堂が活動の一つである宕陰地区の特産品の販売ブースを出店した。
- ・学生有志が、学生ボランティアとして、平成 29(2017)年 12 月 2 日に開催された「こどもシゴト博@右京」の仕事体験ブース運営の補助に従事した。「こどもシゴト博@右京」とは、子供たちが地域の暮らしや文化を支える「ものづくり」の仕事や職業を実際に体験するイベントであり、本学は「右京区子ども職業体験実行委員会」のメンバーとして参加した。

#### 【京都市中京区域との連携活動について】

- ・本学学生が京都三大祭の 1 つである祇園祭に参加し、京都市中京区の新町百足屋町地区の山鉾である南観音山の諸活動奉仕にあたり、地域の小学生を対象としたちまき作りの支援活動も行っている。

#### 【その他の連携活動について】

- ・アクティブラーニング教育の中核的な科目である PBL 型科目「実践プロジェクト」が、経済経営学部、人文学部、バイオ環境学部、健康医療学部の 4 学部 8 学科で展開している。平成 30 (2018) 年 2 月 6 日に開催された平成 29 (2017) 年度実践プロジェクト成果報告会では、「嵐山における保津川筏復活プロジェクト (最優秀賞)」、「グルテンフリーしょうゆ (学長賞)」、「実録! シカ問題 in 宝が池公園 (優秀賞)」に加え、「京學堂の取り組みについて」「地元住民・学生・教職員のための健康体力づくりの提案 in KGU 亀岡キャンパス」「インタビューからみる地域の仕事 京都・亀岡編」「京都市内多言語案内アプリ」「観光地で観光客にインタビュー」「京料理～歴史から京料理屋まで／京都学園大学京町家のご近所～与謝蕪村」「後水尾天皇の二条城行幸／公家日記からみた秀吉とお公家さん」「京都の近代化遺産／京都の映像文化」「越畑のリンゴでお土産を作ろう!!」「和の花～視覚・味覚・嗅覚・触覚に訴える普及啓発活動～」「京都今昔写真ストーリーマップ作成」「柚子まるごとプロジェクト」等、地域の課題解決やフィールド調査の活動成果が多く発表された。地域社会との連携活動を通じた、学生の主体的な学びの展開と深化が見られている。PBL 型科目「実践プロジェクト」を基礎にした展開事例は、以下のとおりである。
- ・本学と京都府南丹広域振興局、京都府農林水産技術センター3 者の連携事業で実施した「京都丹波農起業塾」に学生も参加し、平成 27(2015)年度のプログラムでは、農業生産者の輪の中で 6 次化産業やアグリビジネスを学ぶ機会を得た。平成 28(2016)年度と平成 29(2017)年度は、学生が PBL 型科目「実践プロジェクト」の課題や学生の自主的活動のテーマとして、京都府南丹広域振興局から提供された地域課題に取り組んだ。その中で、2016 年に実施された豆スイーツレシピのコンテスト「京都丹波豆 ONE グランプリ」に応募した学生および学生審査員を務めた本学学生が、平成 29(2017)年 1 月 15 日開催の「新春・豆トーク会 (「京都丹波」豆 ONE の会主催)」にパネラー

として招待され、京都丹波産豆の「新商品開発に向けたアイデア」を発表した。「新春・豆トーク会」は、京都丹波を豆で No.1 (ONE) の地域にしたいという思いのもと設立された「京都丹波」豆 ONE の会が、京都丹波産豆の加工品開発や効果的な PR 法の知恵を出し合うことを目的に開催された。

- ・平成 27(2015)年度文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」の中で、京都府下の企業等との包括的連携協定を締結し、地域の産業界でのインターンシップを強化している。また、企業連携による商品開発に取り組む PBL 型科目「実践プロジェクト」の中で、京都特産「城州白」のブランド化に取り組んでいる青谷梅工房と進めてきた「城州白・梅クッキー」が、平成 29(2017)年 11 月 4 日から販売開始となり、京都太秦キャンパスに店舗を構える本学の学生チャレンジショップ「京學堂」で取り扱っている。
- ・福井県おおい町との包括協定をきっかけに、「移住・定住・交流人口の拡大につながるまちづくりのアイデア」をテーマにした平成 28(2016)年度「おおい町まちづくり政策コンテスト」に参加した。これを契機に、学生の自主的活動「おおい町まちづくりプロジェクト」が立ち上がり、学生の主体的な学びへと展開している。例えば、平成 30 (2018) 年 3 月 7 日には、福井県おおい町で開催された「学生が提案するまちづくり発表会」で、おおい町の町長および副町長、町観光協会の関係者に対して成果発表を行った。また、平成 30 (2018) 年 6 月 2 日に開催された「西の鯖街道シンポジウムー文化の来た道、逃れた道(西の鯖街道協議会主催)」では、西の鯖街道トレイルマップ製作報告を行った。また、平成 30 (2018) 年 9 月 19 日には、おおい町の地域おこしの一環として PBL 型科目「実践プロジェクト」で取り組んだ「おおい町ご当地グルメ」の試食・報告会をおおい町にある「はまかぜ交流センターシーまいる」で行った。

### (3) A-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・以上のように、学生が主体となって取り組んでいる連携活動は、日頃の学びや活動の成果を地域に還元できる実践の場となっている。今後、亀岡市域や京都市中京区域での連携活動を継続しながら、京都市右京区域での連携活動をより充実させていく。特に、京都市右京区域では、右京区民との関係性を構築するため、「右京区まちづくり支援制度」を活用しつつ、「右京区大学地域連携協議会」「右京区まちづくり区民会議」「右京区地域連合協議会」等を通じ、本学の存在感を増すように努めながら、地域のニーズ調査を進めていく。また、京都市右京区域では、本学の独自性を活かした本学学生の連携活動を進めつつ、右京区に立地する 4 大学(京都光華女子大学・同短期大学部、京都嵯峨芸術大学・同短期大学部、花園大学、京都外国語大学)と協調・協力した連携活動も視野に入れていきたい。

## [基準 A の自己評価]

- ・以上述べてきたように、本学は地域社会との明確な連携方針を掲げ、本学の持つ高度な知の内容と多様性を反映・活用しつつ、課題の具体的な取組み方針を用意している。本学の地域連携活動は、地元自治体、地元教育機関、地域産業界の要望に応える形で、継続性と多様性を確保しており、今後の更なる深化も期待できる。公開講座など、地域住民に直接に開かれた形での企画サービスも多岐にわたり充実している。また、学生が主体となった連携活動は、日頃の学びを実践できる場となっている。これらのことから、本学は基準 A「地域社会との連携」を満たしていると判断する。

## Ⅶ. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学案内 2018 入学試験要項 2018 AO 入試要項 2018 2018 年度 京都学園大学 指定校推薦入学試験要項	
【資料 2-1-2】	京都学園大学大学院 GUIDE BOOK 2018 2018 年度京都学園大学大学院入学試験要項（経済学研究科、経営学研究科） 2018 年度京都学園大学大学院入学試験要項（人間文化研究科） 2018 年度京都学園大学大学院入学試験要項（バイオ環境環境研究科 博士課程前期） 2018 年度京都学園大学大学院入学試験要項（バイオ環境環境研究科 博士課程後期）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	G-book (Campus Guide)	
【資料 2-4-2】	2019 年大学案内	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	全学ディプロマ・ポリシー <a href="https://www.kyotogakuen.ac.jp/outline/policy/">https://www.kyotogakuen.ac.jp/outline/policy/</a>	
【資料 3-1-2】	経済経営学部 履修要項 2018 人文学部 履修要項 2018 バイオ環境学部 履修要項 2018 健康医療学部 履修要項 2018	
【資料 3-1-3】	2018 大学院要項（経済学研究科） 2018 大学院要項（経営学研究科） 2018 大学院要項（人間文化研究科） 2018 大学院要項（バイオ環境研究科） 2018 大学院要項（法学研究科）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	全学カリキュラム・ポリシー URL: <a href="https://www.kyotogakuen.ac.jp/outline/policy/">https://www.kyotogakuen.ac.jp/outline/policy/</a>	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	大学の研究不正対応に関する規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人京都学園寄附行為	



京都学園大学

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学園常任理事会規則	
【資料 5-3-2】	大学評議会規程	
【資料 5-3-3】	学校法人京都学園寄附行為 第 17 条	
【資料 5-3-4】	学校法人京都学園寄附行為施行細則	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	「新・京都学園大学」中期ビジョン ー学生満足度 100%をめざしてー	
【資料 5-4-2】	予算編成方針	
【資料 5-4-3】	事業計画（案）	
【資料 5-4-4】	事業報告書	
【資料 5-4-5】	京都学園大学創立 50 周年記念事業募金 資料	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	物品購入書	
【資料 5-5-2】	会計規程	
【資料 5-5-3】	会計規程施行細則	
【資料 5-5-4】	財産目録等閲覧規程	
【資料 5-5-5】	資金運用に関する取扱内規	
【資料 5-5-6】	退職給与引当金に関する事務取扱要綱	
【資料 5-5-7】	委託徴収金取扱要綱	
【資料 5-5-8】	固定資産に係る支出に関する取扱内規	
【資料 5-5-9】	証明手数料徴収規程	
【資料 5-5-10】	実習費徴収規程	
【資料 5-5-11】	監査報告書	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。